

# 富士宮市 ゼロカーボン推進戦略 2022-2030 〰▶2050

## 中間見直し版





## はじめに

富士宮市は、「富士山の恵みを次世代につなぐ 地球にやさしいまち」の実現に向けて、2021(令和3)年1月に、市内の二酸化炭素排出量を2050(令和32)年までに実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。



この「ゼロカーボンシティ宣言」を実現する具体策として、2022(令和4)年1月に「富士宮市ゼロカーボン推進戦略」を策定し、これまで市民、事業者、行政が一体となった「オール富士宮」で、脱炭素社会の実現に向けた取組を展開してまいりました。

しかしながら、戦略の策定以降、地球温暖化対策推進法や気候変動適応法が改正され、新たな温室効果ガスの削減目標が示されるなど、脱炭素社会の実現を目指す取組は、一層加速し、産業界においても、次世代型太陽電池や水素エネルギーの活用などの新技術の開発が着実に進んでおり、脱炭素社会の実現に向けた官民の役割が大きくなっているところです。

このような、法令や社会情勢の変化に柔軟に対応し、より実効性のある戦略に改定するため、この度、取組施策や数値目標などの部分的な見直しを行いました。

今後、改定した戦略に基づき、ゼロカーボンシティの実現に向けて市民、事業者の皆様と協働・連携して、エネルギーの地産地消や、省エネルギーなどを推進し、環境に配慮するまちづくりを推進してまいります。

結びに、本戦略の見直しにあたり、御尽力いただきました富士宮市環境審議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査で貴重な御意見をいただきました市民、事業者の皆様がこの場を借りて心より感謝申し上げます。

2026(令和8)年3月

富士宮市長 須藤秀忠



## 目次

第1章 戦略の中間見直しと位置付け	
1 戦略の中間見直しについて .....	1
2 位置付け .....	3
3 計画の期間 .....	3
第2章 気候変動と国内外の動向	
1 気候変動 .....	5
2 日本の気象災害等 .....	6
3 国際的な動向 .....	14
4 国内の動向 .....	15
第3章 富士宮市の概要	
1 概況 .....	28
2 温室効果ガス排出量と再生可能エネルギーの現状 .....	31
3 富士宮市の取組状況 .....	41
第4章 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル	
1 種別ごとの導入ポテンシャル(導入可能量) .....	56
2 総論 .....	61
第5章 市民・事業者の意識	
1 アンケート調査結果 .....	62
【市域一体によるゼロカーボンシティ実現のポイント】 .....	77
第6章 将来像と目標設定	
1 将来像 .....	80
2 温室効果ガス排出量の将来推計 .....	81
3 森林吸収量の将来推計 .....	84
4 削減目標 .....	85
第7章 実現に向けた取組	
1 基本方針 .....	87
2 施策体系 .....	88
3 取組内容 .....	89
4 重点的に取り組む施策 .....	113
5 施策展開による二酸化炭素の削減効果 .....	115
6 脱炭素ロードマップ・行動リスト .....	116
第8章 戦略の推進	
1 推進体制 .....	127
2 フォローアップ .....	128



# 第1章 戦略の中間見直しと位置付け

## 1 戦略の中間見直しについて

### (1) 目的

本市では、2021(令和3)年1月に市長が「ゼロカーボンシティ」を宣言し、脱炭素社会の実現に向けた取組を加速していくため、2022(令和4)年1月に「富士宮市ゼロカーボン推進戦略」(以下「本戦略」という)を策定しました。

本戦略では、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入推進、パートナーシップによる「地域循環共生圏」の形成、省エネルギーの推進、環境に配慮したライフスタイルへの転換の4つの基本方針に基づいて、市民・事業者・行政が一体となって「オール富士宮」で推進します。

#### ～ 「ゼロカーボンシティ」とは ～

「2050(令和32)年にCO<sub>2</sub>(二酸化炭素)を実質ゼロにすることを旨とする首長自ら、又は地方自治体として公表された地方自治体」と環境省により位置付けられています。

ゼロカーボンシティは、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた地域の取組です。

2050年カーボンニュートラルは、2050(令和32)年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量と、森林等の吸収量を均衡させること(実質ゼロ)を意味します。

ここでいう「温室効果ガス」とは、太陽光により暖められた地表面から放射される熱を吸収し、再び放射することで温室効果をもたらすガスのことです。

#### 本戦略で削減を進める温室効果ガス

温室効果ガスには、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、フロン類などがありますが、人の活動により増加する温室効果ガスの大部分は、二酸化炭素が占めています。

本市においても、温室効果ガスのうち二酸化炭素が大部分の排出を占めています。そのため、本戦略においては、二酸化炭素の削減の取組を進めます。

## (2) 考え方

中間見直しであることから、本戦略の骨格である、「将来像」、「基本方針」は原則変更せず、本戦略の進捗状況、関係法令、国や県の動向及び社会・経済・技術の状況等を踏まえ、取組施策、数値目標など部分的な見直しとし、第6次富士宮市総合計画、第3次富士宮市環境基本計画、その他個別計画と整合を図るものとします。

## (3) 見直し項目

### ア 第1章「戦略の中間見直しと位置付け」

最新の国や県、市の計画などに基づき、各項目を更新する。

### イ 第2章「気候変動と国内外の動向」

最新の動向、データを踏まえ、各項目を更新する。

### ウ 第3章「富士宮市の概要」

最新のデータを踏まえ、各項目を更新と追加する。また、「市内の二酸化炭素排出量」の前段として、新たに「市内の温室効果ガス排出量」を追加する。

### エ 第4章「再生可能エネルギーの導入ポテンシャル」

最新の公表データ等に基づき、導入実績、導入ポテンシャルを更新する。

### オ 第5章「市民・事業者の意識」

本戦略の見直しにあたり、市民・事業者の意向を把握するため、実施したアンケート調査の結果を反映する。

### カ 第6章「将来像と目標設定」

温室効果ガスの排出量について、現状すう勢の推計を更新し、新たに「森林吸収量の将来推計」を追加する。また、「温室効果ガス排出量の削減目標」に目標年度として新たに2035(令和17)年度及び2040(令和22)年度を追加する。あわせて、「目標達成に向けた二酸化炭素削減量」を追加する。

### キ 第7章「実現に向けた取組」

本市における脱炭素の取組を進めていく上での基本方針はそのままに、主な施策については事業名称、施策内容の更新をする。また現在の状況を踏まえ取組概要等を修正し、導入目標の再設定や現状値を更新する。

### ク 第8章「戦略の推進」

推進体制について、富士宮市環境審議会、ゼロカーボンシティ推進本部・幹事会の体制を更新する。

## 2 位置付け

本戦略は、関連する国、県の計画、「第6次富士宮市総合計画」、「第3次富士宮市環境基本計画」、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」、「富士宮市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」等と整合を図り、2050(令和32)年のゼロカーボンシティの実現に向けた、基本的な方向性と実現に向けた方針と取組等を示すものです。(図1.1)

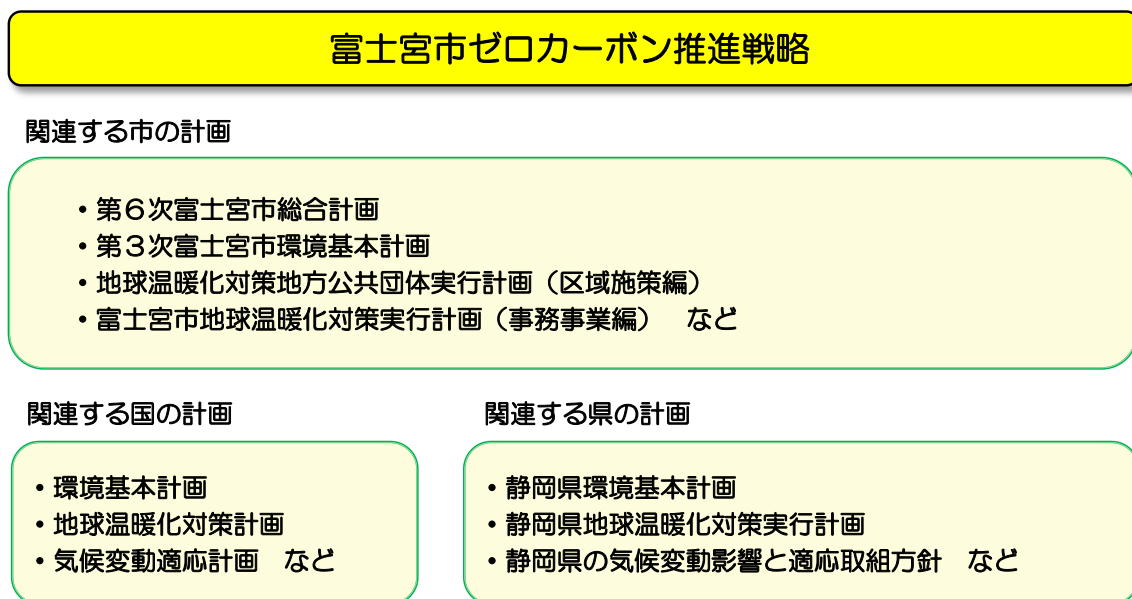


図 1.1 富士宮市ゼロカーボン推進戦略の位置付け

## 3 計画の期間

本戦略の期間は、2022(令和4)年度から2030(令和12)年度までの9年間とします。なお、これを長期目標に向けた第1期計画期間として、上位計画に合わせ、2025(令和7)年度に見直しを行いました。

その後、2031(令和13)年度から2040(令和22)年度までを第2期計画期間、2041(令和23)年度から2050(令和32)年度までを第3期計画期間とし、段階的に取組を進めていきます。(図1.2)

また、環境や社会情勢等の変化に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

	ゼロカーボン推進戦略 第1期 (2022(令和4)年度～2030(令和12)年度 期間:9年間)									第2期	第3期
年度	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)	2031-2040 (令和13-22)	2041-2050 (令和23-32)
第1期				中間 見直し					最終 目標		
第2期											
第3期											

図 1.2 富士宮市ゼロカーボン推進戦略の期間

## エス・ディー・ジーズ 持続可能な開発目標 S D G s

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、Sustainable Development Goals の略です。

2015（平成 27）年 9 月 25 日、国連本部で開催された国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030（令和 12）年までの「持続可能な開発目標」です。

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい世界を目指しています。

SDGs は、17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、それぞれが相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決することを目指すこと及び 1 つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すこと、という特徴を持っています。



## 富士山 SDGs

本市は、2021（令和 3）年度に「SDGs 未来都市」に選定されました。

これは、内閣府が所管する地方創生に向けた自治体 SDGs を推進するための事業で、全国の各自治体において SDGs の達成に向けた優れた取組を提案した都市を選定するというものです。

本市の提案タイトルは、

“富士山を守り 未来につなぐ 富士山 SDGs” です。

- ①富士山の恵みの保全と活用
- ②富士宮市のファン開拓による移住定住の促進や産業の創出
- ③郷土愛の醸成による持続可能な社会の担い手育成

といった取組を行うことで、地域資源をいかした新しいアイデアや連携を生み出し、地域経済を活性化させるとともに、あらゆる人や世代が地域で活躍できるまちを目指していきます。



## 第2章 気候変動と国内外の動向

### 1 気候変動

近年、地球温暖化の進行に伴う、大気や水循環などの気候変動により、猛暑や豪雨・竜巻などのリスクがさらに高まっています。人類の活動は地球の環境収容力を超えつつあり、環境や自然資本の安定性が脅かされ、気候変動問題は、世界的危機に直面しています。(図 2.1)

2024(令和 6)年も世界各地で様々な気象災害が見られ、観測史上最も暑い年となり、世界の平均気温が工業化前と比べて約 1.5°C 上昇し、単年ですが初めてパリ協定<sup>※1</sup>の目標の 1.5°C を超えました。

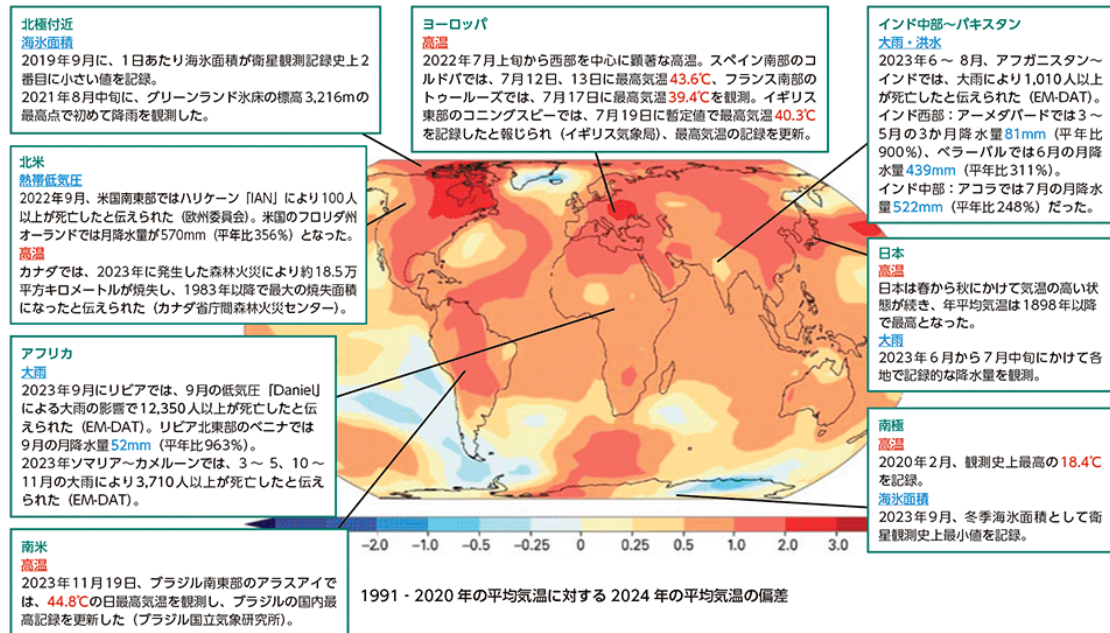


図 2.1 1991(平成 3)-2020(令和 2)年の平均気温に対する 2024(令和 6)年の平均気温の偏差

資料:「WMO State of the Global Climate 2024」、気象庁 HP、JAXA HP 環境省作成  
出典:「令和 7 年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」(2025(令和 7)年 環境省)

2023(令和 5)年に公表された IPCC<sup>※2</sup> 第 6 次評価報告書(AR6)統合報告書では、人為的な影響は 1950(昭和 25)年以降、熱波と干ばつが同時発生する頻度の増加を含む、複合的な極端現象の発生確率を高めている可能性が高いとしています。

また、気象と気候の極端現象の増加により、人類社会は以下の深刻な影響下にあるとしています。

- ・ 何百万人もの人々が急性の食料不安
- ・ 世界の人口の約半分が現在、少なくとも 1 年の一部の期間において、気温上昇や降水量の変化を含む気候の影響(気候駆動要因)及び人口増加や土地利用の変化を含む社会的・経済的要因(非気候駆動要因)による深刻な水不足

さらに、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がないことが示されています。加えて、継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらす、地球の平均気温の上昇が短期のうちに 1.5°C に達するとの見通しが示され、この 10 年間に行う選択や実施する対策は現在から数千年先まで影響を持つ可能性が高いことが指摘されました。

※1 パリ協定:2015(平成 27)年 12 月に開催された国際会議(COP21)において採択された気候変動対策に関する国際的な協定であり、産業革命前より世界の平均気温の上昇を 2°C より十分低く抑え、1.5°C に抑える努力を継続することを掲げている。

※2 IPCC:世界気象機関(WMO)及び国連環境計画(UNEP)により 1988(昭和 63)年に設立された政府間組織であり、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的としている。

## 2 日本の気象災害等

### (1) 顕著化する気象被害

2024(令和 6)年の日本の平均気温は、1898(明治 31)年の統計開始以降、2023(令和 5)年を上回り、最も高い値となりました。年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年当たり1.40℃の割合で上昇しています。特に1990(平成 2)年以降、高温となる年が頻出しています。(図 2.2)

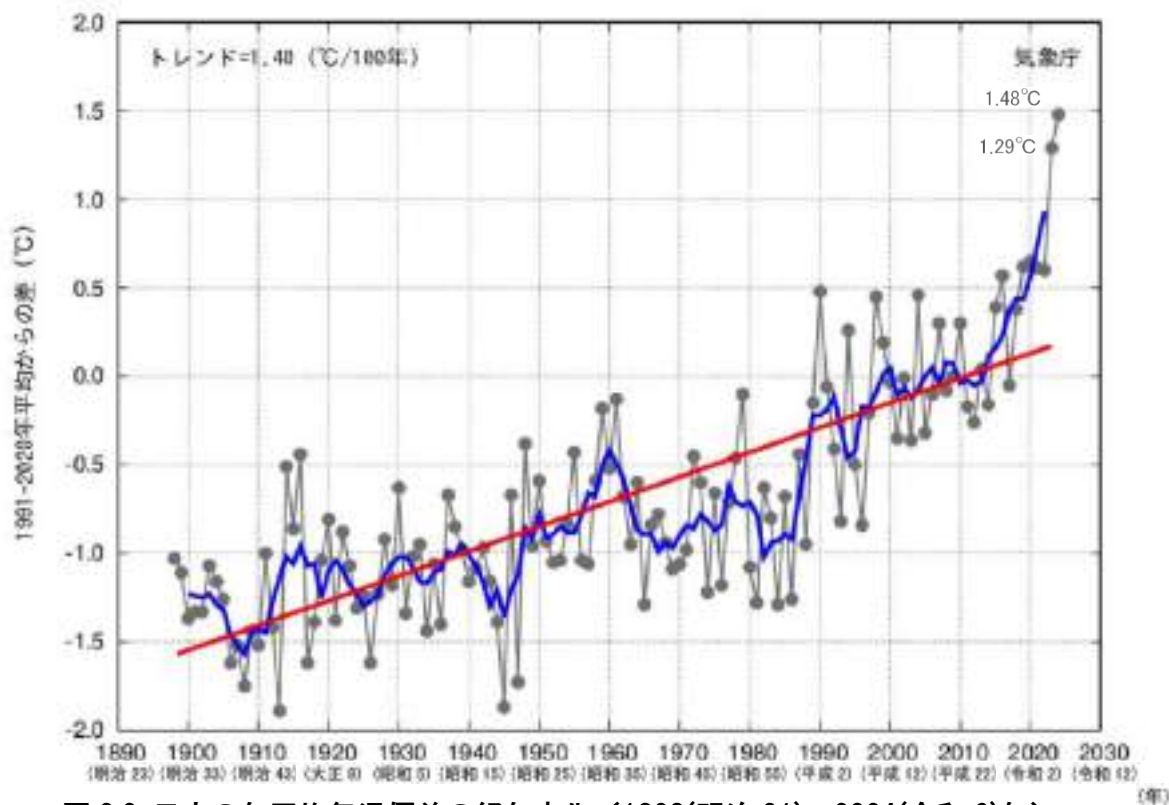


図 2.2 日本の年平均気温偏差の経年変化 (1898(明治 31)～2024(令和 6)年)

出典:気象庁 HP(一部追記)

- : 各年の平均気温の基準値\*からの偏差(観測された平均気温から、基準値を差し引いたもの)
- : 偏差の5年移動平均値(その年と前後2年を合わせた5年間の平均を、毎年ずらしながら計算したもの)
- : 長期変化傾向

\*基準値は、1991(平成 3)～2020(令和 2)年の30年平均値。

日降水量 100mm 以上の日数は、1901(明治 34)年から 2024(令和 6)年の期間において、増加しており、雨の降り方も極端になってきています。極端な雨の降り方については、気温の上昇に伴い、大気中の水蒸気量が上限(飽和)に達しにくくなるために降水の回数が減り、一方で、一度の大雨によりもたらされる降水量は多くなるということが要因の1つと考えられます。(図 2.3)

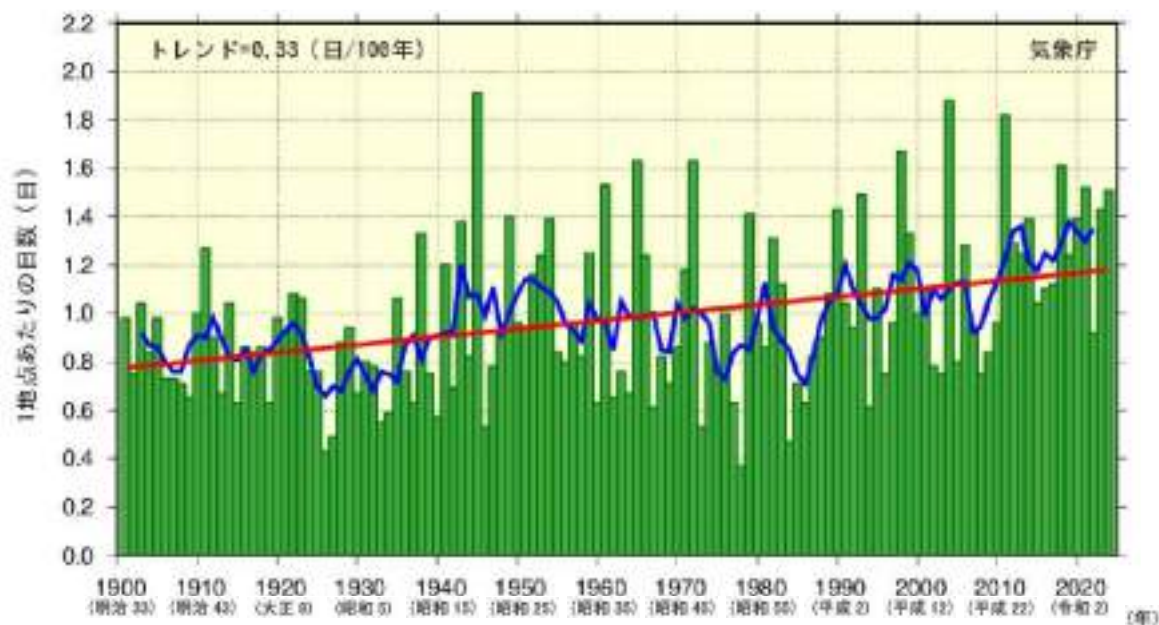


図 2.3 日降水量 100mm 以上の年間日数の経年変化 (1901(明治 34)~2024(令和 6)年)

出典:気象庁 HP(一部追記)

- : 1 地点あたりの年間日数
- : 5 年移動平均値(その年と前後 2 年を合わせた 5 年間の平均を、毎年ずらしながら計算したもの)
- : 長期変化傾向

国内においては、2020(令和 2)年 7 月の大雨(令和 2 年 7 月豪雨)、2021(令和 3)年 8 月の西日本から東日本の広い範囲における大雨、2023(令和 5)年 8 月の台風第 7 号、2024(令和 6)年には台風第 10 号や線状降水帯による大雨など、近年、河川の氾濫が相次ぎ、土砂災害、低地の浸水等により、人的被害や物的被害が甚大化するとともに、大気の状態が非常に不安定となり、竜巻や突風による被害も発生しています。

本市においても、2021(令和 3)年 8 月の猛烈な雨により一級河川潤井川が増水したほか、2023(令和 5)年 8 月の台風第 7 号では国道 139 号が冠水するなどの影響を受けました。



2021(令和3)年8月 一級河川潤井川の増水状況(横巻橋(山本地区))



2023(令和5)年8月 台風第7号による冠水状況(国道139号阿幸地北交差点)

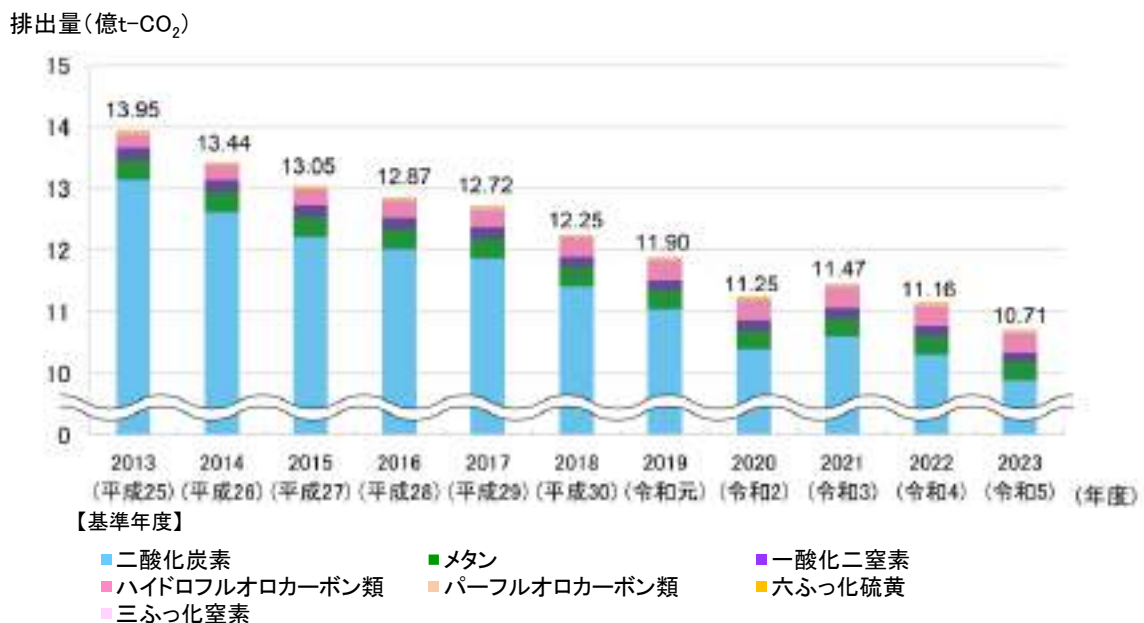
## (2) 国の温室効果ガス排出量<sup>※1</sup>

国の2023(令和5)年度の温室効果ガス排出量は、10億7,100万t-CO<sub>2</sub>で、国の削減目標の基準年度である2013(平成25)年度の排出量(13億9,500万t-CO<sub>2</sub>)と比べると、23.3%減少しました。温室効果ガス排出量は、2013(平成25)年度以降、減少傾向にあります。(図2.4)

温室効果ガス排出量の減少要因は、エネルギー消費量の減少や、電力の脱炭素化(再生可能エネルギー拡大、原発再稼働)に伴う電力由来の二酸化炭素排出量の減少が考えられます。

また、国から排出される温室効果ガスの90%以上を二酸化炭素が占めており、世界全体の割合(約70%)と比べて、二酸化炭素排出量の占める割合が高い特徴があります。

二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、2023(令和5)年度において、国から排出される温室効果ガスの7.7%を占めています。そのうち、メタンが2.7%、一酸化二窒素が1.5%、ハイドロフルオロカーボン類が3.0%、パーフルオロカーボン類が0.3%、六ふっ化硫黄が0.2%、三ふっ化窒素が0.02%を占めています。(表2.1)



※各年度の排出量には、森林等の吸収源による吸収量は含まれません。

図2.4 日本の温室効果ガス排出量と排出構成

出典:「2023年度の温室効果ガス排出量及び吸収量(詳細)」(2025(令和7)年 環境省)を元に作成

表2.1 日本の温室効果ガス排出量と排出構成

(単位: 億 t-CO<sub>2</sub>)

ガス種別	2013年度 (平成25年度) 基準年度	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
二酸化炭素	13.14	12.62	12.22	12.02	11.87	11.41	11.04	10.39	10.60	10.31	9.89
メタン	0.33	0.32	0.32	0.32	0.32	0.31	0.31	0.30	0.30	0.30	0.29
一酸化二窒素	0.20	0.19	0.19	0.18	0.19	0.18	0.17	0.17	0.17	0.16	0.16
ハイドロフルオロカーボン類	0.22	0.24	0.27	0.28	0.29	0.30	0.32	0.33	0.34	0.33	0.32
パーフルオロカーボン類	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
六ふっ化硫黄	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
三ふっ化窒素	0.02	0.01	0.01	0.01	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
計	13.95	13.44	13.05	12.87	12.72	12.25	11.90	11.25	11.47	11.16	10.71

※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

出典:「2023年度の温室効果ガス排出量及び吸収量(詳細)」(2025(令和7)年 環境省)を元に作成

※1 森林等の吸収源による吸収量は含まれません。

国内の二酸化炭素排出量を排出主体別にみると自家用車や一般廃棄物を含め、家計関連からの排出は、二酸化炭素排出量の21.6%を占めており、残る78.4%は企業・公共部門関連の事業活動に由来しています。(図 2.5)

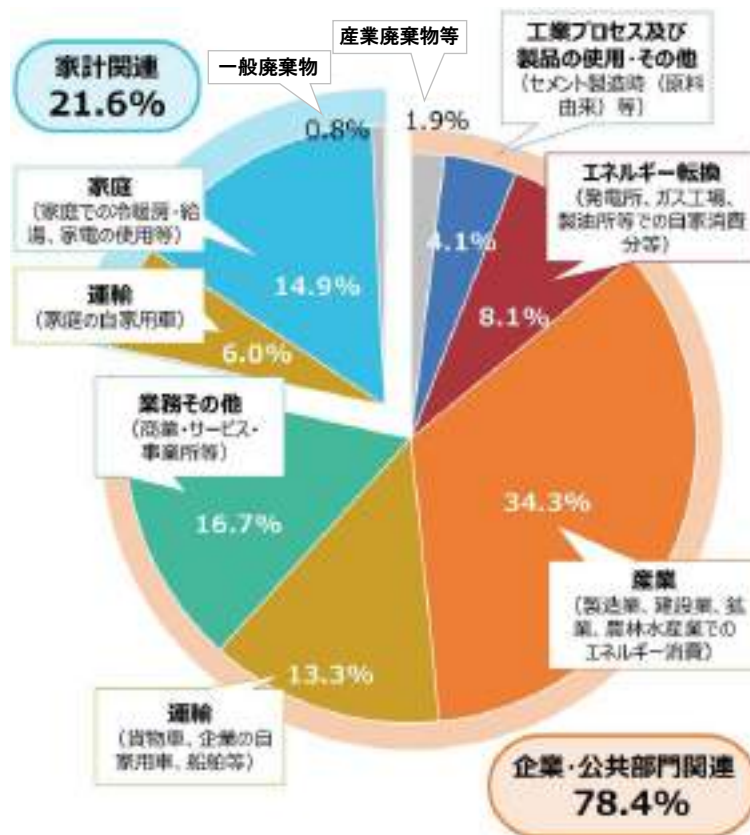
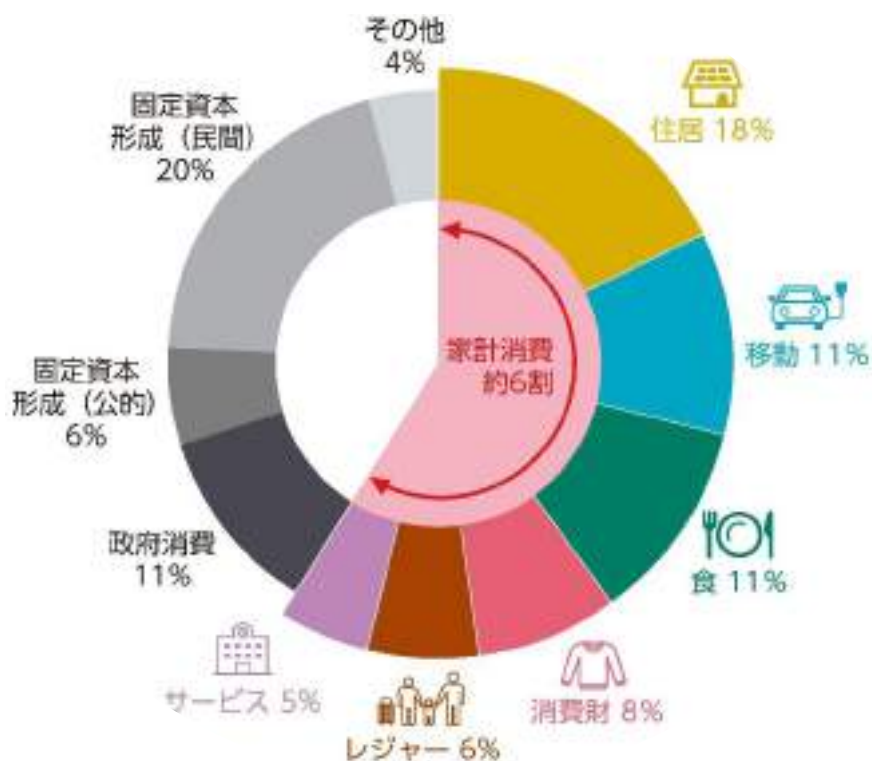


図 2.5 排出主体別の二酸化炭素排出量の内訳 (2023(令和 5)年度)

出典:「2023 年度の温室効果ガス排出量及び吸収量(詳細)」(2025(令和 7)年 環境省)を一部加工

温室効果ガス排出量を消費ベース(カーボンフットプリント<sup>※1</sup>)で見ると約 60%が家計消費です(図 2.6)。この排出には製造・流通・販売など事業者の活動に伴う排出も含まれており、私たちのライフスタイルと事業者の活動の双方が気候変動などの環境問題に大きな影響を与えていることが分かります。



**図 2.6 消費ベースでの日本のライフサイクル温室効果ガス排出量**

出典:「令和 7 年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」(2025(令和 7)年 環境省)

※1 カーボンフットプリント:直訳は「炭素の足跡」。商品やサービスの原材料の調達から生産、流通を経て最後に廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量を CO<sub>2</sub> に換算したものを。

### (3) 国内外のエネルギー情勢

#### ① 国内のエネルギーの電源構成

東日本大震災を契機とした原子力発電所の運転停止及び火力発電量の増大に伴い、2011(平成23)年度以降の電源構成はそれ以前と比べて大きく変化しました。その後、固定価格買取制度(FIT制度)の開始により、再生可能エネルギー※1による発電電力量は、増加傾向にあります。(図2.7)

2023(令和5)年度の電源構成は、再生可能エネルギーが22.9%で、前年度から増加しています。また、再生可能エネルギーの拡大や原子力の電源割合が増加したことに伴い、火力(石炭・天然ガス・石油等)は68.6%となり、前年度から減少しました。(図2.8)

なお、再生可能エネルギーについては、固定価格買取制度(FIT制度)の開始以降、電源に占める割合は増加傾向にあります。

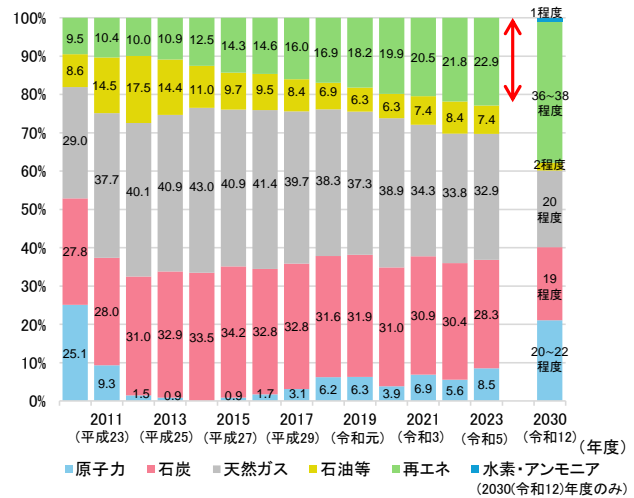
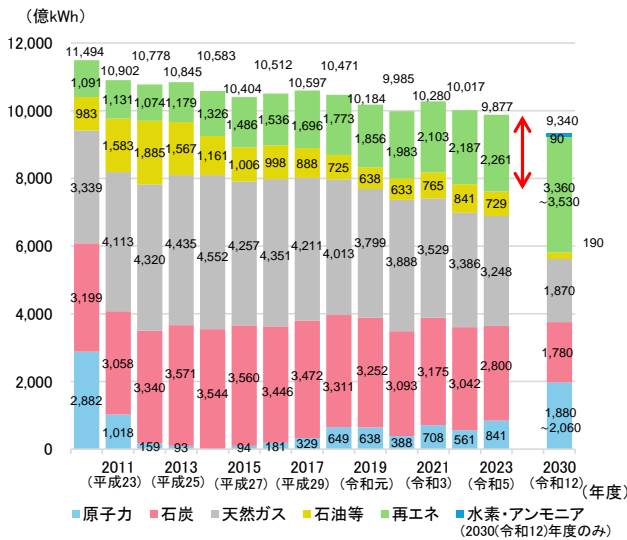


図2.7 電源種別の発電電力量の推移

図2.8 電源構成の推移

出典:「2023年度の温室効果ガス排出量及び吸収量(詳細)」(2025(令和7)年 環境省)を元に作成

\* 2030(令和12)年度は「2030年度におけるエネルギー需給の見通し(関連資料)」(2021(令和3)年9月 資源エネルギー庁)を元に作成

#### ② 国内の再生可能エネルギーによる発電量

2012(平成24)年度の固定価格買取制度開始から太陽光発電の発電量が大きく増加したことにより、再生可能エネルギーによる発電量は2013(平成25)年度以降増加傾向にあります。(図2.9)

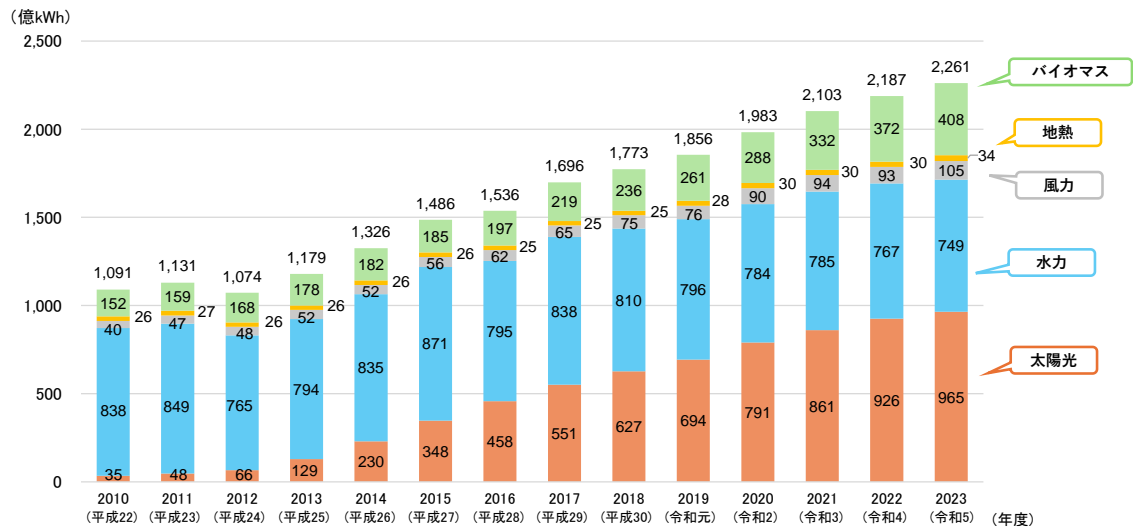


図2.9 再エネ電源量の推移

出典:「2023年度の温室効果ガス排出量及び吸収量(詳細)」(2025(令和7)年 環境省)を元に作成

※1 再生可能エネルギー:太陽光・水力・風力・地熱・バイオマス

### ③ 各国のカーボンニュートラルへの進捗

国では、2020(令和 2)年 10 月、2050(令和 32)年のカーボンニュートラルを目指すことが宣言されました。社会全体としてカーボンニュートラルを実現するためには、電力部門では、非化石電源の拡大、非電力(産業・民生・運輸)部門では、エネルギーの電化・水素化、それでも残る二酸化炭素は吸収・利活用を通じた脱炭素化を進めることが必要です。

しかしながら、昨今のロシアによるウクライナ侵攻やエネルギー供給など世界的な安全保障問題、発展途上国との不平等、米国のパリ協定離脱など、脱炭素を取り巻く世界情勢は決して楽観できる状況にはありません。

このような状況にあるものの各国において、2050 年～2060 年代のカーボンニュートラル実現に向けた取組が進められており、主な諸外国については、EU、イギリス、アメリカでは温室効果ガスは減少傾向にあります。一方で、中国では増加傾向にあり、2021(令和 3)年時点の温室効果ガス排出量実績は 2005(平成 17)年比で約 79%増加しています。(表 2.2)

表 2.2 各国のカーボンニュートラルに向けた目標と進捗

国名		日本	EU	イギリス	アメリカ	中国
基準年※1		2013 年度 (平成 25 年度)	1990 年 (平成 2 年)	1990 年 (平成 2 年)	2005 年 (平成 17 年)	2005 年 (平成 17 年)
排出・削減実績	2021(令和 3)					約 79%(増)
	2022(令和 4)		▲約 33%	▲約 50%	▲約 17%	
	2023(令和 5)	▲約 24%※2				
削減目標等	2030(令和 12)	▲46%	▲55%	▲68%	▲50～52%※4	▲65%※5
	2035(令和 17)	▲60%		▲81%	▲61～66%※4	
	2040(令和 22)	▲73%	▲90%※3			
	2050(令和 32)	カーボンニュートラル				
	2060(令和 42)					カーボンニュートラル

出典:「令和 6 年度エネルギーに関する年次報告(エネルギー白書 2025)」(2025(令和 7)年 資源エネルギー庁)を元に作成

※1 本表の基準年・削減目標年は各国の NDC(国が決定する貢献)の表記に準拠する。日本は、年ではなく、年度である。

※2 2013(平成 25)年度の LULUCF(土地利用、土地利用変化及び林業)分野の GHG(温室効果ガス)排出及び吸収も含んだ日本の排出量と、2023(令和 5)年度の LULUCF 分野を含んだ日本の温室効果ガス排出量とを比較し算出した削減率を示す。

※3 欧州委員会は 2025(令和 7)年 7 月 2 日、EU 全体の温室効果ガス(GHG)排出量を 2040(令和 22)年までに 1990(平成 2)年比で 90%削減する法案を発表した。

※4 前バイデン政権下での政府目標。

※5 単位 GDP(国内総生産)当たりの CO<sub>2</sub> 排出量の削減率を示す。

### 3 国際的な動向

#### ① パリ協定

2015(平成 27)年 9 月、国連持続可能な開発サミットにおいて 2030(令和 12)年までの達成を目指す持続可能な開発目標(SDGs)が策定され、2015(平成 27)年 12 月に COP<sup>※1</sup>21 で、途上国を含む全ての締約国が各自の削減目標の達成に向けて取り組むこと、長期的には産業革命前より温度上昇を 1.5°C に抑える努力を継続することを記した「パリ協定」が採択され、2020(令和 2)年から本格的な運用が始まりました。

#### ② IPCC 1.5°C 特別報告書<sup>※2</sup>

2018(平成 30)年 10 月、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)で、世界の平均気温が産業革命前より人間活動によって 1.5°C 上昇する可能性が高いことが示されています。報告書では、現在の「1°C 上昇した場合」と「1.5°C 上昇」、そして「2°C 上昇」の場合では、生活や生態系などへの影響に大きな違いがあることが示されました。

#### ③ 新型コロナウイルス感染症の拡大・グリーンリカバリー<sup>※3</sup>

2020(令和 2)年の新型コロナウイルス感染症の拡大によるパンデミックは、気候変動問題や生物多様性の損失を始めとした多くの環境問題やグローバル化<sup>※4</sup>した社会問題と密接に関連していると言えます。欧州などの各国は、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済危機からの復興と、気候変動政策等を融合させる「グリーンリカバリー」政策を打ち出しました。

#### ④ <sup>こんめい</sup>昆明・モンリオール生物多様性枠組

2022(令和 4)年 12 月に開催された国連の「生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)」において、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択され、この中で、「自然と共生する世界」という 2050 年ビジョンを掲げつつ、その具体的な姿を 4 つの 2050 年グローバルゴールで表現しています。また、自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることを、2030 年ミッションとして掲げました。

#### ⑤ 国連気候変動枠組条約第 29 回締約国会議 (COP29)

2024(令和 6)年 11 月、アゼルバイジャン・バクーにおいて開催された COP29 では、気候資金に関する新規合同数値目標(NCQG)、緩和作業計画(MWP)、適応に関する世界全体の目標(GGA)の運用に関する決定が採択されました。これらに加え、パリ協定第 6 条<sup>※5</sup>に関する決定も採択されました(国際的に協力して削減・除去対策を実施するパリ協定第 6 条の完全運用化が実現)。

※1 COP: 締約国会議「Conference of the Parties」の略で、「気候変動枠組条約(UNFCCC)」に関する COP では温室効果ガスの排出を削減する方法や削減目標が議論されている。

※2 IPCC 1.5°C 特別報告書: 気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な開発及び貧困撲滅への努力の文脈における、工業化以前の水準から 1.5°C の地球温暖化による影響及び関連する地球全体での温室効果ガス排出経路に関する IPCC 特別報告書。

※3 グリーンリカバリー: 新型コロナウイルスの感染拡大による景気後退への対策で、環境を重視した投資などを通して経済を浮上させようとする手法。

※4 グローバル化: 情報通信技術の進展、移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人、物材、情報の国際的移動が活性化している現象。

※5 パリ協定第 6 条: 世界の温室効果ガス排出削減を効率的に進めるため、排出を減らした量を国際的に移転する「市場メカニズム」を規定している。

## 4 国内の動向

### (1) 国の動向

#### ① 国の 2050 年カーボンニュートラルへの動き

2020(令和 2)年 10 月、国において、2050(令和 32)年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050 年カーボンニュートラルを目指すことが宣言されました。

2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、法制度の改正を始め、省庁連携による様々な取組が進められています。

2020(令和 2)年 12 月	「国・地方脱炭素実現会議」設置 (地域の取組と密接に関わる暮らし・社会の分野での脱炭素方策を検討)
2021(令和 3)年 5 月	「地球温暖化対策推進法」改正 (2050(令和 32)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」を基本理念)
6 月	「地域脱炭素ロードマップ」策定 「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」策定
7 月	グリーン社会の実現に向けた「国土交通グリーンチャレンジ」策定
10 月	「地球温暖化対策計画」改定 「気候変動適応計画」改定 「第 6 次エネルギー基本計画」策定
2022(令和 4)年 6 月	「地球温暖化対策推進法」改正
7 月	「GX <sup>※1</sup> 実行会議(第 1 回)」開催
2023(令和 5)年 2 月	「GX 実現に向けた基本方針」閣議決定
4 月	「気候変動適応法」改正
5 月	「気候変動適応計画」一部更新 「GX 推進法」制定
2024(令和 6)年 4 月	「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」改正
5 月	「第六次環境基本計画」策定
6 月	「地球温暖化対策推進法」改正
2025(令和 7)年 2 月	「地球温暖化対策計画」改定 「第 7 次エネルギー基本計画」策定

※1 GX:「Green Transformation」の略で、産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をグリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すべく、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指す取組。

## ② 地球温暖化対策計画（2025（令和7）年2月改定）

地球温暖化対策の推進に関する基本的方針、削減目標（温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減、更に50%の高みに向けた挑戦）や目標達成のための対策・施策が示されています。

### ● 温室効果ガスの排出削減・吸収の量に関する目標

#### (1) 国の温室効果ガスの削減目標

国の削減目標として、2030（令和12）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていきます。

また、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050（令和32）年ネット・ゼロ<sup>※1</sup>の実現に向けた直線的な経路にある目標として、2035（令和17）年度、2040（令和22）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指します。

### ● 目標達成のための対策・施策

#### (1) 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

##### ① 「国」の基本的役割

- 1 多様な政策手段を動員した地球温暖化対策の総合的推進
- 2 率先した取組の実施
- 3 国民各界各層への地球温暖化防止行動の働きかけ など

##### ② 「地方公共団体」の基本的役割

- 1 地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進
- 2 自らの事務及び事業に関する措置 など

##### ③ 「事業者」の基本的役割

- 1 事業内容等に照らして適切で効果的・効率的な対策の実施
- 2 社会的存在であることを踏まえた取組
- 3 製品・サービスの提供に当たってのライフサイクルを通じた環境負荷の低減

##### ④ 「国民」の基本的役割

- 1 国民自らの積極的な温室効果ガスの排出の量の削減
- 2 地球温暖化防止活動への参加

---

※1 ネット・ゼロ：温室効果ガスが排出される量と吸収・固定される量の差し引きがゼロになること。

## (2) 地方公共団体が講ずべき措置に関する基本的事項

地方公共団体は、温室効果ガス排出量の削減や再生可能エネルギーの最大限の導入・活用とともに、徹底した省エネルギーの推進を図ることを目指す。

- ① 目標の設定と具体的な対策
- ② 地域における多様な主体との役割分担・連携
- ③ 地域共生・地域裨益型再生可能エネルギー等の導入拡大
- ④ 地域の多様な課題に応える脱炭素化に資する都市・地域づくりの推進
- ⑤ 地方公共団体間の協働・連携
- ⑥ 地方公共団体実行計画の進捗管理(PDCA 体制の構築)

## ③ 第7次エネルギー基本計画（2025（令和7）年2月策定）

温室効果ガス排出量を 2030(令和 12)年度に 46%削減、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けるとともに、2035(令和 17)年度 60%削減、2040(令和 22)年度 73%削減、そして 2050(令和 32)年にカーボンニュートラル実現という目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示しています。なお、第7次エネルギー基本計画は、2040(令和 12)年度の温室効果ガス 73%削減目標と整合的な形で策定しています。

### ●脱炭素電源の拡大等(再生可能エネルギー)

- ・ S+3E<sup>※1</sup> を大前提に、電力部門の脱炭素化に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、関係省庁が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促す。
- ・ 国産再生可能エネルギーの普及拡大を図り、技術自給率の向上を図ることは、電力部門の脱炭素化に加え、日本の産業競争力の強化に資するものであり、こうした観点からも次世代再生可能エネルギー技術の開発・社会実装を進めていく必要がある。 など

### ●2040(令和 22)年に向けた政策の方向性

- ・ 2040(令和 22)年度に向けて、「GX2040ビジョン<sup>※2</sup>」を一体的に遂行
- ・ 再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく。
- ・ 徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用する。 など

#### <2040(令和 22)年度におけるエネルギー需給の見通し>

2022(令和 4)年度時点においては火力発電が 72.6%を占め、再生可能エネルギーは 21.8%ですが、2040(令和 22)年には火力発電の割合を 30~40%程度まで低減させるほか、再生可能エネルギーの比率を 40~50%まで拡大する見通しが示されました。(表 2.3)

※1 S+3E：日本のエネルギー政策の基本方針であり、安全性（Safety）を大前提として、安定供給（Energy Security）、経済効率性（Economic Efficiency）、環境適合（Environment）を同時に実現する考え方。

※2 GX2040 ビジョン：将来の見通しに対する不確実性が高まる中、GXに向けた投資の予見可能性を高めるため、より長期的な方向性を示すもの。

表 2.3 エネルギー需給の見通し

		2013(平成 25)年度 (実績)	2022(令和 4)年度 (実績)	2040(令和 22)年度 (見通し)
発電電力量		1.08 兆 kWh	1.00 兆 kWh	1.1～1.2 兆 kWh 程度
電源構成	再生可能エネルギー	10.9 %	21.8 %	40～50 %程度
	太陽光	1.2 %	9.2 %	23～29 %程度
	水力	7.3 %	7.7 %	8～10 %程度
	風力	0.5 %	0.9 %	4～8 %程度
	地熱	0.2 %	0.3 %	1～2 %程度
	バイオマス	1.6 %	3.7 %	5～6 %程度
	原子力	0.9 %	5.6 %	20 %程度
	火力	88.3 %	72.6 %	30～40 %程度

出典:「2040 年度におけるエネルギー需給の見通し(関連資料)」(2025(令和 7)年 2 月 資源エネルギー庁)を元に作成

#### ④ 気候変動適応計画（2021（令和 3）年 10 月改定、2023（令和 5）年 5 月一部更新）

近年の平均気温の上昇、大雨の頻度の増加により、農産物の品質の低下、災害の増加、熱中症のリスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、気候変動問題は、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。

気候変動適応計画では、気候変動影響による被害の防止・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指し、総合的かつ計画的な施策が示されています。

##### ●関係者の基本的役割

気候変動適応の推進に関しては、国だけでなく、地方公共団体、事業者、国民等、多様な関係者が基本的役割を担いながら、相互に密接に連携して取り組むことにより、相乗的な効果を発揮することが期待されています。

##### ●気候変動適応に関する7分野

本計画では、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活の 7 分野ごとに、現状と将来の影響を踏まえた適応策が示されています。

##### 【緩和策と適応策】

気候変動の対策には、温室効果ガスの排出削減等対策である「緩和策」と気候変動による影響への備えや被害を軽減する「適応策」の2つがあります。気候変動に対応するためには、緩和策と適応策を両輪として進めていく必要があります。

## ⑤ 持続可能な社会へのリデザイン※1

### (1) 様々な危機は相互に関連

今日、気候変動問題を始めとする地球環境の危機に加え、新型コロナウイルス感染症や生き物の生息域の適切な棲み分けができなくなっていることへの対策が不可欠です。これらは相互に関連しており、地球に生きる全ての生き物にとって避けることのできない喫緊の課題です。

また、我が国は、少子高齢化・人口減少、そして人口の地域的な偏在の加速化等が進んでおり、これらは地域コミュニティの弱体化を招き、地方公共団体の行政機能を発揮する上での支障となり、環境保全の取組にも深刻な影響を与えています。

### (2) 持続可能で強靱な経済社会づくり

気温上昇を抑える国際的な開発目標を達成し、持続可能な社会となるために、地球温暖化への対応を経済成長の制約やコストではなく、成長の機会と捉えるような発想を転換する、新たな様式の活動を起こすことが重要です。

そのためには、「脱炭素社会への移行」、「循環経済への移行」、「分散型社会への移行」という3つの移行を加速させ、持続可能で強靱な経済社会へのリデザインを強力に進めていくことが不可欠です。

### (3) 地域循環共生圏づくり

国連の「持続可能な開発目標」(SDGs)や「パリ協定」といった世界を巻き込む国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、第五次環境基本計画(2018(平成30)年)において、国により複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用した「地域循環共生圏」が提唱されました。足元にある地域資源を活用し、環境・経済・社会を良くしていくビジネスや事業を、社会の仕組みに組み込む「自立・分散型社会」の構築につながります。

地域が抱える様々な課題を、環境を切り口に統合的に解決することやパートナーシップの下で実現していく考え方であるため、ローカルSDGsを実践していく取組でもあります。(図2.10)

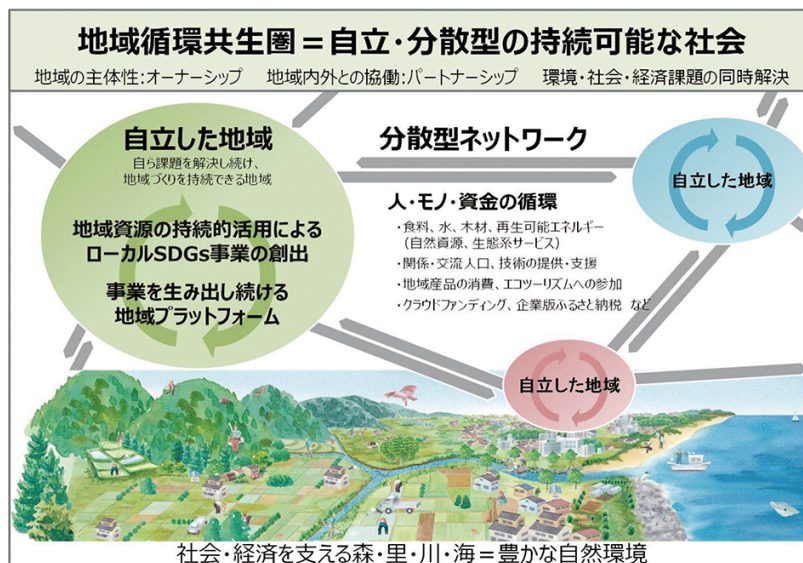


図 2.10 地域循環共生圏の概念

出典:「令和7年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」(2025(令和7)年 環境省)

※1 リデザイン(Redesign): 社会・経済の再設計。

#### (4) グリーンインフラ<sup>※1</sup>による地域づくり

生物多様性の損失や、気候変動に伴う自然災害の激甚化、頻発化等の地球環境問題が深刻化する中で、今日世界各国でグリーンインフラの取組が行われています。

グリーンインフラの主な機能には、自然災害リスクの軽減や生物多様性の保全・回復、景観・まちの魅力向上のほか、気候変動に対する緩和・適応に関する、ヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収・固定によるカーボンニュートラルへの貢献があります。(図 2.11)



図 2.11 グリーンインフラが生む効果

出典：「グリーンインフラの事業・投資のすゝめ」(2024(令和6)年9月 国土交通省)

#### (5) ブルーカーボン<sup>※2</sup>生態系による温室効果ガスの吸収・固定

沿岸・海洋生態系が光合成により CO<sub>2</sub>を取り込み、その後海底や深海に蓄積される炭素のことを、ブルーカーボンと呼び、その主要な吸収源としては、藻場(海草・海藻)や塩性湿地・干潟、マングローブ林があげられます。

これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれています。今後、日本では吸収源としての期待が大きい沖合のブルーカーボンについても、検討を進めることとしています。



<写真>  
 UNEP Blue Carbon: <https://wedocs.unep.org/handle/20.500.11822/7772>  
 環境省: <https://www.env.go.jp/nature/saisei/>

出典：「2023年度の温室効果ガス排出量及び吸収量(概要)」(2025(令和7)年 環境省)

※1 グリーンインフラ：自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

※2 ブルーカーボン：沿岸・海洋生態系が光合成により CO<sub>2</sub>を取り込み、その後海底や深海に蓄積される炭素のこと。

## (2) 国内の自治体の動向

### ① 全国自治体のゼロカーボンシティ表明の動向

「2050(令和32)年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す自治体、いわゆるゼロカーボンシティは、本戦略の策定時(2021(令和3)年12月28日時点)は514自治体でしたが、気象災害の激甚化に対する危機感の高まりなどの背景から、現在では1,161自治体(2025(令和7)年3月31日時点)まで増えています。

### ② 国内の自治体の取組状況

2050(令和32)年ネット・ゼロの実現に向けた目標として、2035(令和17)年度、2040(令和22)年度において、温室効果ガスを2013(平成25)年度からそれぞれ60%、73%削減が示されました。この達成に向けては、地域が主役となって、脱炭素施策を通じて地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させ地方創生に貢献する地域脱炭素の取組を進めることが重要です。

各自治体では、ゼロカーボンに向けて様々な取組を行っています。

#### 〈地域主導の再エネ・地域脱炭素に関する取組例〉

- 太陽光発電設備の共同調達による市内事業者向け支援(PPA、リース、自己所有方式)
- 公民連携の営農型太陽光発電による遊休農地の再生と電力の地産地消
- 営農型太陽光発電を中心とした農業体験・交流拠点の整備
- 地熱エネルギーを活かした温泉観光地のまちづくり
- 地域の「資源」を地域の「資産」に 住民が主体となって取り組む小水力発電事業
- 事業者と行政の連携による小水力発電所の更新と新たな運営体制構築
- 公民連携 ESCO 事業による木質バイオマス熱利用の取組
- 小規模バイオガス発電による廃棄物の資源化
- 事業者、JA、行政の連携による地域のカーボンニュートラルと次世代型農業の推進
- 自治体新電力によるエネルギーの地産地消と新たな地域経済基盤の創出
- 連携中枢都市圏への電力供給体制構築と圏域でのローカル GX 事業の展開
- EV の普及促進と公民連携による災害時の EV 活用を想定した地域防災の取組
- 組織一体で推進する迅速かつ効果的な ZEB 化
- 既存校舎の試験的断熱改修と ZEB 化の推進
- 断熱基準の独自設定と技術研修・広報による県民の健康で快適な暮らしを実現する省エネ住宅の推進
- PPA・ESCO 事業の同時発注による短期間での公共施設への自家消費型太陽光発電設備及び LED 設備の導入
- ローカル SDGs のための森林環境譲与税を活用した流域自治体連携による森林整備
- 森林環境譲与税を活用した地域連携カーボン・オフセット事業 など

出典:「地域主導の再エネ・地域脱炭素に関する取組事例集」(2025(令和7)年3月改定 環境省)

### (3) 静岡県の動向

#### ① 静岡県の2050年カーボンニュートラルへの動き

国の2050年カーボンニュートラル宣言を受け、静岡県は2021(令和3)年2月に「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を表明しました。

これを踏まえた、県計画の見直しや策定など、脱炭素に向けた取組を進めています。

2019(平成31)年3月 「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」策定

2021(令和3)年2月 「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」表明

2022(令和4)年3月 「第4次静岡県環境基本計画」策定

「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」策定

「ふじのくにエネルギー総合戦略」改定

#### ② 第4次静岡県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(2022(令和4)年3月策定)

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条及び静岡県地球温暖化防止条例第8条に基づき、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

##### (1) 2050(令和32)年脱炭素社会の実現に向けた長期目標

2050(令和32)年までに温室効果ガスの排出量を吸収量と均衡させて実質ゼロとする脱炭素社会の実現を目指します。社会全体を脱炭素社会にシフトチェンジしていくことで、将来の世代に安心して暮らせるための社会・自然環境を継承します。

【温室効果ガスの削減目標(2030(令和12)年度)】

2030(令和12)年度の温室効果ガス排出量を2013(平成25)年度比で46.6%削減することとし、更なる高みを目指します。

##### (2) 取組の方針と施策体系

〈取組方針〉方針1 各部門の徹底した省エネルギー対策等の推進

・産業・業務部門、家庭部門、運輸部門などにおける省エネ対策等の推進

方針2 再生可能エネルギー等の導入・利用促進

・地域と共生した再生可能エネルギー導入への支援 など

方針3 技術革新の推進

・環境、エネルギー関連産業の振興、新技術等の研究開発の支援

方針4 吸収源対策の推進

・森林吸収源の確保、森林資源の循環利用の促進 など

〈重点施策〉重点施策1 中小企業等脱炭素化推進支援プロジェクト

重点施策2 建築物・住宅の省エネ化の推進

重点施策3 脱炭素型ライフスタイルへの転換

重点施策4 再生可能エネルギー等の導入拡大

### ③ 静岡県の気候変動影響と適応取組方針（2019（平成31）年3月 策定）

静岡県は、気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画として、「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」を策定しています。本方針は、国の気候変動適応計画を踏まえ、気候変動による将来の被害を可能な限り軽減し、環境・経済・社会の持続的向上を図ることを目的としています。

#### (1) 静岡県の目指す姿

本取組方針の推進により、気候変動影響による被害の回避・軽減を図るとともに、気候変動のリスクや適応に関する情報を収集・発信し、県民や事業者の理解や行動を促進することを目指します。

それに向け、目標年度である2030(令和12)年度には、影響が予測される各分野に対し、影響の予測の精度を高めながら、適応を推進していきます。

また、今世紀末には、被害の軽減を図ることはもちろん、多彩な農林水産物の生産や、自然災害に強靱なコミュニティ作りなど、適応の取組を契機とした本県の魅力向上を目指します。

#### (2) 気候変動の影響に対する県の適応策

本方針においては、国適応計画の分野を踏襲しつつ、確認できる影響が他分野と比べて少なく、分野の性質が近い国の産業・経済活動、国民生活の分野を1分野として、①農林水産業、②水環境、③自然生態系、④自然災害・沿岸域、⑤健康、⑥経済活動・県民生活の6分野ごとに、気候変動の適応策を示しています。

#### (3) 県民・事業者による適応の取組

気候変動の影響が多様で生活や事業の形により適応策が異なることを踏まえ、県民・事業者には影響への関心を広げ、事例を参考に自主的に取り組むことが期待されています。

なお、県では、市町や関係団体などと連携して、気候変動影響及び適応の周知に努め、県民・事業者の適応取組を支援していくものとしています。

##### ① 県民の適応の取組事例

- 全 般 : 適応策に関するセミナーなどへの参加 など
- 水 環 境 : 日頃の節水、雨水利用設備の導入
- 自 然 災 害 : 平常時からハザードマップ・避難経路確認 など
- 健 康 : こまめな水分補給、塩分補給など熱中症予防対策 など

##### ② 事業者の適応の取組事例

- 自 然 災 害 : BCP(事業継続計画)の策定・雨量監視・定期的な防災訓練の実施
- 健 康 : 暑熱環境下の従業員に対する熱中症対策
- 経 済 活 動 : 事業活動を円滑に実施するため、事業活動の内容に即した適応の推進など

## (4) 富士宮市の動向

### ① 富士宮市の 2050 年カーボンニュートラルへの動き

国の 2050 年カーボンニュートラル宣言を受け、富士宮市も 2021(令和 3)年 1 月にゼロカーボンシティを宣言しました。

これを踏まえた、各計画の見直しや戦略の策定など脱炭素に向けて取組を進めています。

- 2015(平成 27)年 7 月 「富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」 制定  
「小規模な再生可能エネルギー発電設備設置事業に関するガイドライン」 策定
- 2020(令和 2)年 3 月 「第 5 次富士宮市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」 策定
- 2021(令和 3)年 1 月 「ゼロカーボンシティ宣言」
- 4 月 「富士宮市再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例」 制定
- 7 月 「富士宮市ゼロカーボンシティ推進本部」設立
- 2022(令和 4)年 1 月 「富士宮市ゼロカーボン推進戦略」 策定
- 3 月 「第 2 次富士宮市環境基本計画」 中間見直し  
「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」 改定
- 2024(令和 6)年 6 月 「小規模な再生可能エネルギー発電設備設置事業に関するガイドライン」 改定
- 2025(令和 7)年 2 月 「第 5 次富士宮市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」 改定
- 3 月 「ゼロカーボンシティの実現に向けた市有施設等の行動指針」 策定
- 6 月 「ゼロカーボンシティの実現に向けた市有施設等の行動指針」 改定
- 2026(令和 8)年 3 月 「第 3 次富士宮市環境基本計画」  
(地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)、富士宮市気候変動適応計画、富士宮市生物多様性地域戦略を含む) 策定  
「富士宮市ゼロカーボン推進戦略」 中間見直し  
「第 5 次富士宮市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」 改定

## ② 第5次富士宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（2026（令和8）年3月改定）

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条第1項に基づき、本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を着実に進めるための実行計画です。進捗状況は毎年度公表しており、改定を行いながら、実効性の高い地球温暖化対策を継続的に推進しています。

### (1) 削減目標

国の計画にある削減目標と整合を図るため、市の事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量を2030(令和12)年度に2013(平成25)年度比で62.6%削減し、目標値を17,442t-CO<sub>2</sub>に設定しています。

### (2) 目標達成に向けた具体的な取組

- ① 省エネルギーに関する取組
  - ・省エネ法に基づくエネルギー管理標準の遵守及び適正な運用 など
- ② 公用車に関する取組
  - ・公用車の効率運用及び適正運転、公用車の電動化 など
- ③ 省資源に関する取組
  - ・用紙類等の使用量の削減、水の使用量の削減
- ④ 環境に配慮した物品等の購入に関する取組
  - ・環境負荷の少ない製品の購入 など
- ⑤ ごみの減量化及び資源化の推進
  - ・ごみ総排出量の削減 など
- ⑥ 建築物の建築、改修、維持管理等における配慮
  - ・新築及び改築する公共施設への太陽光発電設備等の導入、新築及び改築する公共施設は、原則、ZEB Ready<sup>※1</sup>以上の達成 など

---

※1 ZEB Ready:再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物。

### ③ 第3次富士宮市環境基本計画（2026（令和8）年3月策定）

本計画は、富士宮市環境基本条例第9条の規定に基づき策定するものであり、同条例の基本理念の実現に向け、環境の保全及び創造に関する総合的かつ中長期的な目標、施策の方向について定めるものです。なお、本計画においては、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標や施策を示す「富士宮市生物多様性地域戦略」を含め、策定しました。

#### (1) 位置付けと役割

##### ① 位置付け

第6次富士宮市総合計画の将来都市像を環境面から実現するための基本的な計画として位置付け、市が策定する各部門の計画や実施する施策のうち、環境に関わりのあるものについては、すべて本計画と整合を図るものとしています。

##### ② 役割

本市が目指すべき環境像とその実現に向けた目標及び取組の方向性を示すとともに、市民（滞在者を含む）、事業者、市などの具体的な取組内容を示し、地球的規模及び地域における環境諸課題の克服に向けて重点的に取り組むべき課題とその取組内容を示しています。

#### (2) 目指すべき環境像と基本目標

##### ① 目指すべき環境像

本計画では、「富士山の恵みを未来につなぐ 自然と共に歩むまち」を目指します。

##### ② 基本目標

目指すべき環境像を実現するため、「ゼロカーボンシティ」、「自然環境」、「生活環境」、「循環型社会」、「環境教育」の5つの分野ごとに環境の基本目標を設定しています。

##### ● ゼロカーボンシティ

市民・事業者と一体となってゼロカーボンシティの実現を目指します。

##### ● 自然環境

富士山とその周辺の豊かな自然環境や生物多様性の保全を図り、自然との共生を目指します。

##### ● 生活環境

日常生活や事業活動からの環境負荷を低減し、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを目指します。

##### ● 循環型社会

資源の循環利用により廃棄物を減らし、持続可能な社会の実現を目指します。

##### ● 環境教育

環境問題への関心を高め、協働による環境活動で、より良い地域の環境づくりを目指します。

## (5) 産業界、新技術等の動向

### ① 環境・社会・ガバナンス<sup>※1</sup>のバランスが取れた企業経営、RE100<sup>※2</sup>などの取組の拡大

企業や金融機関においても、パリ協定を契機に、ESG<sup>※3</sup> 金融の動きなどとあいまって、脱炭素化を企業経営に取り込む動き(脱炭素経営)が世界的に進展しています。

自然災害による被害の激甚化など、気候変動問題が企業の持続可能性を脅かすリスクになりつつある中、企業は脱炭素化によってリスクを回避するとともに、ビジネス機会の獲得を目指す動きが企業経営の潮流となっています。

また、企業が自らの事業の使用電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアティブ(RE100)があり、2022(令和 4)年 3 月時点で 356 社(うち日本企業は 66 社)であった参加企業は、2025(令和 7)年 11 月現在、世界全体で 446 社(うち日本企業は 94 社)の企業が参加しています。

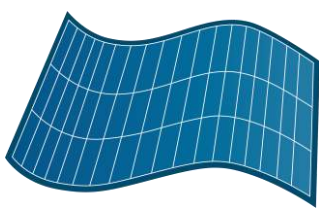
### ② 新技術による脱炭素化

#### ●次世代エネルギー革新技術

次世代エネルギー革新技術としては、既設建物に導入しやすい次世代型太陽電池などの新技術の開発・実証が進展しています。国内においては、太陽光発電を導入できる適地の制約が既に生じており、従来設置が困難であった耐荷重性の小さい屋根等にも導入可能なペロブスカイト太陽電池(図 2.12)や窓の室内側に設置可能で省エネにも寄与するロールスクリーン状の太陽光発電設備など、新技術には、再生可能エネルギー導入拡大と地域共生を両立する役割が期待されています。

また、水素は、アンモニアや合成燃料の基盤となる材料であり、幅広い分野(モビリティ分野・発電など)のカーボンニュートラル化に寄与する次世代燃料として期待されています。運輸部門の脱炭素化に向けては、水素を燃料とした燃料電池自動車は、充電時間が短く、航続距離が長いという強みがあり、2030(令和 12)年に向けては燃料電池商用車(大型車両など)での活用が期待されています。

今後、次世代エネルギー技術の実装が進むことで、再生可能エネルギーの導入拡大と運輸部門の脱炭素化が一層進展すると期待されます。



「軽量で柔軟」といった特長を持つ、次世代型太陽電池

図 2.12 ペロブスカイト太陽電池

◇ 従来設置が困難であった耐荷重性の小さい屋根や壁面等への導入に期待。

◇ 国際的に開発競争が激化する中、日本は製品化のカギとなる耐久性/大型化で技術的に世界をリード。

今後、更なる耐久性と発電効率の向上に向けた技術開発と、世界に引けをとらない量産体制の構築が求められる。

出典:「エネルギー白書 2025 について(令和 6 年度エネルギーに関する年次報告)」  
(2025(令和 7)年 経済産業省資源エネルギー庁)

※1 ガバナンス: 統治

※2 RE100: Renewable Energy 100%の略語。企業が自らの事業の使用電力を 100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブ。国際的な非営利組織である Climate Group と CDP(Carbon Disclosure Project)のパートナーシップのもとで主催。日本国内では、中小企業や自治体等を対象とした取組として 2019(令和元)年 10 月に「再エネ 100 宣言 RE Action」が発足。

※3 ESG: 環境(Environment)・社会(Society)・ガバナンス(Governance)の頭文字をとって作られた言葉。投資家や金融機関が投資を行う際の新たな判断基準として国連が提唱したもので、企業が長期的に成長するために、ESG への取組が重要との見方が広がっている。

# 第3章 富士宮市の概要

## 1 概況

### (1) 沿革・位置

1942(昭和17)年に大宮町と富丘村が合併して富士宮市が誕生しました。1955(昭和30)年には富士根村と、1958(昭和33)年には上野村、北山村、上井出村及び白糸村と、2010(平成22)年には芝川町と合併し、現在の富士宮市となりました。

本市は、静岡県の東部地域、世界遺産である富士山の南西麓に位置しています。北・西側は山梨県、東側は富士市、南側は静岡市清水区に接しています。

市の位置は、静岡市から約40km、東京から約120kmの距離にあります。(図3.1)

市域は、東西20.92km、南北32.63kmと南北にやや細長く、面積は389.08km<sup>2</sup>です。標高は、富士山頂の3,776mを最高に、最低地点は35mであり、日本一標高差のある市となっております。



図 3.1 富士宮市の位置

### (2) 気候

本市は、比較的温暖な気候で、年間降水量も比較的豊富です。山梨県境付近や山間部などでは冬季には降雪がありますが、市街地では四季を通じて温暖で住みよい気候です。

2024(令和6)年の気温は、最高で36.2℃(8月)、最低で-2.9℃(1月)、平均で17.0℃、年間雨量は2,848mmでした。

年平均気温は近年上昇傾向にあります。降水量は、年ごとのバラつきが見られます。(図3.2)

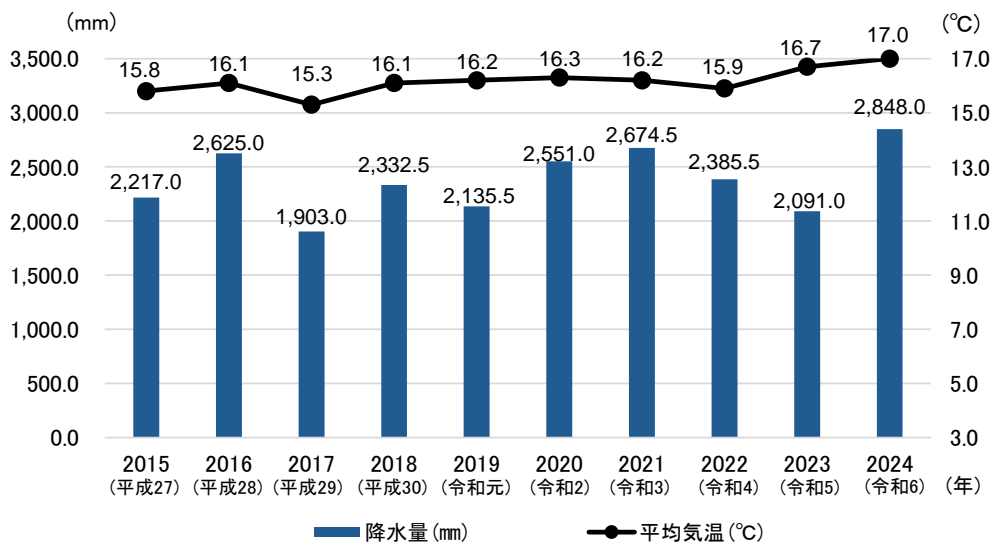


図 3.2 富士宮市の気候

出典：降水量は気象庁データ、平均気温は消防年報(消防本部)

### (3) 人口と世帯数

#### ① 人口と世帯数の現況

本市の人口は、年々減少傾向を示していますが、世帯数は増加傾向を示しています。2025(令和7)年4月1日現在で、人口は126,348人、世帯数は59,459世帯であり、1世帯あたりの人口は、2.1人となっています。(図3.3)

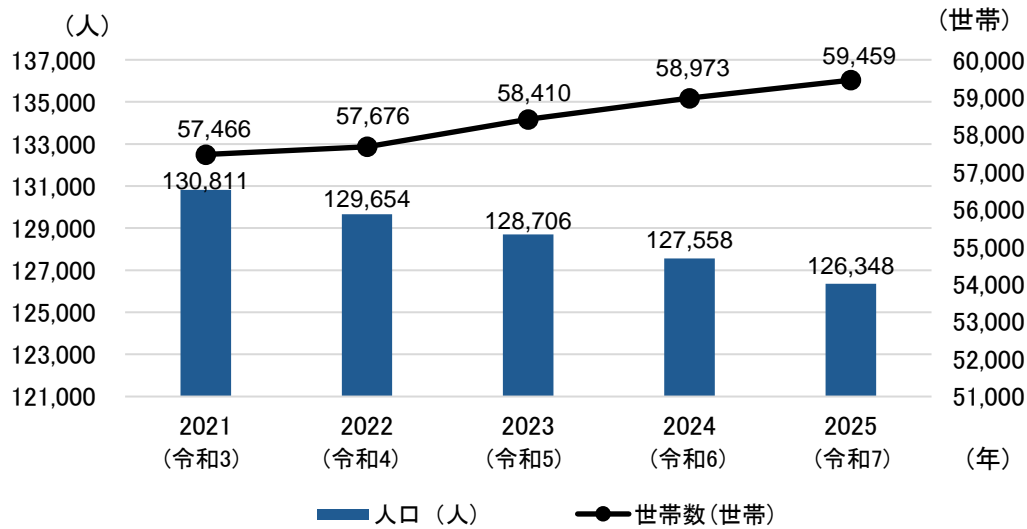


図 3.3 人口と世帯数の動向

出典: 住民基本台帳(市民課)

#### ② 将来の人口推計

本市の将来人口は、減少していくものと推計されています。2030(令和12)年に120,207人、2040(令和22)年に106,945人、2050(令和32)年に92,919人と見込まれます。(図3.4)

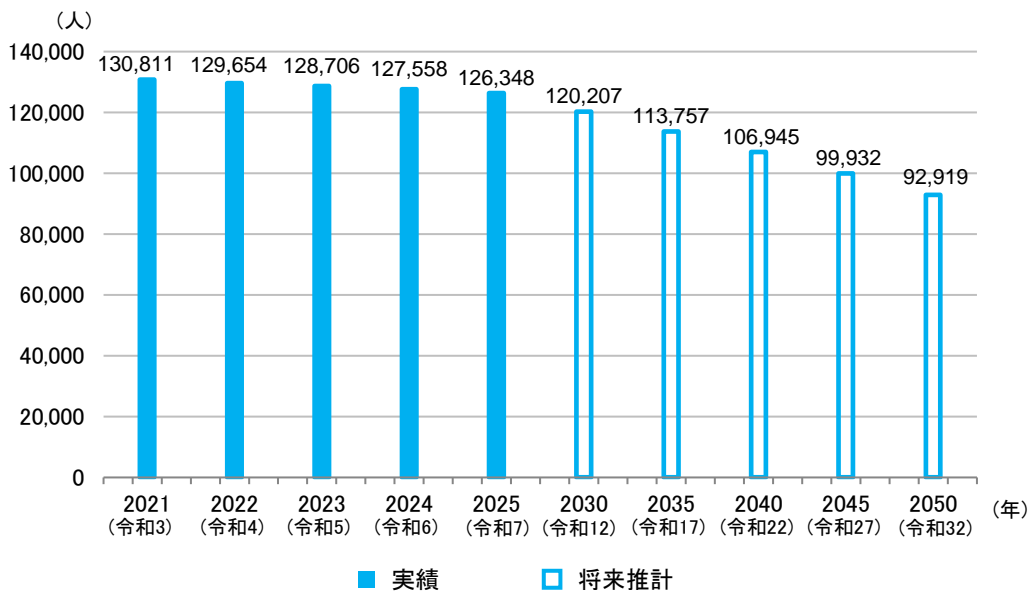


図 3.4 将来人口推計

出典: 第6次富士宮市総合計画

## (4) 産業

本市の産業は、第1次産業では農業、第2次産業ではパルプ、紙などの製造業、化学工業、機械器具製造業などに加え、工業団地への食品加工関連工場の進出など、第3次産業では流通や販売業のほか観光業など、様々な産業が盛んです。

2020(令和2)年の産業別就業人口の割合は、第1次産業(農林水産業等)が3.2%、第2次産業(製造業等)が41.6%、第3次産業(卸売業、小売業等)が53.7%です。(図3.5)

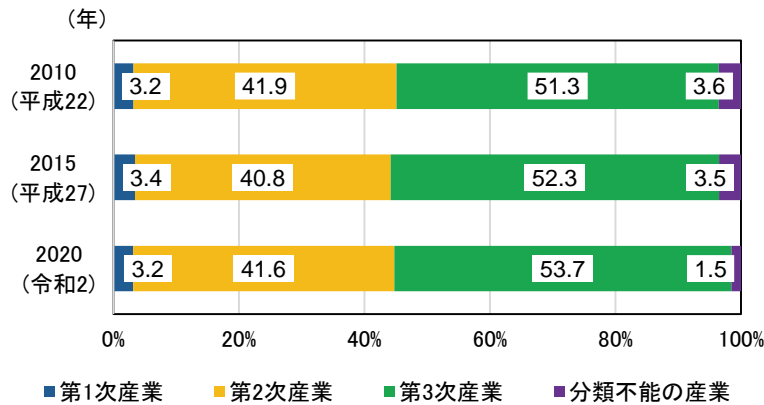


図 3.5 産業別就業人口(構成比)

出典:国勢調査

## (5) 土地利用

第6次富士宮市総合計画のゾーン別土地利用では、市域を5つのゾーンに区分し、各地域の特性を活かした土地利用の方向を定めています。(図3.6)

この土地利用の方向は、各ゾーンにおける保全、活用及び整備の概念を示すものです。

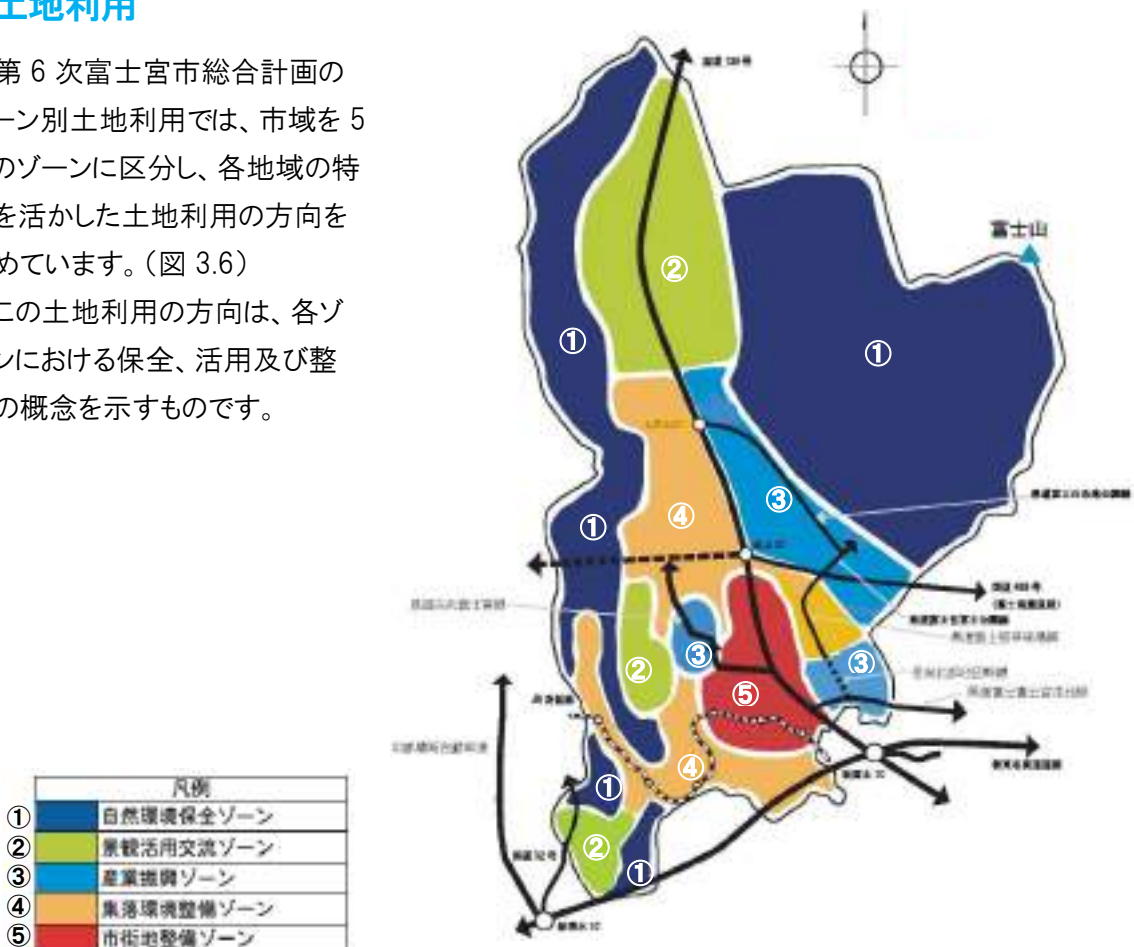


図 3.6 ゾーン別土地利用概念図

出典:第6次富士宮市総合計画

## 2 温室効果ガス排出量と再生可能エネルギーの現状

本市における温室効果ガス排出量およびその算定に係るエネルギー消費量の最新年度は 2021(令和3)年度であることから、本節では当該年度の結果を用いて整理しました。

### (1) 市内の温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量の算定については、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素の7つのガスを対象としていますが、本市では、パーフルオロカーボン及び三ふっ化窒素の排出はありません。

本市から排出される温室効果ガス排出量については、2021(令和3)年度は 1,194.7 千t-CO<sub>2</sub>となっており、近年、減少傾向にあります。(図 3.7)

また、国の地球温暖化対策計画の基準年度である 2013(平成25)年度と比較すると、18.9%減少、前年度である 2020(令和2)年度と比較すると、1.2%減少しています。

温室効果ガスの種別では、二酸化炭素が最も多く、次いで一酸化二窒素、メタン、ハイドロフルオロカーボンとなっています。(表 3.1)

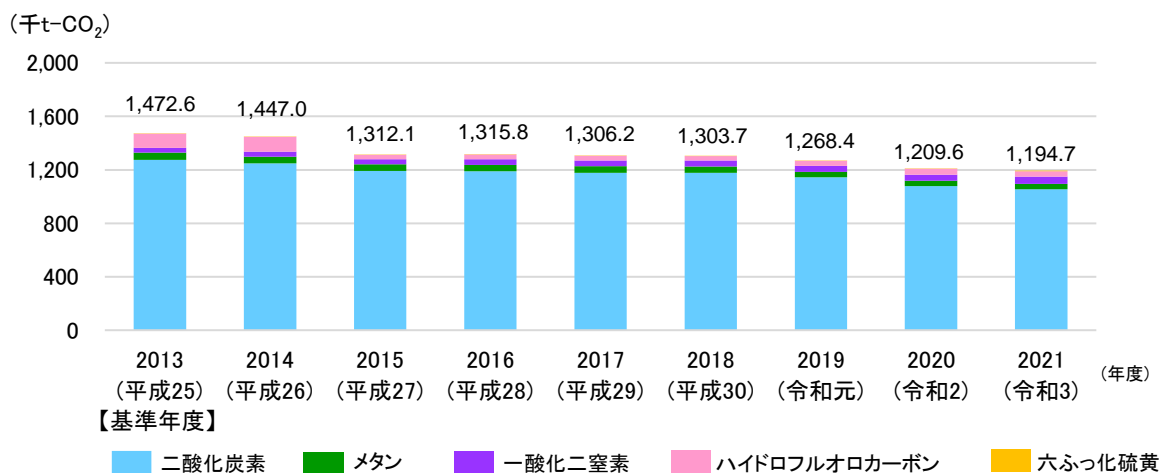


図 3.7 温室効果ガス排出量の推移

出典:「富士宮市温室効果ガス排出量算定業務 報告書 2025(令和7)年 2月」を元に作成

表 3.1 ガス別温室効果ガス排出量の変化

(単位:千 t-CO<sub>2</sub>)

ガス種別	2013年度 (平成25年度) 基準年度	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2021(令和3)年度増加率	
										基準年度	前年度
二酸化炭素	1,275.6	1,248.9	1,191.7	1,189.7	1,178.3	1,177.4	1,145.4	1,077.3	1,054.2	-17.4%	-2.1%
メタン	53.8	48.8	48.5	47.8	48.4	47.6	39.7	40.3	41.4	-22.9%	2.8%
一酸化二窒素	35.8	37.9	40.1	42.8	44.1	44.8	45.1	46.6	53.1	48.4%	13.9%
ハイドロフルオロカーボン	106.6	110.6	31.0	34.6	34.5	33.1	37.4	44.6	40.8	-61.8%	-8.7%
パーフルオロカーボン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-
六ふっ化硫黄	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	5.2	503.4%	633.0%
三ふっ化窒素	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-
計	1,472.6	1,447.0	1,312.1	1,315.8	1,306.2	1,303.7	1,268.4	1,209.6	1,194.7	-18.9%	-1.2%

※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

出典:「富士宮市温室効果ガス排出量算定業務 報告書 2025(令和7)年 2月」を元に作成

#### 【温室効果ガス排出量の算定方法の概要】

「地方公共団体実行計画(区域施策編)算定・実施マニュアル(算定手法編)(環境省)」に基づき算定しています。

算定式 [温室効果ガス排出量 = 活動量<sup>※1</sup> × 排出係数<sup>※2</sup>]

※1 活動量: 温室効果ガスの排出量と相関のある排出活動の規模を表す指標(例: 燃料使用量、廃棄物焼却量等)

※2 排出係数: 活動量あたりの温室効果ガス排出量

## (2) 市内の二酸化炭素排出量

本市においては、温室効果ガス排出量のうち二酸化炭素が大部分を占めていることから、以降については、二酸化炭素を対象に整理しました。

本市から排出される二酸化炭素排出量は、温室効果ガス排出量の 88.2%(2021(令和 3)年度)を占めています。二酸化炭素排出量については、2021(令和 3)年度は 1,054.2 千t-CO<sub>2</sub>となっており、近年、減少傾向にあります。(図 3.8)

また、国の地球温暖化対策計画の基準年度である 2013(平成 25)年度と比較すると、17.4%減少、前年度である 2020(令和 2)年度と比較すると、2.0%増加しています。

部門別二酸化炭素排出量では、産業部門が最も多く、次いで運輸部門、家庭部門となっています。

脱炭素推進に向けて、全部門で取組を進めることはもちろん、特に、排出割合の高い産業部門との協働が不可欠です。(表 3.2)

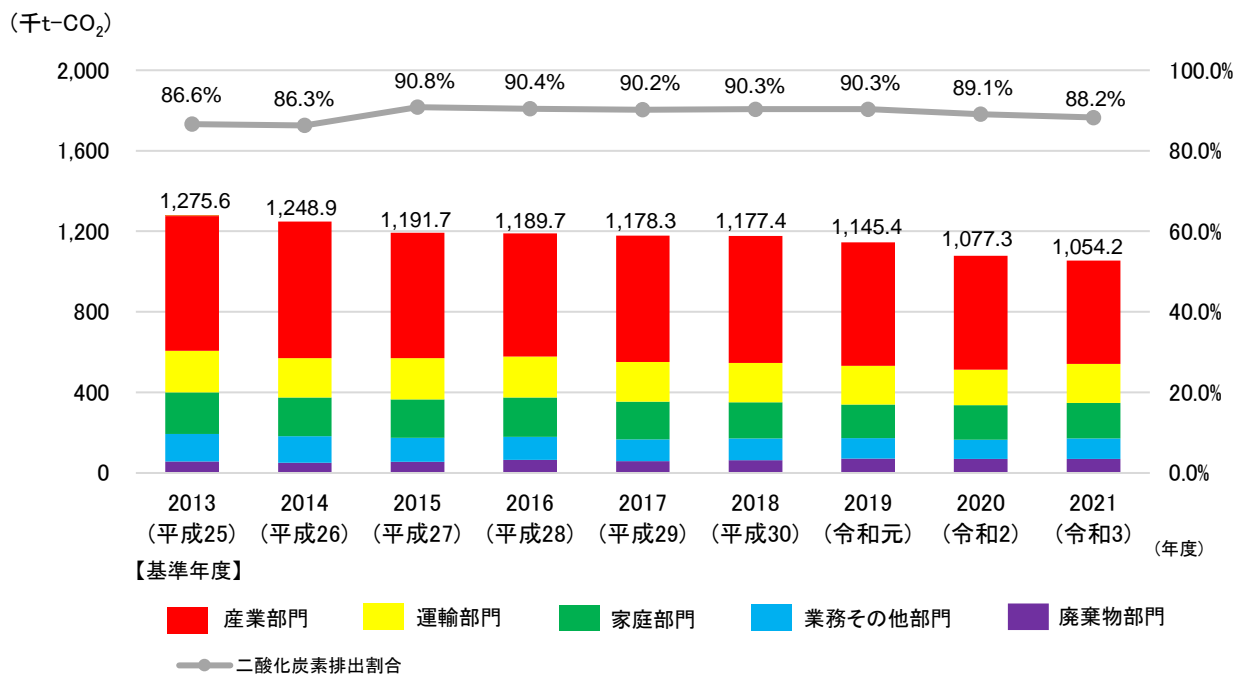


図 3.8 二酸化炭素排出量の推移

出典:「富士宮市温室効果ガス排出量算定業務 報告書 2025(令和7)年 2月」を元に作成

表 3.2 部門別二酸化炭素排出量の変化

(単位:千 t-CO<sub>2</sub>)

部門	2013年度 (平成25年度) 基準年度	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2021(令和3)年度増加率	
										基準年度	前年度
産業部門	669.8	678.8	622.8	612.3	627.6	631.0	614.1	564.1	512.9	-23.4%	-9.1%
運輸部門	206.6	195.6	204.7	202.8	197.8	195.8	191.3	177.2	193.9	-6.1%	9.5%
家庭部門	206.0	193.2	190.5	196.5	186.6	179.6	167.4	172.2	175.9	-14.6%	2.2%
業務その他部門	136.0	130.9	118.4	113.9	108.4	107.6	101.4	95.1	101.6	-25.3%	6.9%
廃棄物部門	57.2	50.4	55.3	64.2	57.8	63.3	71.1	68.8	69.9	22.2%	1.6%
計	1,275.6	1,248.9	1,191.7	1,189.7	1,178.3	1,177.4	1,145.4	1,077.3	1,054.2	-17.4%	-2.1%
<比較>全国	1,317,609	1,265,984	1,225,389	1,205,334	1,189,645	1,144,572	1,107,477	1,042,351	1,063,699	-19.3%	2.0%

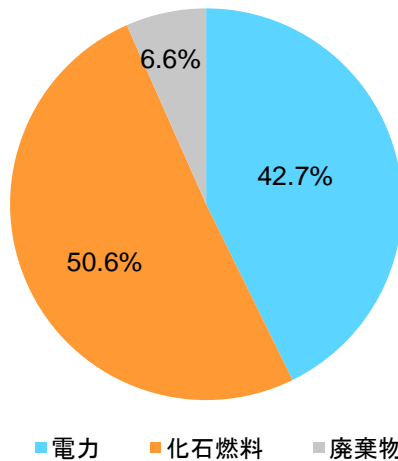
※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

出典:「富士宮市温室効果ガス排出量算定業務 報告書 2025(令和7)年 2月」を元に作成

2021(令和 3)年度は、全体の二酸化炭素排出量のうち、電力の消費に伴う排出割合が 42.7%、化石燃料の直接の消費による排出割合が 50.6%、廃棄物の焼却に伴う排出割合が 6.6%であり、化石燃料による排出割合が多くなっています(図 3.9)。

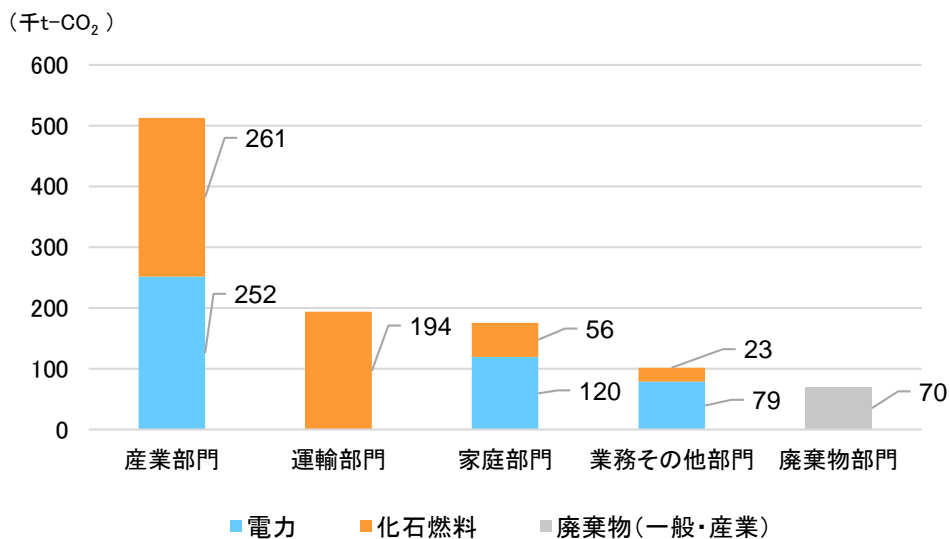
部門別で見ると、電力の消費に伴う二酸化炭素の排出は、産業部門で概ね半分を占め、家庭部門及び業務その他部門では半分以上を占めています。運輸部門は電力の消費に伴う二酸化炭素の排出はほぼありません。(図 3.10)。

なお、本市の二酸化炭素の排出量は、環境省のマニュアルに基づき、エネルギー起源(電力の使用、化石燃料の使用)、と非エネルギー起源(廃棄物の焼却)を別立てで整理・算定しているため、排出起源別の構成は、「電力の使用」、「化石燃料の使用」、「廃棄物の焼却」の三つに区分されます。



**図 3.9 二酸化炭素の排出起源別の構成比 (2021(令和 3)年度)**

出典:「富士宮市温室効果ガス排出量算定業務 報告書 2025(令和 7)年 2月」を元に作成



**図 3.10 部門別の二酸化炭素排出量 (2021(令和 3)年度)**

出典:「富士宮市温室効果ガス排出量算定業務 報告書 2025(令和 7)年 2月」を元に作成

### (3) 森林の二酸化炭素吸収量

本市は富士山麓に位置し、森林法第5条で定められた民有林<sup>※1</sup>と同法第7条で定められた国有林を合わせた森林面積は24,818haで、市域の約64%を占めています。また、市域の森林のうち、民有林が74%、国有林が26%を占めています(図3.11)。これらの森林が有する二酸化炭素吸収機能は、脱炭素社会の実現が求められる現代において、極めて重要な役割を果たしています。

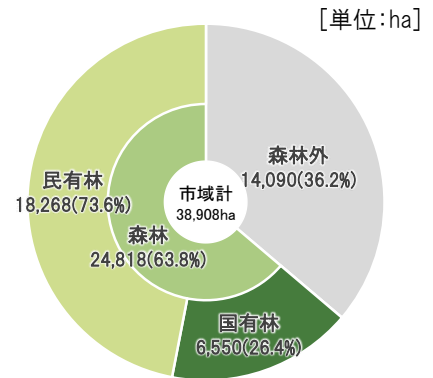


図 3.11 市域面積に対する森林占有率

出典:「富士宮市市域内森林二酸化炭素吸収量調査業務 報告書 2025(令和7)年3月」

#### ① 市域の森林による二酸化炭素吸収量の把握

ゼロカーボンシティの実現を目指すにあたっては、この市域に存在する森林の二酸化炭素吸収量を把握する必要があります。

本戦略策定時には、環境省の算定手法に関するマニュアル<sup>※2</sup>に基づき、市域の民有林を対象に二酸化炭素吸収量を把握しました。その後、環境省の算定手法に関するマニュアルが2023(令和5)年3月に改定され、算定対象に国有林も含まれることが明確化されました。そのため、本戦略の中間見直しにあたっては、国のマニュアルの改定を踏まえ、民有林に加え、国有林も対象に市で調査を行い、二酸化炭素吸収量を把握しました。

本戦略策定時は、森林面積に二酸化炭素の吸収係数を乗じることで市域の森林(民有林)の吸収量の把握を行いました。中間見直しに伴う森林の吸収量の把握にあたっては、森林の状況(面積・樹種・樹齢等)を整理し、市域全体及び森林の所有形態別に二酸化炭素吸収量を把握しました。

なお、新たに対象に加えた国有林については、民有林の使用データである森林簿(静岡県オープンデータ)と同様に樹種や樹齢の判別が可能である国土数値情報 国有林野データ(市域国有林面積:10,433ha)を用いて二酸化炭素の吸収量を算定しました。

#### ② 市域の森林による二酸化炭素吸収量の状況

市域における森林の二酸化炭素の吸収量は、民有林においては81.8千t-CO<sub>2</sub>、国有林においては31.6千t-CO<sub>2</sub>、森林全体で113.4千t-CO<sub>2</sub>と推計されます。(表3.3)

また、森林を所有形態別にみると、民有林においては、個人有林、会社有林、財産区有林の順に吸収量が多い結果となっています。(表3.4)

二酸化炭素の吸収源である森林の整備を推進するとともに、森林で生産される木材の利用促進を持続的に取り組むことが重要です。

表 3.3 森林の現況と二酸化炭素吸収量 (2024 (令和6) 年度)

項目	二酸化炭素 吸収量	面積
森林全体	113.4 千 t-CO <sub>2</sub>	28,701 ha
民有林	81.8 千 t-CO <sub>2</sub>	18,268 ha
国有林	31.6 千 t-CO <sub>2</sub>	10,433 ha

出典:「富士宮市市域内森林二酸化炭素吸収量調査業務 報告書 2025(令和7)年3月」

※1 民有林:国が所有する「国有林」以外の森林。

※2 地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)(環境省)

表 3.4 所有形態別二酸化炭素吸収量（2024（令和 6）年度）

所有区分	所有形態	年間 CO <sub>2</sub> 吸収量(t-CO <sub>2</sub> /年)	
国有林		31,646	31,646
民有林	個人有林	81,798	43,260
	会社有林		14,642
	財産区有林		10,310
	市町村有林		2,921
	その他※		10,666
合計		113,445	

※記名共有林、寺有林、その他団体有林、その他宗教団体有林、その他所属の県有林、神社有林、その他共有林、(独)森林農地整備センター有林、その他組合有林、慣行共有林、学校有林、形態不明、地方公共団体有林、公社有林を含む。

出典:「富士宮市市域内森林二酸化炭素吸収量調査業務 報告書 2025(令和 7)年 3 月」

### ③ 二酸化炭素吸収量の将来推計

市域の森林(民有林及び国有林)による二酸化炭素吸収量の将来推計では、2030(令和 12)年度に 109.9 千 t-CO<sub>2</sub>、2035(令和 17)年度に 107.0 千 t-CO<sub>2</sub>、2040(令和 22)年度に 105.8 千 t-CO<sub>2</sub>、2050(令和 32)年度に 104.0 千 t-CO<sub>2</sub>と見込まれます(表 3.5)。

なお、将来推計では、把握した森林の状況(樹種・樹齢別面積)を基に、算定対象年度の林齢を設定し、その時点の二酸化炭素吸収量を算定しています。伐採・再造林あるいは新規植林等を行わない場合、高齢木の増加に伴い、二酸化炭素吸収量が減少するものとなります。

表 3.5 二酸化炭素吸収量の将来推計

単位:千 t-CO<sub>2</sub>

年度	【基準年度】	将来推計			
	2024(令和 6)	2030(令和 12)	2035(令和 17)	2040(令和 22)	2050(令和 32)
民有林	81.8	81.8	81.7	81.6	81.6
国有林	31.6	28.2	25.2	24.1	22.5
計	113.4	109.9	107.0	105.8	104.0

※小数点第 2 位を端数処理(四捨五入)しているため、合計と合わない場合があります。

出典:「富士宮市市域内森林二酸化炭素吸収量調査業務 報告書 2025(令和 7)年 3 月」

### ④ 今後の二酸化炭素吸収量の把握について

2024(令和 6)年度に実施した二酸化炭素吸収量調査では、市が独自に二酸化炭素吸収量の推計を行える簡易な推計様式を整備しました。今後は、本様式を使用して、市域の森林(民有林及び国有林)の二酸化炭素吸収量を継続的に把握していきます。

#### 【森林の二酸化炭素吸収量の算定方法について】

算定方法:「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)(2024(令和 6)年 4 月 環境省)」「(1)森林全体の炭素蓄積変化を推計する手法」に基づく方法

算定式: [森林 1ha 当たりの年間 CO<sub>2</sub> 吸収量(t-CO<sub>2</sub>/年・ha) = 森林 1ha 当たりの年間幹成長量(m<sup>3</sup>/年・ha) × 拡大係数 × (1+地下部比率) × 容積密度(t/m<sup>3</sup>) × 炭素含有率 × CO<sub>2</sub> 換算係数]

算定対象: 森林法第5条に基づく民有林、第7条に基づく国有林

## (4) 市内のエネルギー消費量

本市のエネルギー消費量は、基準年度以降は概ね 3,500,000 千 kWh 以上を推移していましたが、新型コロナウイルスの影響下であった 2020(令和 2)年度からは 3,500,000 千 kWh を下回り、2021(令和 3)年度は 3,336,417 千 kWh であり、基準年度以降最も少ない結果となっています。

部門別にみると、2021(令和 3)年度は、産業部門が半分近く占め、次いで、運輸部門、家庭部門、業務その他部門となっており、部門構成比に大きな変化はありません。(図 3.12)

燃料種別でみると電力、軽質油<sup>※1</sup>が 3 割程度、次いで都市ガス、LP ガスとなっています。(図 3.13)

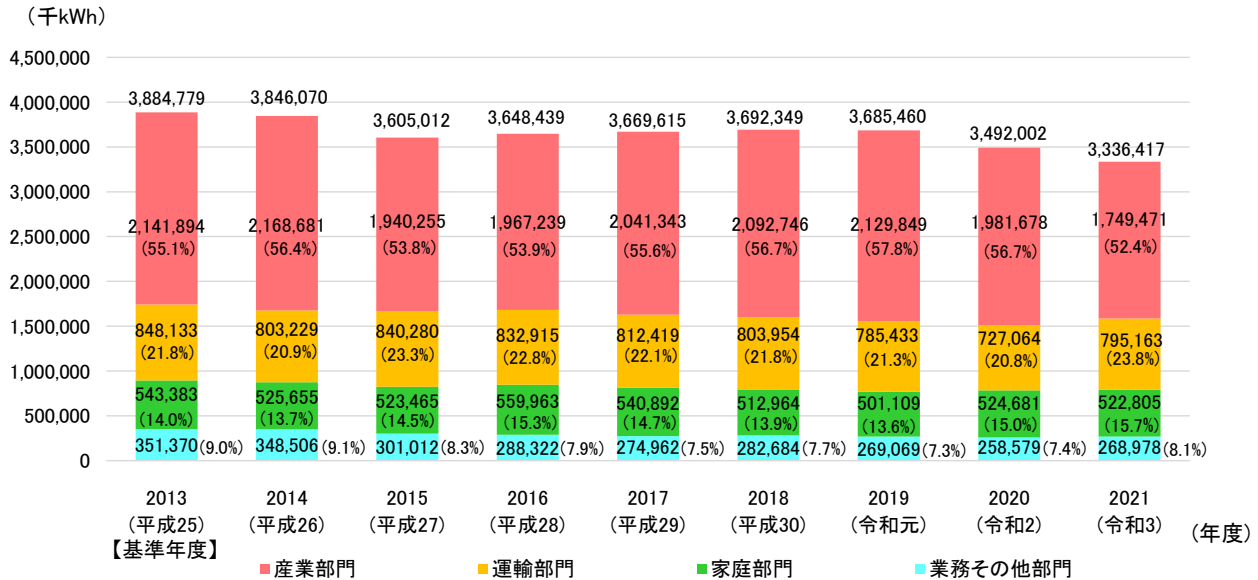


図 3.12 エネルギー消費量の変化

出典:「富士宮市温室効果ガス排出量算定業務 報告書 2025(令和 7)年 2 月」

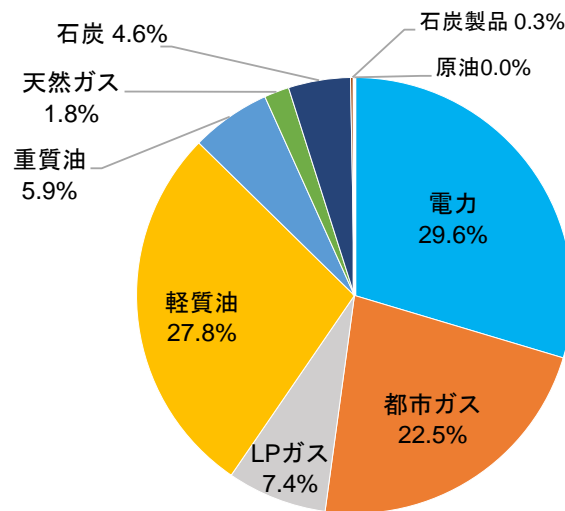


図 3.13 燃料種別の構成比 (2021(令和 3)年度)

出典:「富士宮市温室効果ガス排出量算定業務 報告書 2025(令和 7)年 2 月」

### 【エネルギー消費量の算定について】

エネルギー消費量については、環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に基づき、温室効果ガス排出量の算定過程において整理した。

電力は使用電力量を、都市ガス等の燃料については使用量を発熱量に換算し、エネルギー消費量を把握した。

※1 軽質油: ガソリン・灯油・ナフサなどが得られる、比重が小さく粘り気の少ない原油。

本市の電力消費量は、2013(平成 25)年度以降減少傾向にありました。その後 2017(平成 29)年度、2018(平成 30)年度に増加が見られましたが、2019(令和元)年度以降は減少傾向となっています(図 3.14)。これは、2019(令和元)年度の冷夏・暖冬による冷暖房需要の減少、2020(令和 2)年 1 月以降の新型コロナウイルス感染症による経済活動の鈍化や、省エネの取組が進んだことが一因と考えられます。

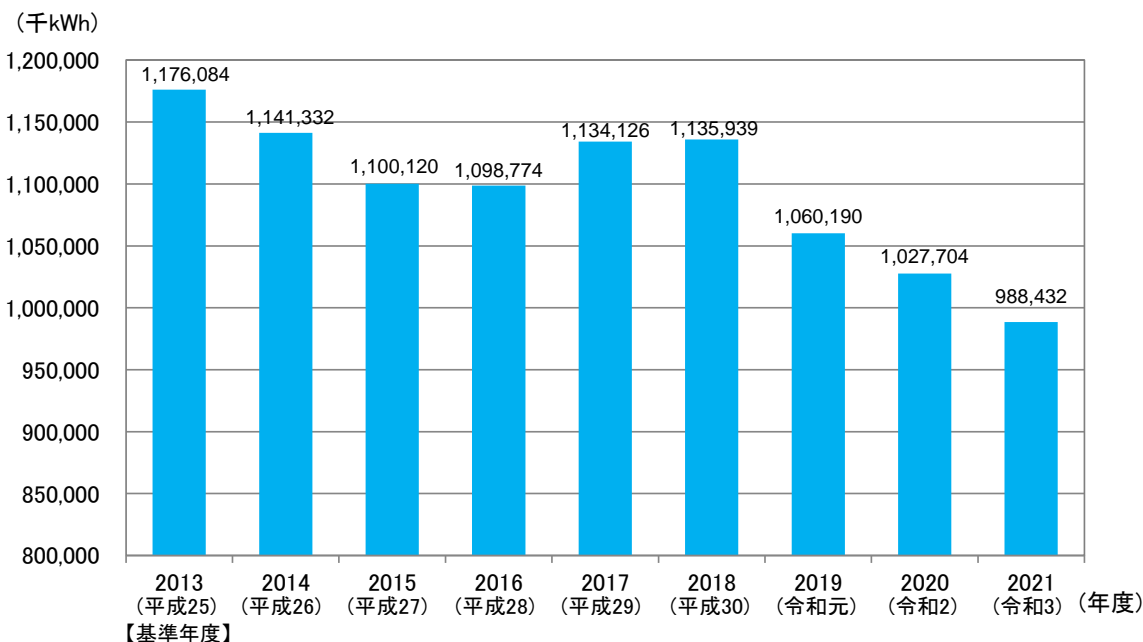


図 3.14 電力消費量の経年変化

出典:「富士宮市温室効果ガス排出量算定業務 報告書 2025(令和 7)年 2 月」

本市内の事業所(大気汚染防止法のばい煙発生施設等を設置する事業所)からの燃料使用量は、2013(平成 25)年度以降減少傾向にあります。特に 2020(令和 2)年度は新型コロナウイルス感染症によるエネルギー需要の縮小が影響していると考えられます。2021(令和 3)年度は前年度と比較すると約 5% 増加しており、新型コロナウイルス感染症後の持ち直しで、産業活動の一部回復が一因と考えられます(図 3.15)。

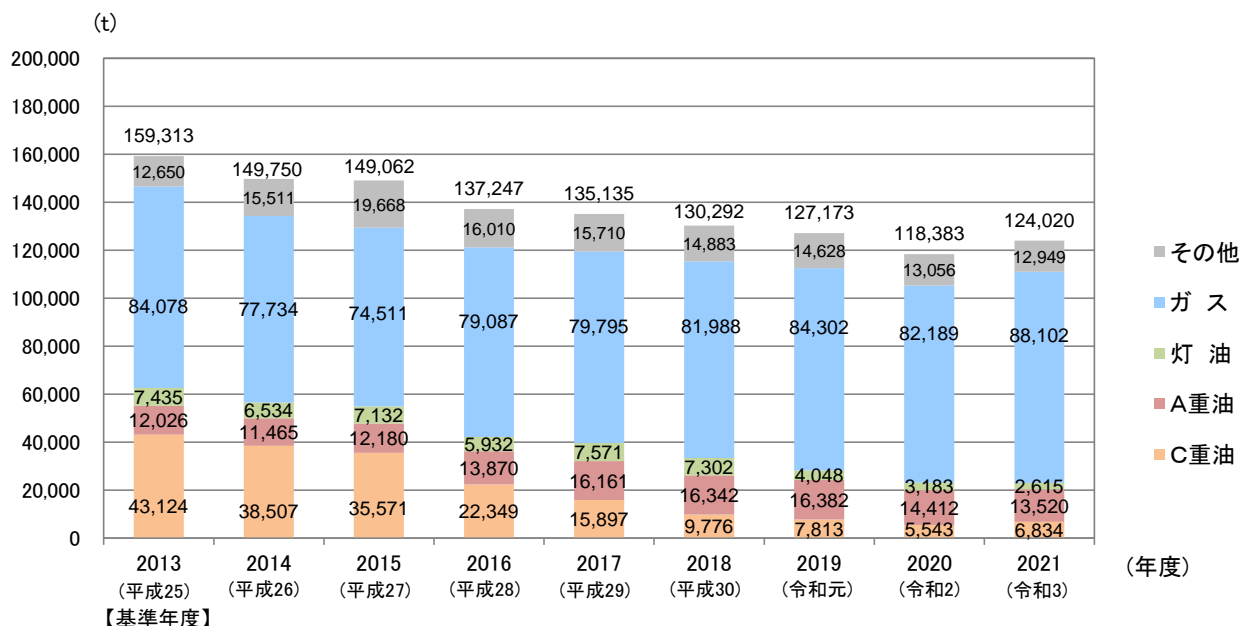


図 3.15 市内事業所の燃料使用量の経年変化

出典:生活環境課

## (5) 再生可能エネルギーの導入状況

本市の再生可能エネルギーの導入状況は、2014(平成26)年度から2023(令和5)年度にかけて約52,000kW 増加し、対消費電力FIT※1 導入比は約20%まで上昇しています。(図3.16)

2023(令和5)年度における再生可能エネルギーの導入状況は、太陽光発電が概ね全体の70%、水力発電が概ね全体の30%、バイオマス発電が0.1%です。

太陽光発電は、10kW 未満は24.0%、10kW 以上は44.6%となっています。(図3.17)

水力発電の全31か所のうち、小水力発電は17か所と全体の約55%を占めています。小水力発電所のうち、6か所が2019(令和元)年度以降に使用開始となっています(図3.20)。

バイオマス発電については、現在1か所が稼働しており、2026(令和8)年には、さらに1か所の稼働が予定されています。

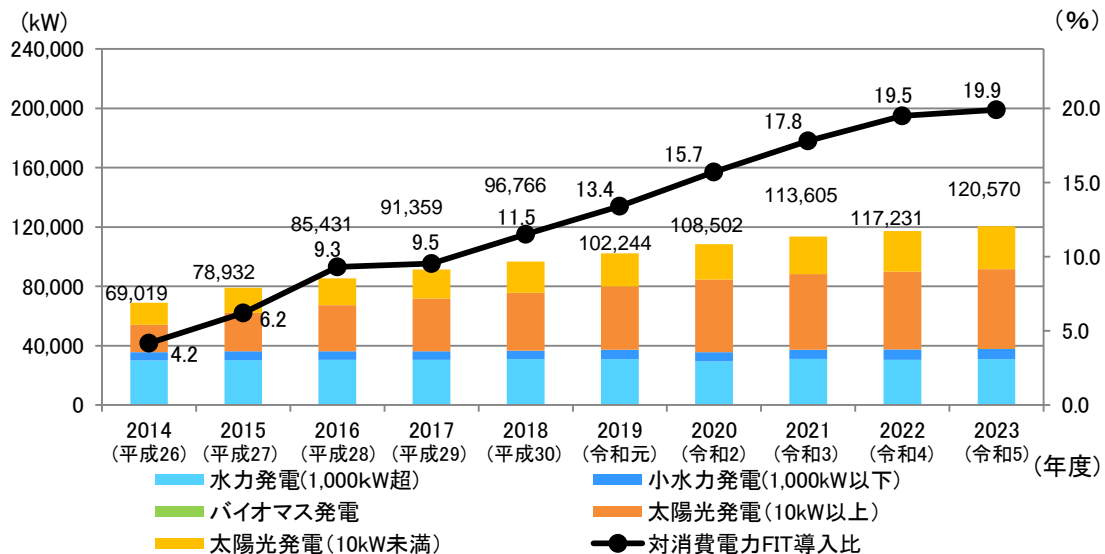


図3.16 再生可能エネルギー導入状況の推移

出典:「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公開ウェブサイト」及び市資料を元に作成  
対消費電力FIT 導入比:「自治体排出量カルテ」(2025(令和7)年3月 環境省)

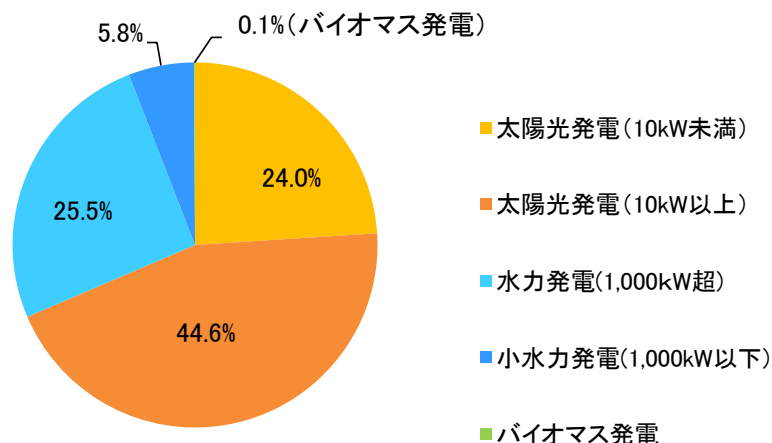


図3.17 再生可能エネルギー構成比 (2023(令和5)年度)

出典:「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公開ウェブサイト」及び市資料を元に作成

※1 FIT:固定価格買取制度

本市の 2021(令和 3)年度の二酸化炭素排出量のうち 42.7%が電力の消費による排出です。(図 3.18)。また、2021(令和 3)年度における電力消費量に占める再生可能エネルギーの割合は、全体の 23.5%と算出でき、増加傾向にあります。(図 3.19)

電力の消費による二酸化炭素排出量を減らすためには、再生可能エネルギーに転換する必要があります。

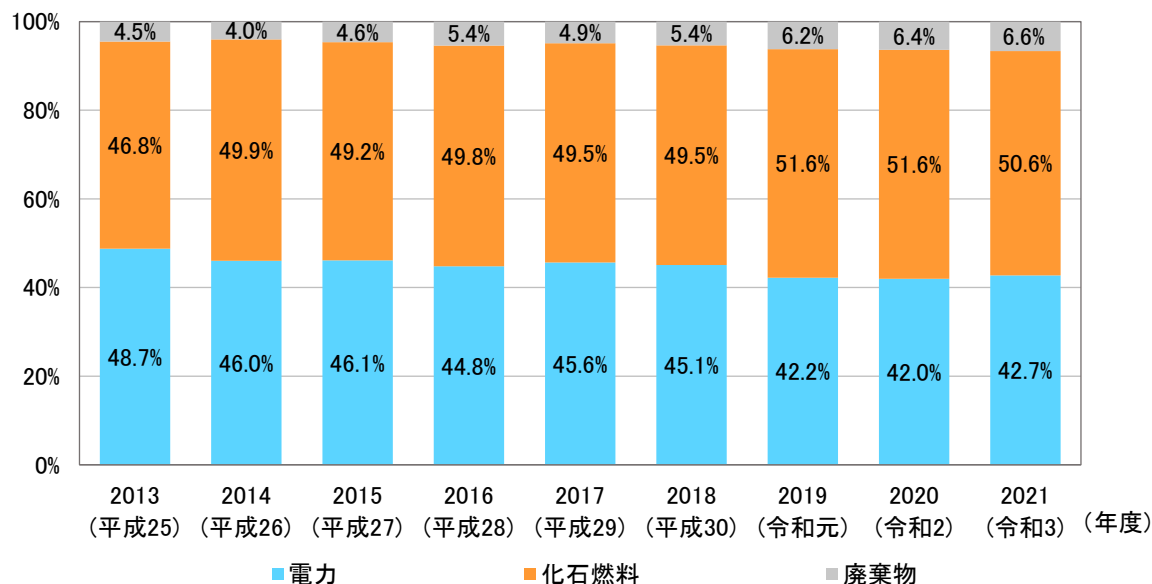


図 3.18 二酸化炭素排出量に占める化石燃料・電力状況

出典:「富士宮市温室効果ガス排出量算定業務 報告書 2025(令和 7)年 2 月」

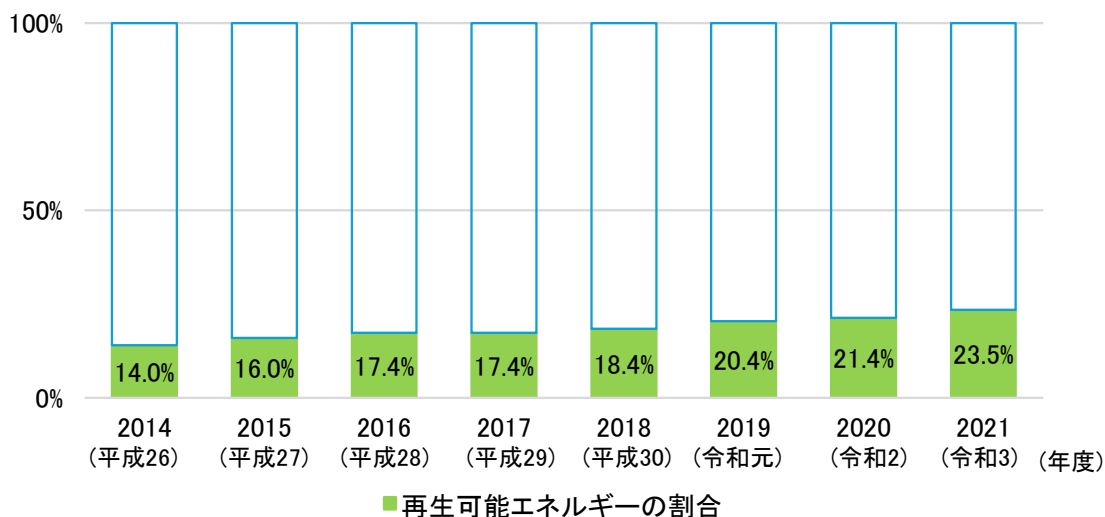


図 3.19 電力消費量に占める再生可能エネルギーによる発電割合

出典:「富士宮市温室効果ガス排出量算定業務 報告書 2025(令和 7)年 2 月」

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公開ウェブサイト」及び市資料を元に作成



1 大棚発電所	(小水力)	12 青木発電所	(小水力)	23 芝川発電所	
2 猪之頭発電所		13 大鹿窪発電所	(小水力)	24 富士宮マイクロ水力発電設備	(小水力)
3 足形発電所		14 鳥並発電所		25 柿島大倉川発電所	(小水力)
4 内野発電所		15 西山発電所		26 富士山本門寺堀発電所	(小水力)
5 白糸発電所	(小水力)	16 長貫発電所		27 家康公用水発電所	(小水力)
6 狩宿発電所		17 芝富発電所	(小水力)	28 三峰川本門寺第一発電所	(小水力)
7 半野発電所	(小水力)	18 熊久保発電所	(小水力)	29 三峰川本門寺第二発電所	(小水力)
8 大倉川発電所		19 東原発電所		30 白糸滝養魚場発電所	(小水力)
9 観音橋発電所	(小水力)	20 潤井川第一発電所		31 新的場発電所	(小水力)
10 北原発電所		21 潤井川第二発電所			
11 猫沢発電所	(小水力)	22 潤井川第三発電所			

图 3.20 水力発電所位置图

### 3 富士宮市の取組状況

#### (1) 市の補助制度

本市では、ゼロカーボンシティを目指し、ゼロカーボン推進設備等導入補助事業を実施しています。また、電力の地産地消に向け、補助対象の太陽光発電で得た電力の自家消費を後押ししています。

##### ① 市民向け、自治会向け

1995(平成 7)年度から市民向けの太陽光発電設備の設置を対象に補助事業を開始し、2014(平成 26)年度には、国のピークカット・ピークシフトの推進を踏まえ、家庭用燃料電池(エネファーム)<sup>※1</sup>、定置用リチウムイオン蓄電池などを補助対象設備として追加するとともに、自治会を補助対象者に含めました。その後、2024(令和 6)年度には、住宅の省エネを推進するため、ZEH<sup>※2</sup>を補助対象設備に追加し、さらにゼロカーボン PR するため、補助事業の名称を「ゼロカーボン推進設備等導入費補助事業」に改めました。(表 3.6)

2024(令和 6)年度は、全体の約 7 割を太陽光発電設備及び定置用リチウムイオン蓄電池が占め、過去 3 年間は同様の傾向が続いています。また、2024(令和 6)年度に補助対象に追加した ZEH の申請もあることから、これらの設備について、一定の需要があることがうかがえます。また、災害時の対応が求められていることも踏まえ、補助制度の活用を促していく必要があります。(図 3.21)

**表 3.6 ゼロカーボン推進設備等導入費補助事業（市民向け・自治会向け）**

2025(令和 7)年 4 月現在

対象	補助対象設備	補助金額
市民	太陽光発電設備(10kW 未満)	1kW あたり 2 万円(上限 19 万 9 千円)
	家庭用燃料電池(エネファーム)	上限 10 万円 (リース契約の場合、上限 5 万円)
	定置用リチウムイオン蓄電池	上限 10 万円 (リース契約の場合、上限 5 万円)
	ピーク・トゥ・ホームシステム <sup>※3</sup>	上限 5 万円
	クリーンエネルギー自動車	上限 5 万円
	HEMS(ホーム・エネルギー・マネジメント・システム) <sup>※4</sup>	上限 1 万円
	ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)	上限 30 万円
自治会	①太陽光発電設備(10kW 未満)	上限 150 万円 (①又は②及び③又は④を合わせて導入した場合に限る。)
	②家庭用燃料電池(エネファーム)	
	③定置用リチウムイオン蓄電池	
	④ピーク・トゥ・ホームシステム (クリーンエネルギー自動車と同時購入)	
	小水力発電設備	上限 100 万円

※1 家庭用燃料電池(エネファーム):水素と酸素の電気化学反応により発生した電気を継続的に取り出すことができる発電装置

※2 ZEH:「net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)」の略。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅

※3 ピーク・トゥ・ホームシステム:EV(電気自動車)等に搭載されている大容量蓄電池に貯めてある電力を系統電力につないで家庭や事業所で使用することを可能とするシステム

※4 HEMS:「Home Energy Management System(ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)」の略。家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム。家電や電気設備とつないで、電気やガスなどの使用量をモニター画面などで「見える化」したり、家電機器を「自動制御」したりできる。

## ② 事業者向け

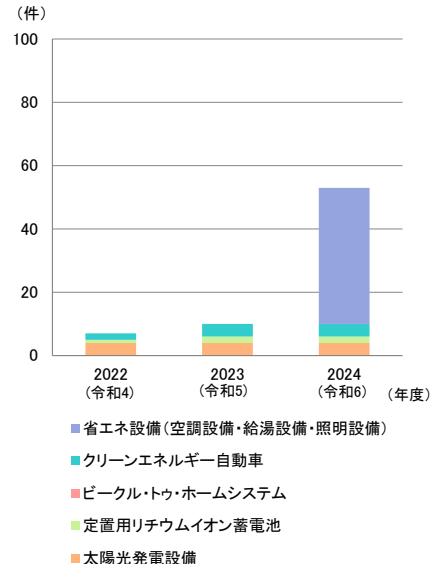
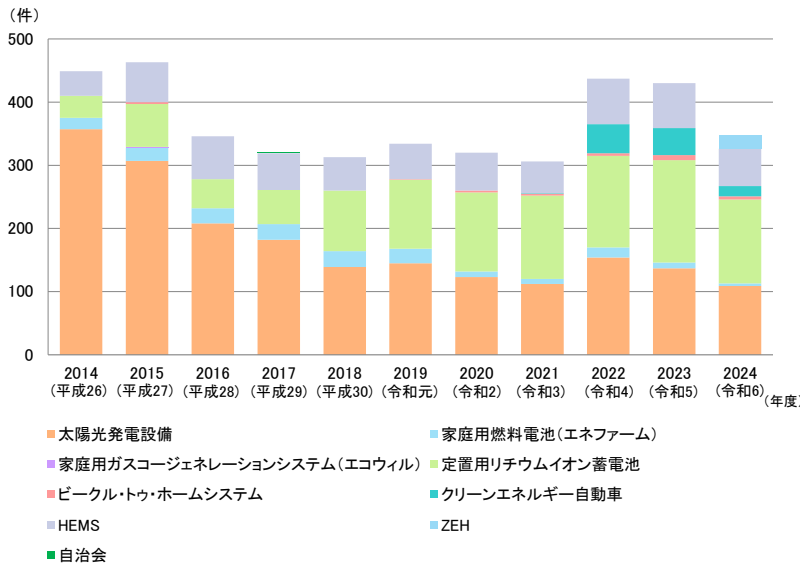
市では、市民向けの補助事業に続き、2022(令和4)年10月から市内の事業所におけるゼロカーボン推進設備の導入を対象として、事業者向けの補助事業を開始しました。当初は、太陽光発電設備、定置用リチウムイオン蓄電池、ビークル・トゥ・ホームシステム及びクリーンエネルギー自動車に補助対象設備として開始し、さらに、国、県の省エネ推進の動向や市域内の事業者のニーズを踏まえ、市域の事業所の省エネを推進していくことを目的に、省エネ設備(空調設備・給湯設備・照明設備)を補助対象設備として追加し、現行の事業者向けの補助事業を行っています。(表3.7)

2024(令和6)年度は、新たに補助対象とした省エネ設備に40件程度の申請があり、省エネ意識の高さがうかがえます。(図3.21)

**表 3.7 ゼロカーボン推進設備等導入費補助事業（事業者向け）**

2025(令和7)年4月現在

補助対象設備	補助金額
太陽光発電設備	1kWあたり2万円(上限100万円)
定置用リチウムイオン蓄電池	上限10万円(リース契約の場合、上限5万円)
ビークル・トゥ・ホームシステム	上限5万円
クリーンエネルギー自動車	上限5万円
省エネ設備(空調設備・給湯設備・照明設備)	上限200万円 下限20万円



**図 3.21 ゼロカーボン推進設備等導入費補助事業の設備別申請件数の推移**

## (2) 市の制度

### ① 富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例

本市では、2015(平成27)年、富士山の景観、豊かな自然環境及び安全安心な生活環境の保全及び形成と再生可能エネルギー源の利用との調和を図ることを目的とする「富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」を定めています。

市域のゼロカーボンに向けて、再生可能エネルギーの導入は重要な取組となりますが、発電設備の設置に伴う森林伐採は、水源涵養など森林が持つ多面的機能の低下や、二酸化炭素吸収量の減少を通じて、環境に影響を与えるおそれがあります。そのため、適切なゼロカーボンの推進を図るとともに、森林を守り、富士山の景観と自然環境を将来にわたり保全することが重要です。

本条例では、一定規模以上の設備の設置の抑制を図る「抑制区域」を定めており、世界遺産富士山や構成資産等の景観と調和を図っています。(図 3.22)

#### ＜対象となる設備＞

太陽光発電設備: 土地に自立して設置する太陽電池モジュールの総面積の合計が 1,000 平方メートルを超える太陽光発電設備  
(建築物に設置するものを除く。)

風力発電設備: 高さ 10m を超える風力発電設備

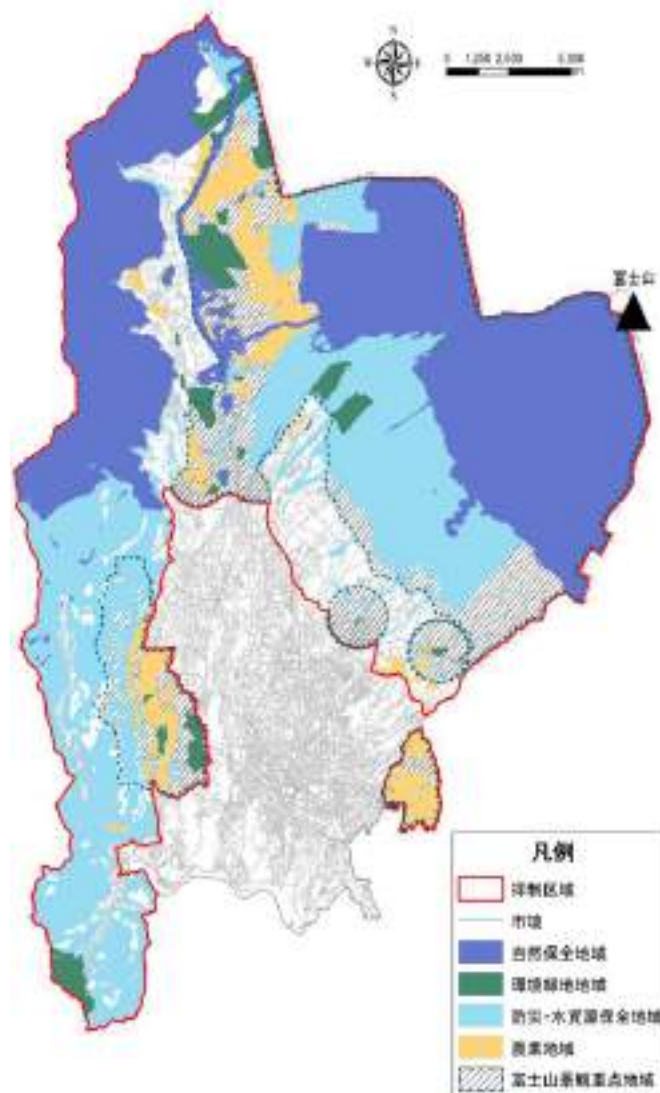


図 3.22 対象となる設備の設置事業を抑制する区域

## 【デジタル化による再生可能エネルギー導入の円滑化】

富士宮市では、再生可能エネルギー発電設備の導入に際し、「富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」で定める抑制区域の確認について、GIS※<sup>1</sup>を活用したデジタル化を進めています。これにより、市のホームページ上の「富士宮市わが街ガイド 宮まっぷ」※<sup>2</sup>において、正確な位置情報を特定できるようになり、市民・事業者の利便性の向上や設備の適正な設置にも寄与するものとなります。

### ② 富士宮市再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例

2021(令和 3)年、再生可能エネルギーの導入の推進について、市、市民及び事業者が共に取り組むことで、脱炭素社会の実現を図り、持続可能な社会の構築に寄与することを目的とする「富士宮市再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例」を定めました。

### ③ 小規模な再生可能エネルギー発電設備設置事業に関するガイドライン

「富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」の第 8 条の適用除外となる小規模な再生可能エネルギー発電設備についても、地域との調整、景観や安全上の配慮が必要であるため「小規模な再生可能エネルギー発電設備設置事業に関するガイドライン」を 2015(平成 27)年 7 月 1 日に策定しました。しかし、防災・安全面、景観や環境への影響、また将来の廃棄等に対する地域での懸念が高まっていることから、本ガイドラインを 2024(令和 6)年に改定し、計画、設置、管理及び処分までの手続や遵守すべき事項等をより明確にし、より適正な設置・維持管理を求めています。(表 3.8)

#### <対象となる設備>

土地に自立して設置する太陽電池モジュールの総面積が 1,000 平方メートル以下の発電設備及び高さが 10m 以下の風力発電設備で、富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例第 8 条の適用除外となる小規模な再生可能エネルギー発電設備。

表 3.8 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する規模と適用内容

太陽光電池モジュールの 総面積(野立て)	事業区域			適用内容
	抑制区域外	抑制区域		
		右記以外	・土地利用構想図 のうち一部区域 ・富士山景観重点地域	
1,000 平方メートル以下	○	○	○	小規模ガイドライン※ <sup>3</sup>
1,000 超～ 12,000 平方メートル以下	△	△	×	条例※ <sup>4</sup>
12,000 平方メートル超	△	×	×	

○:設置可能、△:設置可能(要同意・届出)、×:設置不可

※<sup>1</sup> GIS:地理情報システム(Geographic Information System)のことであり、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

※<sup>2</sup> 富士宮市わが街ガイド 宮まっぷ:地図を利用して、富士宮市の行政情報や地域情報を市民にわかりやすく公開・提供するサイト

※<sup>3</sup> 小規模な再生可能エネルギー発電設備設置事業に関するガイドライン

※<sup>4</sup> 富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例

#### ④ ゼロカーボンシティの実現に向けた市有施設等の行動指針

国では、2025(令和 7)年 2 月に策定された「政府実行計画」において、2050(令和 32)年のカーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素社会の実現に向けた取組を公共部門で率先して実行する方針を示しています。

また、静岡県では、「第 4 次静岡県地球温暖化対策実行計画」において、2030(令和 12)年度までの目標と目標達成のために必要となる取組を定めています。

本市においても、省エネルギー化の実現と再生可能エネルギーの導入により脱炭素社会の実現に向け、市が率先して温室効果ガスの排出削減に取り組めます。

##### ～行動指針の概要～

#### (1) 太陽光発電設備等の導入

PPA 事業の活用を中心とした太陽光発電設備の導入を進めます。また電力のピークカットや災害時用の電力確保を目的に蓄電池の積極的かつ効果的な導入を進めていきます。

- ・富士宮市公共施設等総合管理計画に沿って、新築及び改築する施設へ設備を導入する。
- ・新築及び改築と同時に導入できない場合には、将来的に屋根等に設備を導入することを想定し、太陽光パネルの荷重に耐えられるものを設計する。
- ・太陽光パネルにより著しく景観の保全に適合しない施設には設備を導入しない。

#### (2) ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)化に向けた取組

静岡県の県有建築物 ZEB 化設計指針に準じて、ZEB 化を目指す。

- ・新築及び改築する公共施設は、原則として、ZEB Ready 以上( $BEI^{※1} \leq 0.5$ )を達成する。
- ・ $BEI > 0.5$  となる場合は、ZEB 基準( $BEI \leq 0.6$  又は  $0.7$ )を達成する。
- ・既存の公共施設は、設備更新を行う際には省エネ性能の向上に取り組む。
- ・第三者認証の取得と、施設への評価書の掲示により市民及び事業者への周知を図る。

#### (3) 環境に配慮したガスの導入

- ・市の公共施設で使用するLPガス及び都市ガスについて、ガスの使用量が多く、効果的な公共施設を選定し、協議の上、現在使用している通常のコークスガスから環境に配慮したガスに順次、切替えを図る。
- ・環境に配慮したガスを導入する施設は証明書を掲示し、市民及び事業者へ環境に配慮した施設であることを周知するとともに、市域内での環境に配慮したガスの普及促進を図る。

#### (4) J-クレジット制度の活用

- ・市の森林経営計画の対象となる市有林について、森林の持つ二酸化炭素を吸収する特性を生かした J-クレジットの創出を図る。

#### (5) LED 照明の導入

- ・2030(令和 12)年度までに、公共施設等の照明設備を 100%LED 照明とする。
- ・公共施設の利用や照明設備の規模などを勘案し、LED 照明の賃貸借契約による導入方法等を検証しながら、スピード感をもって進める。

※1 BEI:エネルギー消費性能計算プログラムに基づく、基準建築物と比較した時の設計建築物の一次エネルギー消費量の比率。  
BEI(Building Energy Index) = 設計一次エネルギー消費量 ÷ 基準一次エネルギー消費量

## ● 太陽光発電設備等の市有施設への導入状況

本市では、2024(令和6)年度までに23施設に太陽光発電設備等を導入しました。(表3.9)

表3.9 太陽光発電設備等の導入施設一覧

No.	施設名	太陽光発電容量 (kW)	蓄電容量 (kWh)	売電方法	設置年度
1	総合福祉会館	10.20	無	自家消費	1999(平成11)年度
2	大宮保育園	3.00	無	自家消費	2007(平成19)年度
3	上野小学校	10.00	無	余剰	2009(平成21)年度
4	白糸の滝公衆トイレ	4.00	無	余剰	2012(平成24)年度
5	富士宮駅前交流センター	4.23	無	自家消費	2013(平成25)年度
6	療育支援センター	10.00	無	全量	2013(平成25)年度
7	富士根保育園	10.00	無	全量	2013(平成25)年度
8	救急医療センター	10.00	15.68kWh	自家消費	2014(平成26)年度
9	大富士交流センター	10.00	無	全量	2015(平成27)年度
10	西消防署北分署	10.00	無	全量	2015(平成27)年度
11	万野住宅 A 棟	10.00	無	余剰	2016(平成28)年度
12	学校給食センター	20.00	無	余剰	2016(平成28)年度
13	万野住宅 B 棟	10.00	無	余剰	2018(平成30)年度
14	富士根南公民館	8.80	無	PPA	2019(令和元)年度
15	中央消防署東分署	8.80	無	PPA	2019(令和元)年度
16	西消防署北分署	8.80	無	PPA	2019(令和元)年度
17	万野住宅 C 棟	10.00	無	余剰	2020(令和2)年度
18	富丘交流センター	10.00	12.00kWh	自家消費	2020(令和2)年度
19	白糸出張所	5.50	5.00kWh	自家消費	2020(令和2)年度
20	万野住宅 D 棟	10.00	無	余剰	2022(令和4)年度
21	万野住宅 E 棟	9.90	無	余剰	2024(令和6)年度
22	芝川中学校	45.77	無	PPA	2024(令和6)年度
23	富士見小学校	62.15	無	PPA	2024(令和6)年度

※市有施設への太陽光発電設備の発電容量は23施設の合計で約300kWであり、これは年間で約40世帯分のエネルギー消費量に相当します。



富士見小学校



芝川中学校



白糸出張所

### (3) 富士宮市地域循環共生圏推進協議会

2019(令和元)年度、環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業の活動団体として選定され、2020(令和2)年度には、活動の継続団体として採択されました。

環境ビジネスの創出を支援する富士宮版プラットフォームを構築するため、2019(令和元)年10月に富士宮市地域循環共生圏推進協議会を設立し、「富士山と水」をテーマに掲げ、環境課題の解決に向け活動するとともに、富士山の自然を守りその恵みを産業でいかす、持続可能なまちづくりを目指しています。

#### ① これまでの活動経緯

本協議会は設立以来、毎年、会議・セミナー・ワークショップ等、部会活動の支援を行い、環境課題の解決に向けて取り組んできました。あわせて現地視察やフィールドワークを実施し、持続可能なまちづくりを目指した活動を継続しています。(表 3.10)

2025(令和7)年には、マンダラの見直しに関するワークショップを開催し、マンダラを活用した新たな取組の検討を開始しました。

表 3.10 各年度における活動状況

活動年度	会議、セミナーほか	活動内容・現地視察ほか
2019 (令和元)	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会設立</li> <li>キックオフ会議</li> <li>部会、グループ分け、意見交換会</li> <li>マンダラづくりワークショップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019(令和元)年度版マンダラ作成</li> <li>先進地視察研修(リコー環境事業開発センター(リユース・リサイクル、木質バイオマスの取組等))</li> <li>環境フェア(協議会、部会の紹介)</li> </ul>
2020 (令和2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>合同会議、世話人会議</li> <li>セミナー(SDGs・ESG 金融等)</li> <li>マンダラづくりワークショップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020(令和2)年度版マンダラ作成</li> <li>視察研修(株式会社アサギリ(ペレットたい肥)、株式会社ふもとつばら(木質バイオマスボイラー等))</li> </ul>
2021 (令和3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>合同会議、世話人会議</li> <li>セミナー(ローカル SDGs 等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>視察研修(NPO 法人ホールアース(里山の保全活動等)、コアレックス信栄株式会社(リサイクルシステム等))</li> <li>環境パネル展(協議会、部会の紹介)</li> </ul>
2022 (令和4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>合同会議、世話人会議</li> <li>企業における脱炭素支援セミナー(企業の省エネ対応等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域循環共生圏づくりSDGs モニターツアー実証企画</li> <li>富士下山トレッキングツアー体験</li> <li>視察研修(株式会社アマダ(環境活動紹介))</li> <li>ゼロカーボンシティ「オール富士宮」フェア参加(協議会、部会の紹介)</li> </ul>
2023 (令和5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>合同会議、世話人会議</li> <li>事業者向け脱炭素セミナー(企業の脱炭素の取組等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京農業大学×一般社団法人 Green Innovation フィールドワーク視察</li> <li>環境フェア参加(協議会、部会の紹介)</li> </ul>
2024 (令和6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>マンダラづくりワークショップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マンダラの見直しに係るワークショップ(地域の環境課題について意見交換)</li> </ul>
2025 (令和7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>合同会議、世話人会議</li> <li>マンダラづくりワークショップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マンダラの見直しに係るワークショップ(地域課題の解決に係る地域資源について意見交換)</li> <li>2025(令和7)年度版マンダラの作成</li> <li>マンダラを活用した新たな取組の検討</li> <li>環境フェア参加(協議会、部会の紹介)</li> </ul>

## ② 部会の活動状況

本協議会では、2019(令和元)年度より「富士山と水」をテーマに、地域資源を循環させ、環境課題の解決を図る取組の事業化を創出するため、市民、事業者、NPO及び行政等からなる会員で部会を設立し、活動してきました。

また、これまでに設立した部会のうち、2022(令和4)年度に3つの部会が事業化に結び付き(表3.12(1)(2))、現在では残り4つの部会についても目的達成に向け活動を継続しています。(表3.11)

表 3.11 部会活動

部会名・主な部会員	活動目的	活動内容	活動期間
「再生可能エネルギーを軸とした地域活性化プロジェクト」部会 ・自治会 ・発電事業者(NPO) ・行政	豊富な水資源を有する猪之頭地区に水車型の小水力発電設備を設置し、地域振興のための観光事業に活用するとともに、自然資源を源とする再生可能エネルギーの地産地消を行う。	2024(令和6)年度に地元企業と建築専門学校と協働により水車を設置し、地域の環境や再生可能エネルギーについて考える見学施設として活用している。また、水車の利活用の歴史等を紹介したパンフレットを道の駅等で配布し活動を周知。	2019(令和元)年度～2025(令和7)年度
「おいしいでつながる地産地消」部会 ・廃棄物処理業者 ・小売業者(食品関連) ・製紙業者	ごみの削減・食品ロス・北部地域のふん尿処理問題解決につながる循環型社会の構築のため、食の地産地消と持続可能な循環を目指し設立。	余剰牛ふんやバイオ炭を活用した持続可能な循環型システム構築のための調査やヒアリングを実施中。	2019(令和元)年度～2025(令和7)年度
「より地域のためになるエネルギーを選ぶ育てる」部会 ・エネルギーコンサルティング業者 ・消費者団体 ・エネルギー事業者 ・行政	市民や事業者が地域のエネルギーに関して有益な情報や知識を得て、地域で出来たエネルギーを選んだり活用することを支援する。	電気やエネルギーの選択について、市内企業へのヒアリングや再生可能エネルギー施設の視察等を行い、活動成果を環境フェアで報告するなど、地産地消のエネルギーの普及に取り組む。	2019(令和元)年度～2025(令和7)年度
「すべての宮っ子に川と親しむ体験を！」部会 ・NPO 法人 ・製紙業者 ・ボランティア団体 ・漁業協同組合 ・市民団体	学校近辺の河川・用水路での自然体験プログラムを通じて、子どもたちに水が富士宮市特有の地域資源であることを知り、富士山麓の自然を次世代に引き継ぐ。	「富士山と水」をキーワードに工場見学等を行う「富士宮市 SDGs モニターツアー」や生物多様性をテーマとした「ローカル SDGs 人材育成セミナー」を開催。	2021(令和3)年度～2025(令和7)年度

## ③ 成果（事業化した部会）

表 3.12(1) 事業化した部会

部会名・主な部会員	活動目的	活動内容	成果	活動期間
「水のまち富士山ふれあい大作戦」部会 ・富士宮市観光協会 ・観光業者 ・商工団体 ・富士宮商店街連盟	水に関するコンテンツを連携させて市の魅力を創設するとともに、エコツアー等により自然と環境にやさしい富士山観光の啓発に取り組んでいく。	持続可能な富士山観光をPRするために富士山トレッキングガイドの案内によるエコツアーを実施。	環境負荷の低減を目的とした富士山トレッキング等の体験プログラムを開発し、観光客に提供。	2019(令和元)年度～2022(令和4)年度

表 3.12 (2) 事業化した部会

部会名・主な部会員	活動目的	活動内容	成果	活動期間
「畜産バイオマスを中心とした地域循環システム」部会 ・畜産業者 ・農業団体	有機農業のアシスト、再生可能エネルギーの創出など、地域資源を生かした地域循環共生圏を築く。	農家から牛糞尿を収集して畜産バイオマスによる液肥を製造し、農家に販売する循環システムの構築。	2022(令和4)年度より畜産バイオマスプラントによる液肥の製造と処理過程で発生するガスを活用し、再生可能エネルギーの創出を行う。	2020(令和2)年度～2022(令和4)年度
「電気と環境価値の循環によるゼロカーボンシティの実現」部会 ・エネルギー事業者 ・新電力会社	市民一人一人がゼロカーボンシティの実現に参画することを目指し、PPAサービスの構築や導入推進を行う。	PPA(太陽光発電の第三者保有による自家消費サービス)モデルの構築。	PPA サービスモデルを確立し、2022(令和4)年度より市内でサービス開始し、現在も提供中。	2021(令和3)年度～2022(令和4)年度

④ 富士宮市地域循環共生圏マンダラ

マンダラは、地域が抱える課題や目指すべき将来像、そしてその実現に向けた取組や資源を「見える化」した図です。マンダラ(曼荼羅)とは本来、仏教の思想に基づき宇宙や真理を図式化したものですが、地域版マンダラは地域社会の多様な側面を俯瞰的に整理するための「考える道具」として活用しています。

市では、第3次環境基本計画の策定にあたり、新たな富士宮市地域循環共生圏マンダラの作成を行いました。新たなマンダラの作成にあたっては、協議会の会員をはじめとする市民・事業者・団体と行政が集まり、ワークショップにより、地域の課題や資源の洗い出しを行いました。新しいマンダラでは、環境基本計画に掲げる基本目標の5つの分野を柱に様々な「地域資源」と「地域課題」がまとめられています。(図 3.23)

今後は、富士宮市地域循環共生圏推進協議会において、地域の課題解決や環境ビジネスの創出を図ります。

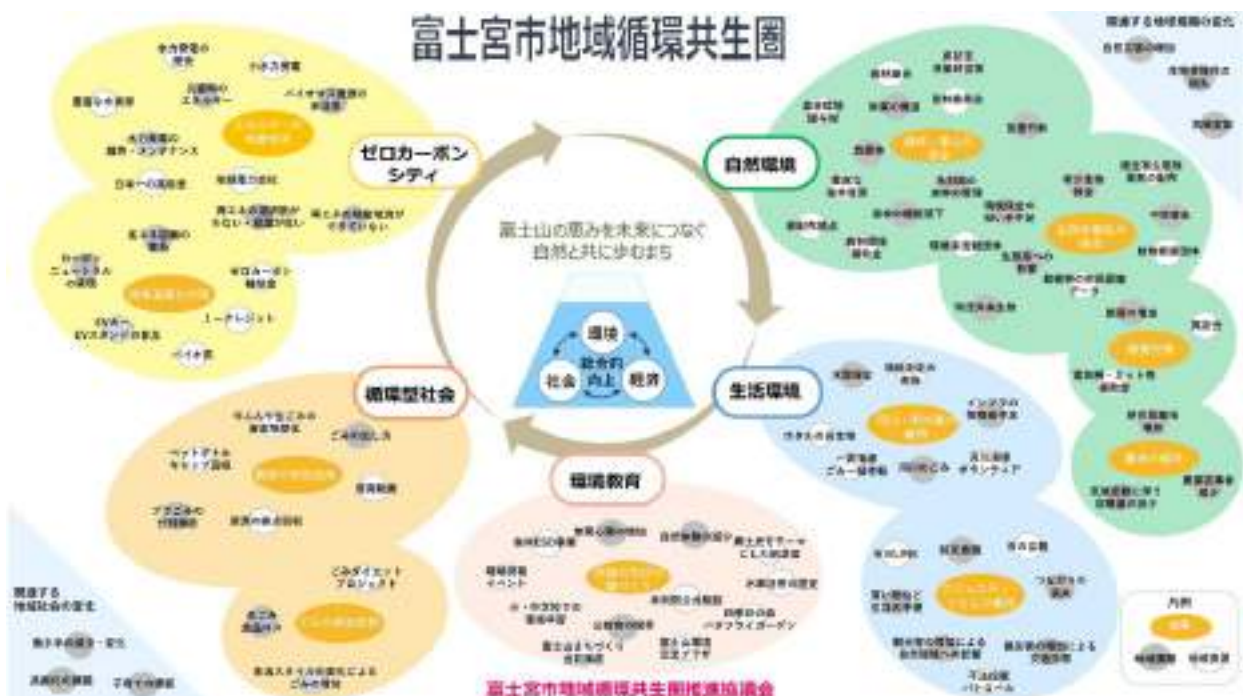


図 3.23 富士宮市地域循環共生圏マンダラ

## (4) カーボンオフセット

### ① 富士宮市 J-クレジット<sup>※1</sup> 運営連絡会

J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量や適切な森林管理による二酸化炭素吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。

本市では市域の豊富な森林資源を有効に活用し、ゼロカーボンシティの実現を図るための方策としてJ-クレジット創出に取り組んでいます。

J-クレジット制度の活用にあたり、2024(令和6)年10月に市内関連団体と「富士宮市J-クレジット運営連絡会」を発足させ、情報収集や意見交換を通じ、課題解決を図りながら、官民一体となって、クレジットの創出に取り組んでいます。



富士宮市 J-クレジット 運営連絡会発足式

### ② カーボンオフセットガス<sup>※2</sup>

環境に配慮したガスとして2023(令和5)年度からLPガスを、2024(令和6)年度から都市ガスを使用する公共施設においてカーボンオフセットガスを順次導入しています。

カーボンオフセットガスの導入量は、2024(令和6)年度において、LPガスで19,014m<sup>3</sup>、都市ガスで101,650m<sup>3</sup>となっています。これらの導入による、CO<sub>2</sub>オフセット量は、LPガスが127t-CO<sub>2</sub>、都市ガスが266t-CO<sub>2</sub>であり、合計で393t-CO<sub>2</sub>となっています。(表3.13)

2025(令和7)年4月現在では、21施設にカーボンオフセットLPガス、4施設にカーボンオフセット都市ガスを導入しており、今後もカーボンニュートラルに向けて導入施設を増やしていきます。(表3.14及び表3.15)

表 3.13 年度別カーボンオフセットガス導入量等

年度	導入量 (m <sup>3</sup> )		CO <sub>2</sub> オフセット量 (t-CO <sub>2</sub> )	
	LP ガス	都市ガス	LP ガス	都市ガス
2023(令和 5)年度	15,223	—	102	—
2024(令和 6)年度	19,014	101,650	127	266

※1 J-クレジット:省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量や適切な森林管理による二酸化炭素の吸収量を国が「クレジット」として認証する制度

※2 カーボンオフセットガス:ガス採掘から燃焼までの過程で発生する二酸化炭素排出量を森林保全や再生可能エネルギー事業による二酸化炭素削減量で相殺することで、ガス使用による二酸化炭素排出量を実質ゼロとみなすことができるガス

**表 3.14 カーボンオフセットLP ガスを導入した公共施設**

(2025(令和 7)年 4 月現在)

No.	施設名	導入開始年度	2025(令和 7)年度 使用量見込み(m <sup>3</sup> )	2025(令和 7)年度 想定 CO <sub>2</sub> オフセット量(t-CO <sub>2</sub> )
1	富士根保育園	2023(令和 5)年度	7,848.0	52.4
2	大岩明倫保育園	2023(令和 5)年度	1,441.1	9.6
3	大富士保育園	2023(令和 5)年度	901.0	6.0
4	北山保育園	2023(令和 5)年度	937.0	6.3
5	上井出保育園	2023(令和 5)年度	851.0	5.7
6	白糸保育園	2023(令和 5)年度	712.0	4.8
7	山宮保育園	2023(令和 5)年度	778.0	5.2
8	井之頭保育園	2023(令和 5)年度	443.0	3.0
9	西保育園	2023(令和 5)年度	1,050.0	7.0
10	栗倉保育園	2023(令和 5)年度	796.0	5.3
11	明星保育園	2023(令和 5)年度	757.0	5.1
12	柚野保育園	2023(令和 5)年度	626.8	4.2
13	あすなろ園	2023(令和 5)年度	1,873.3	12.5
14	学校給食センター	2025(令和 7)年度	39,854.0	266.2
15	保健センター・救急医療 センター	2025(令和 7)年度	2,099.0	14.0
16	西富士図書館	2025(令和 7)年度	1,482.0	9.9
17	中央消防署東分署	2025(令和 7)年度	334.0	2.2
18	中央消防署芝川分署	2025(令和 7)年度	160.0	1.1
19	西消防署	2025(令和 7)年度	478.0	3.2
20	西消防署北分署	2025(令和 7)年度	455.0	3.0
21	西消防署上野分署	2025(令和 7)年度	304.0	2.0
合計			64,180.2	428.7

**表 3.15 カーボンオフセット都市ガスを導入した公共施設**

(2025(令和 7)年 4 月現在)

No.	施設名	導入開始年度	2025(令和 7)年度 使用量見込み(m <sup>3</sup> )	2025(令和 7)年度 想定 CO <sub>2</sub> オフセット量(t-CO <sub>2</sub> )
1	市役所本庁舎	2024(令和 6)年度	81,871.0	215.0
2	大宮保育園	2024(令和 6)年度	12,614.0	33.0
3	中央図書館	2025(令和 7)年度	16,417.0	43.0
4	療育支援センター	2025(令和 7)年度	1,237.0	3.0
合計			112,139.0	294.0

## (5) 交通

### ① 公用車への電動車の導入

2025(令和7)年4月現在、公用車には30台のハイブリッド車<sup>※1</sup>(HV)、2台のプラグインハイブリッド車<sup>※2</sup>(PHEV)、3台の電気自動車(EV)を導入しています。

自動車の脱炭素化に向け、今後も走行時の二酸化炭素排出量をゼロにするドライブ(ゼロカーボンドライブ)を目指し、更新時には、電動車(EV・PHEV・HV)への移行を検討していきます。

また、本市では、ゼロカーボンシティの実現に向けて、市民・事業者・行政が一体となり、「オール富士宮」での取組を推進するため、PR車両を制作しました。

この車両を活用し、市民・事業者に対して周知活動を実施しています。



(ゼロカーボンシティPR車両)

### 電気自動車

### ② EV 充電スタンドの導入

市域内での電気自動車等の普及を図り、電気自動車等の利用環境整備を行うため、民間事業者の活力を活用した手法を取り入れて、一般向けのEV充電スタンドを設置していきます。

### ③ 地域公共交通等

本市では地域公共交通の利用を推進しており、環境負荷の軽減に取り組んでいます。

今後、地域公共交通における電動車の導入について交通事業者と検討を進めていきます。

また、「富士宮市自転車活用推進計画」において日常的な自転車利用の推進を掲げており、近距離移動における自転車利用を推進しています。

※1 ハイブリッド車：エンジンとモーターの2つの動力源を持つ車

※2 プラグインハイブリッド車：コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッド車

## (6) 広域連携

富士山周辺の4市1町(富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町)で構成される「富士山ネットワーク会議」において、2022(令和4)年5月24日にゼロカーボンシティの宣言を行いました。

4市1町が連携し、持続可能な地域の発展に向けて、脱炭素社会の実現に貢献するため、4つの取組を推進し、富士山麓地域の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します。

### 富士山ネットワーク会議ゼロカーボンシティ宣言による4つの取組

#### (1) 富士山麓の森林保護に関する取組

森林は二酸化炭素を吸収し、固定するとともに、木材として建築物などに利用することで、炭素を長期間貯蔵することができます。木材資源の循環利用推進や開発の抑制を進め、我が国の象徴である富士山麓の森林保護に取り組めます。

#### (2) 再生可能エネルギーの導入やエネルギーの地産地消に関する取組

再生可能エネルギーの導入を推進し、エネルギーの供給源を分散するとともに、地域で効率的に活用することで、持続可能な地域社会づくりに取り組めます。

#### (3) ごみ処理や上下水など生活衛生インフラにおける取組

自治体が排出する二酸化炭素の多くは、ごみ処理や上下水道などの生活衛生インフラから排出されるため、ごみの減量化や各施設における発電を推進し、循環型社会の実現に取り組めます。

#### (4) 公共交通の利用促進や環境負荷の少ない交通の普及促進に関する取組

運輸部門における二酸化炭素排出量の約9割が自動車による排出です。公共交通を利用しやすい環境を確保・維持するとともに、電気自動車などの次世代自動車や自転車などの環境負荷の少ない地域交通の普及を促進し、交通の低炭素化に取り組めます。

### ～「富士山ネットワーク会議」～

よりよい住民サービスを展開するために発足した「富士山ネットワーク会議」は、世界に誇る富士山を仰ぎ見て、まちづくりの中心に据えている市町が、環境や観光、防災などのさまざまな分野で連携を図り、共通の認識のもと課題解決に取り組むことにより、環富士山地域と加盟する各市町の発展に寄与することを目的としています。

## (7) 気候変動による暑熱への取組

本市は、富士宮市気候変動適応計画に基づき、市内の施設をクーリングシェルター<sup>※1</sup>として指定し、暑熱対策に取り組んでいます。

### 【クーリングシェルターの開放】

近年、日本列島はかつてない暑さに見舞われ、2025(令和7)年8月5日には41.8℃が観測され、国内観測史上の最高気温の記録が更新されました。

富士宮市では、市民等が暑さをしのげるよう、公共施設や民間施設の一部を「クーリングシェルター」として開放しています。

普段も暑さをしのぐために適時利用することができ、2025(令和7)年度は市内公共施設15か所の他、民間施設11か所を開放しました。(表3.16)



**表3.16 市域におけるクーリングシェルターとして開放している施設**

(2025(令和7)年7月現在)

No.	施設名	No.	施設名
1	イオンモール富士宮	14	北山出張所
2	ウエルシア富士宮宮原店	15	上野出張所
3	ウエルシア富士宮神田川店	16	白糸出張所
4	ウエルシア富士宮城山店	17	芝川出張所
5	ウエルシア薬局富士宮粟倉店	18	南部公民館
6	ウエルシア薬局富士宮阿幸地店	19	西公民館
7	マックスバリュ富士宮朝日町店	20	芝川公民館
8	マックスバリュ富士宮万野原店	21	柚野公民館
9	マックスバリュ富士宮宮原店	22	富士宮駅前交流センター
10	マックスバリュ富士宮若宮店	23	大富士交流センター
11	オートベル富士宮バイパス店	24	富丘交流センター
12	市役所本庁舎	25	富士宮市民体育館
13	保健センター	26	B&G 海洋センター

出典:市ホームページ



市役所本庁舎



保健センター

### 公共施設におけるクーリングシェルター

※1 クーリングシェルター:熱中症暑熱避難施設

## (8) 環境教育・環境活動

本市では、市民、行政、事業者を含むすべての主体の環境保全意識の高揚を図るため、環境教育・環境活動に取り組んでいます。

### ① アース・キッズ事業

小学校では、子どもたちが地球温暖化の原因となるごみの排出量の削減や省エネルギーについて、体験を通して学び家族のリーダーとなって地球温暖化防止の取組を実践するアース・キッズ事業を実施しています。

毎年500人を超える児童がエコリーダーに認定されており、2006(平成18)年度の事業開始から2024(令和6)年度までに15,398人の児童が認定されました。

### ② 宮エコキッズ事業

小学校では、地域環境について専門的な知識のある講師による地域の水等の身近な環境問題に関する講義やフィールドワークなどを行っています。2024(令和6)年度までに948人の児童が参加しました。

### ③ 地球にやさしい学校

小・中学校では、学校ごとに地域の実情に沿った環境美化、緑化活動、自然観察を工夫して活動し、校内の電気、水などの節約、ごみの削減、古紙・牛乳パック・アルミ缶・エコキャップなどのリサイクル活動にも力を入れています。2020(令和2)年度から、環境活動記録の冊子を作成し、各学校などへ情報提供を行っています。

### ④ 環境イベント

環境フェア等で環境講座や環境パネル展示など市民と事業者が参加し、環境活動の発表や環境問題が学べるイベントを開催しています。

2025(令和7)年度は、脱炭素社会の実現に向けた意識向上を目的として、第19回環境フェアを開催しました。テーマを「ゼロカーボン」とし、地球温暖化防止の取組や環境活動、環境に配慮したライフスタイルへの転換事例などを紹介しました。

また、2025(令和7)年度には、「オール富士宮」でめざす！ゼロカーボンシティふじのみや リサイクルフェアを開催し、リサイクルクイズラリーやペットボトルキャップ交換会、雑がみ交換会、EV車展示や発電体験などを行いました。2026(令和8)年度からはリサイクルフェアを「ゼロカーボンフェア」に名称を変更し、環境に関するイベントを展開していきます。



## 第4章 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル



### 1 種別ごとの導入ポテンシャル※1（導入可能量）

再生可能エネルギーは、化石燃料に依存せず、永続的に利用可能な国内で生産できるエネルギーであり、その種類には、太陽光・水力・風力・地熱・太陽熱・地中熱・バイオマス(木質や動植物に由来する有機物)などがあります。(表 4.1)

国の「地球温暖化対策計画」及び「第7次エネルギー基本計画」において、2050年カーボンニュートラルの実現に向けたポイントは、地域との共生を図りながら再生可能エネルギーの導入拡大・活用を進め、再生可能エネルギーの主力電源化を目指すものとされています。

これらを踏まえ、以下に種別ごとの概要と導入ポテンシャルを整理します。

表 4.1 再生可能エネルギーの種別

種別	概要
 太陽光発電	太陽光エネルギーを太陽電池により電気に変換するシステム 建物屋根・壁面、農地、野立てへの設置による農業活用等、多様な方式による導入が可能
 水力発電	水の位置エネルギーを落水や流水により電気に変換するシステム 年間を通じて安定した発電が可能であり、河川、農業用水路を利用した導入が想定
 風力発電	風の運動エネルギーを風車により回転という動力エネルギーに変え電気に変換するシステム 風況があれば、陸上・海上を問わず発電が可能
 地熱発電	主に地下のマグマによって熱せられた高温の水蒸気を持つエネルギーを電気に変換するシステム 天候や季節、時間による発電量の変化がなく、安定的な発電が可能
 太陽熱利用	住宅の屋根などに設置した太陽熱温水器や集熱器によって温水を生成し、給湯や床暖房等に活用されるエネルギー 晴天の日には約60℃の温水が得られ、家庭で使う給湯や暖房に利用
 地中熱利用	年間を通じて15℃程度である地中の熱源を原料として、ヒートポンプ※2により得られる高温熱や冷房熱などのエネルギー 住宅などの建築物や公共施設の冷暖房・給湯、プールや温浴施設の給湯、道路融雪、温室栽培など農業施設での利用が可能
 バイオマス発電	動植物などから生まれた生物資源(バイオマス)を原料として、直接燃焼やガス化などにより電気に変換するシステム 太陽光や風力といった自然環境に左右される不安定な電源と異なり、燃料さえ確保できれば安定した発電量が期待

※1 導入ポテンシャル：設置可能面積、平均風速、河川流量等から理論的に算出することができるエネルギー資源量(賦存量)のうち、法令や土地利用などの制約要因による設置の可否を考慮したエネルギー資源量

※2 ヒートポンプ：熱媒体や半導体等を用いて低温部分から高温部分へ熱を移動させる技術

再生可能エネルギーの導入ポテンシャルや賦存量を示す概念図は以降に示すとおりです。(図 4.1)  
 賦存量は、設置可能面積、平均風速、河川流量等から理論的に算出することができるエネルギー資源量で、全資源エネルギー量から現在の技術水準では利用することが困難なものを除いたものです。

導入ポテンシャルは、賦存量から法令、土地用途などに関する種々の制約要因による設置の可否を考慮したエネルギー資源量です。(表 4.2)

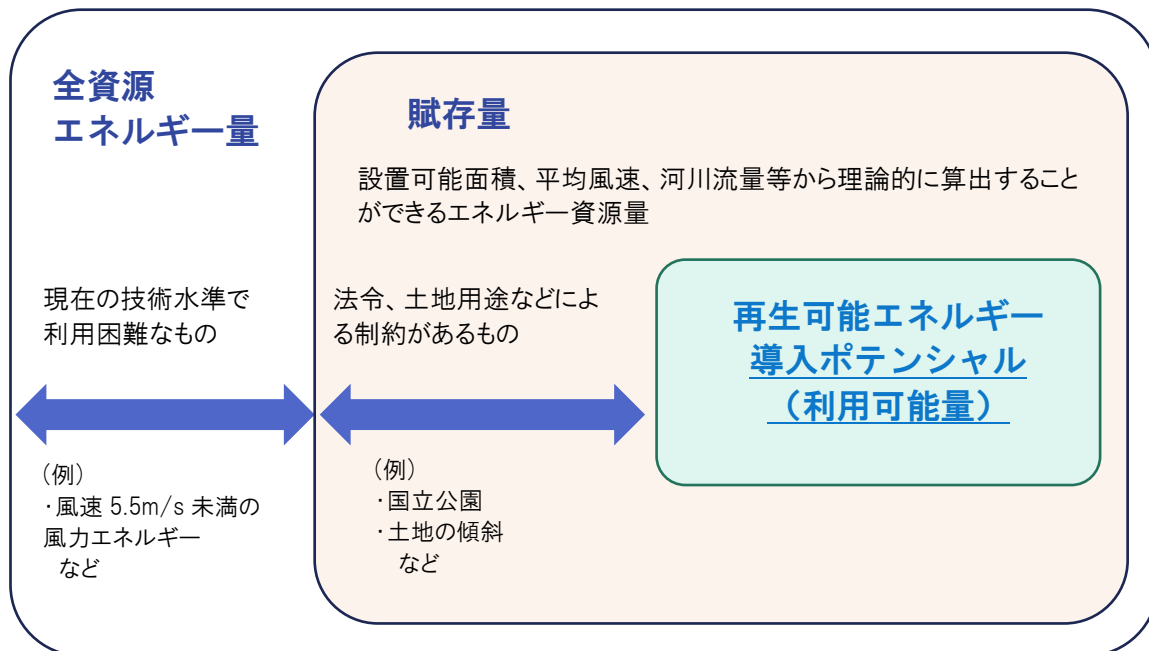


図 4.1 導入ポテンシャルの概念図

出典：環境省「再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)『REPOSとは-再エネ導入ポテンシャルの定義』  
 (<https://repos.env.go.jp/web/about>)」を元に富士宮市で再作図(加工)(2025(令和7)年8月26日閲覧)

表 4.2 賦存量と導入ポテンシャル

用語	内容
賦存量	全資源エネルギー量のうち、現在の技術水準で利用可能なエネルギー資源量
再生可能エネルギー導入ポテンシャル(利用可能量)	賦存量のうち、法令や土地用途などの制約により利用ができないものを除いたエネルギー資源量

本章では、環境省「再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)<sup>※1</sup>」に基づき、市域の再生可能エネルギーの最新の導入ポテンシャル推計値と、市資料に基づき算定した導入ポテンシャル、並びに再生可能エネルギーの市域への導入実績について整理しています。

なお、導入実績については 2024(令和6)年度時点又は最新の公表資料に基づき整理しています。REPOSに基づく再生可能エネルギーの導入ポテンシャルについては、最新の推計年が再生可能エネルギーの種別ごとに異なります。

※1 再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS):わが国の再生可能エネルギーの導入促進を支援することを目的として2020(令和2)年に開設したポータルサイト。

## (1) 太陽光発電

本市における2024(令和6)年度の太陽光発電の導入実績は、年間発電電力量で、89,680千kWhです。このうち、10kW未満は32,438千kWh、10kW以上は57,242千kWhとなっています。

再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)による太陽光発電の導入ポテンシャルは、GIS情報等より太陽光発電設備の設置可能面積を算出し、面積当たりの出力から推計されます。市域の2021(令和3)年度の導入ポテンシャルは、1,926,483千kWhと推計され、抑制区域<sup>※1</sup>に該当する土地を除くと、導入ポテンシャルは1,136,313千kWhと推計されています。(表4.3)

今後、市域への太陽光発電の導入に向けては、公共施設、住宅、民間施設などへの導入が拡大されることを見込みつつ、本市の地域環境を踏まえた導入ポテンシャルを最大限に確保し、太陽光発電の導入につなげていきます。

表 4.3 太陽光発電の導入実績と導入ポテンシャル

導入実績	導入ポテンシャル
89,680千kWh	1,136,313千kWh

導入実績:「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト」及び市資料に基づく実績  
\*本導入ポテンシャルは年間約15万世帯分のエネルギー消費量に相当します。

## (2) 水力発電

本市は、水力発電所が、全31か所あり、そのうち、小水力発電は17か所を占めております。箇所数と最大発電出力の合計が共に日本一であることから「日本一の小水力発電のまち」に発展しました。

本市における2024(令和6)年度の水力発電の導入実績は、年間発電電力量で157,309千kWhとなっています。

再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)による水力発電の導入ポテンシャルは、水系データ及び河川流量観測地点の実測値に基づく年間発電量から設置困難箇所等を除外して74,874千kWh推計されています。なお、REPOSによる水力発電の導入ポテンシャルについては、河川が2022(令和4)年度、農業用水路が2023(令和5)年度の推計値となります。

既存の水力発電を含めた場合、導入ポテンシャルは全体で232,183千kWhと推計されますが、市域にはREPOSでポテンシャルがあると示されている河川以外にも導入可能性がある河川が多くあることから、推計値より高いポテンシャルを有していると考えられます。(表4.4)

今後、市域への水力発電の導入に向けては、市域を流れる河川や農業用水路への導入が拡大されることを見込みつつ、恵まれた水資源の有効活用のもと、利用可能量を最大限に確保し、水力発電の導入につなげていきます。

表 4.4 水力発電の導入実績と導入ポテンシャル

導入実績	導入ポテンシャル
157,309千kWh	232,183千kWh

導入実績:市資料に基づく実績

\*本導入ポテンシャルは年間約3万世帯分のエネルギー消費量に相当します。

※1 「富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」第7条に規定する抑制区域

### (3) 風力発電

本市には、風力発電施設はありませんが、再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)による2021(令和3)年度の風力発電の導入ポテンシャルは、4,353千kWhと推計されています。(表4.5)  
風力発電については、富士山の景観を保全する観点から、将来的な導入も想定していません。

**表 4.5 風力発電の導入実績と導入ポテンシャル**

導入実績	導入ポテンシャル
—	4,353 千 kWh

\*本導入ポテンシャルは年間で約 560 世帯分のエネルギー消費量に相当します。

### (4) 地熱発電

本市における地熱発電はありませんが、再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)による2021(令和3)年度の地熱発電の導入ポテンシャルは、1,148千kWhと推計されています。(表4.6)  
地熱発電については、今後、調査研究を進めます。

**表 4.6 地熱発電の導入実績と導入ポテンシャル**

導入実績	導入ポテンシャル
—	1,148 千 kWh

\*本導入ポテンシャルは年間で約 150 世帯分のエネルギー消費量に相当します。

### (5) 太陽熱利用

再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)による2022(令和4)年度の太陽熱利用の導入ポテンシャルは、利用可能熱量17.1億MJと推計されています。(表4.7)  
太陽熱利用については、今後、調査研究を進めます。

**表 4.7 太陽熱利用の導入実績と導入ポテンシャル**

導入実績	導入ポテンシャル
—	(利用可能熱量) 17.1 億 MJ

\*本導入ポテンシャルは年間で約 22 万世帯分の熱需要(給湯)に相当します。

## (6) 地中熱利用

再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)による 2015(平成 27)年度の地中熱利用の導入ポテンシャルは、利用可能熱量 55.1 億 MJ と推計されています。(表 4.8)

本市には静岡県富士山世界遺産センターにある地下水を利用した熱交換システムが稼働しています。いまだ導入実績は少ないですが、今後、調査研究を進めます。

表 4.8 地中熱利用の導入実績と導入ポテンシャル

導入実績	導入ポテンシャル
234.8kW	(利用可能熱量) 55.1 億 MJ

導入実績:「導入事例集～地下水利用の熱交換システム～」(2020(令和 2)年 4 月 静岡県)及び県担当部署へのヒアリング  
\*本導入ポテンシャルは年間で約 70 万世帯分の熱需要(冷房・暖房)に相当します。

## (7) バイオマス発電

本市におけるバイオマス発電の 2024(令和 6)年度の導入実績は、年間発電電力量で 761 千 kWh となっています。

再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)においては、バイオマス発電に関する木質資源、家畜排せつ物、食品残さ等を含めた導入ポテンシャルは公表されていないことから、導入実績に基づき、家畜排せつ物や食品残さ・廃油、木質バイオマスの活用量から算出しました。2024(令和 6)年度のバイオマス発電の導入ポテンシャルは 15,539 千kWh と推計されます。(表 4.9)

今後、市域へのバイオマス発電の導入に向けては、地域資源や新技術の活用を見込みつつ、市域へのさらなる導入につなげていきます。

表 4.9 バイオマス発電の導入実績と導入ポテンシャル

導入実績	導入ポテンシャル
761 千 kWh	15,539 千kWh

導入実績:市資料に基づく実績

\*本導入ポテンシャルは年間で約 2,000 世帯分のエネルギー消費量に相当します。

## 2 総論

本章の「1 種別ごとの導入ポテンシャル(導入可能量)」より、本市において今後見込まれる導入ポテンシャルを整理します。(表 4.10)

表 4.10 富士宮市における再生可能エネルギー導入ポテンシャル等

区分	導入実績 2024 年度 (令和 6 年度)	導入ポテンシャル			二酸化炭素排出量 削減効果 (対 2013(平成 25) 年度)
		再生可能エネルギー 情報提供システム (REPOS)参考	その他	計	
太陽光発電	89,680 千 kWh	1,136,313 千 kWh <sup>※1</sup>	—	1,136,313 千 kWh	626.1 千 t-CO <sub>2</sub>
水力発電	157,309 千 kWh	232,183 千 kWh <sup>※2</sup>	—	232,183 千 kWh	127.9 千 t-CO <sub>2</sub>
風力発電	—	4,353 千 kWh	—	4,353 千 kWh	2.4 千 t-CO <sub>2</sub>
地熱発電	—	1,148 千 kWh	—	1,148 千 kWh	0.6 千 t-CO <sub>2</sub>
太陽熱利用	—	(利用可能熱量) 17.1 億 MJ	—	(利用可能熱量) 17.1 億 MJ	(参考値) <sup>※3</sup> 118.8 千 t-CO <sub>2</sub>
地中熱利用	(システム規模) 234.8kW	(利用可能熱量) 55.1 億 MJ	—	(利用可能熱量) 55.1 億 MJ	(参考値) <sup>※4</sup> 60.2 千 t-CO <sub>2</sub>
バイオマス発電	761 千 kWh	—	15,539 千 kWh	15,539 千 kWh	8.6 千 t-CO <sub>2</sub>
合計	247,750 千 kWh (システム規模) 234.8kW	1,373,997 千 kWh (利用可能熱量) 72.2 億 MJ	15,539 千 kWh	1,389,536 千 kWh (利用可能熱量) 72.2 億 MJ	765.6 千 t-CO <sub>2</sub> (参考値除く)

※1 土地系の推計値から「富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」第 7 条に規定する抑制区域を除いた推計値と建物系の推計値の合算値を示す。

※2 再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)に基づく導入ポテンシャルの推計値に、市の導入実績を含めた値を示す。

※3 太陽熱利用は給湯(燃料・電気)の置換を前提として概算した参考値である。

※4 地中熱利用は電化の冷暖房を基準として概算した参考値である。

本戦略において、導入拡大を図る再生可能エネルギーは、導入ポテンシャルや地域資源の活用が見込まれる太陽光発電、水力発電、及びバイオマス発電とします。

風力発電については、富士山の景観を保全する観点から、本戦略の策定時に引き続き、今後において導入は想定していません。

また、地熱発電、太陽熱利用、地中熱利用については、今後、本市の特性を鑑みながら、必要に応じて、調査研究を行っていきます。

## 第5章 市民・事業者の意識

### 1 アンケート調査結果

#### (1) 実施概要

本戦略の中間見直しに当たり、策定後の社会情勢や環境の変化に対する認識、日頃の環境について感じていることを、市民・事業者の意向を把握するため、アンケート調査を実施しました。

調査期間:2025(令和7)年 5月28日(水)～ 6月13日(金)

配布回収:郵送及び Web 回収

#### 【市民アンケート】

配布数 1,200(18歳以上の方から無作為に抽出)

回収数 442(回収率:36.8%)

回答者:性別内訳

男 性: 200 (45.2%)

女 性: 240 (54.3%)

無回答: 2 (0.5%)

#### 【事業者アンケート】

配布数 60(市内事業者から無作為に抽出)

回収数 26(回収率:43.3%)

回答事業所:事業規模(従業員数)

1～4人 : 3 (11.5%)

5～9人 : 3 (11.5%)

10～29人 : 7 (26.9%)

30～49人 : 4 (15.4%)

50～99人 : 5 (19.2%)

100～299人 : 4 (15.4%)

※アンケート結果は、四捨五入の関係で合計100%にならないことがあります。

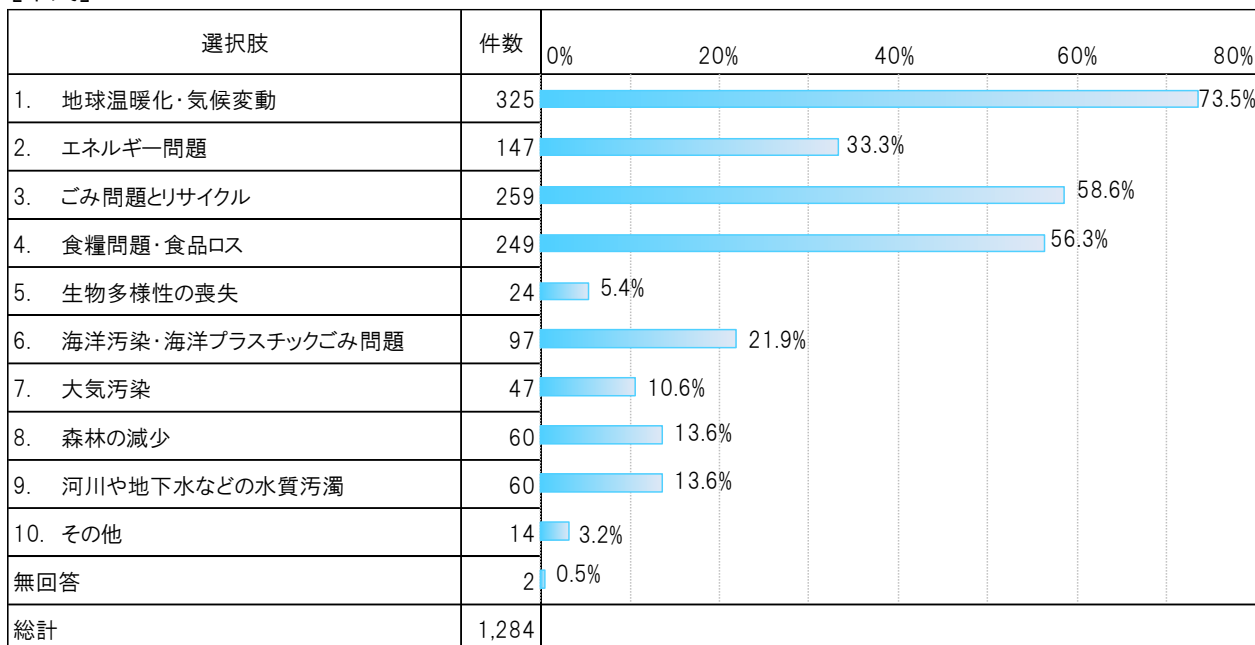
## (2) 市民・事業者共通の調査

### ① 特に問題意識を持っている環境問題

市民は、「地球温暖化・気候変動」が 73.5%と最も多く、次いで、「ごみ問題とリサイクル」が 58.6%、「食糧問題・食品ロス」が 56.3%となっています。(図 5.1(1))

事業者は、「エネルギー問題」が 73.1%と最も多く、次いで「地球温暖化・気候変動」及び「ごみ問題とリサイクル」が 65.4%となっています。(図 5.1(2))

[市民]

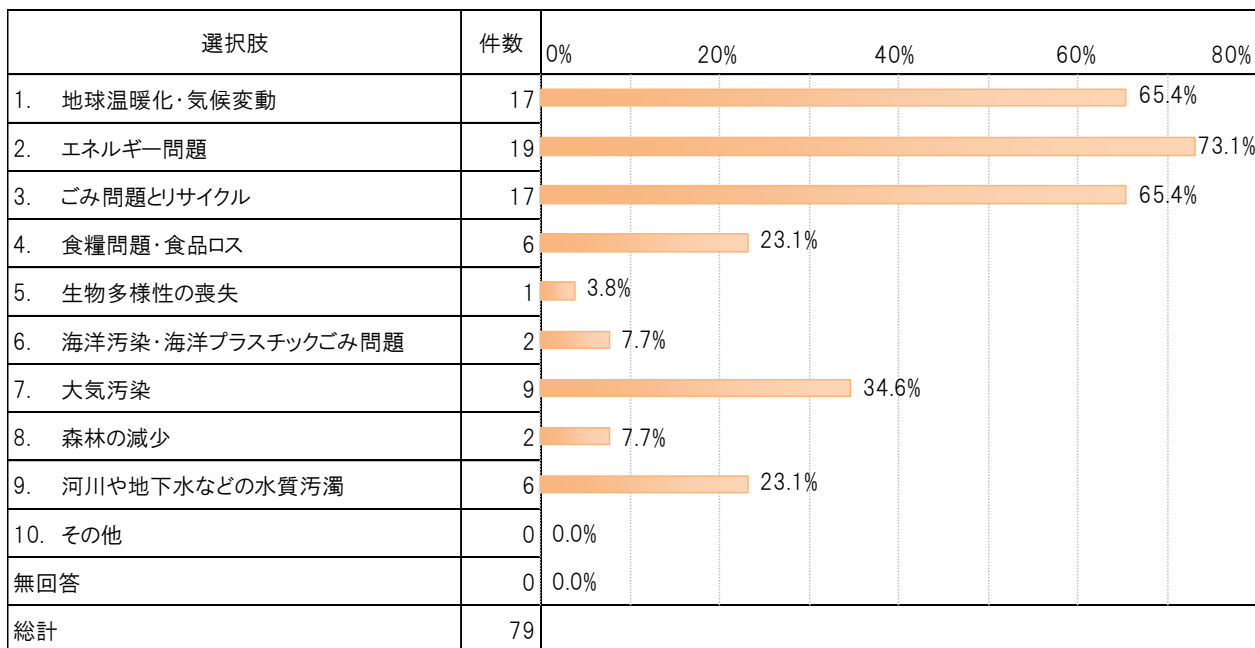


※4つ以上回答した2名を含む

集計母数 442名

図 5.1(1) 特に問題意識を持っている環境問題 (市民)

[事業者]



※4つ以上回答した1社を含む

集計母数 26社

図 5.1(2) 特に問題意識を持っている環境問題 (事業者)

## ② 環境保全と生活の便利さ・事業活動の優先度

市民は、「両立」が 74.2%と最も多く、次いで「環境保全を優先」が 18.1%となっています。(図 5.2(1))

事業者については、「環境配慮の事業活動を推進」が 88.5%と最も多く、次いで「事業活動を優先」が 7.7%となっています。(図 5.2(2))

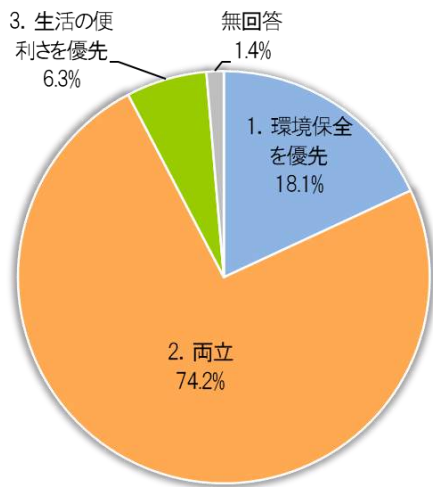


図 5.2(1) 環境保全と生活の便利さの優先度 (市民)

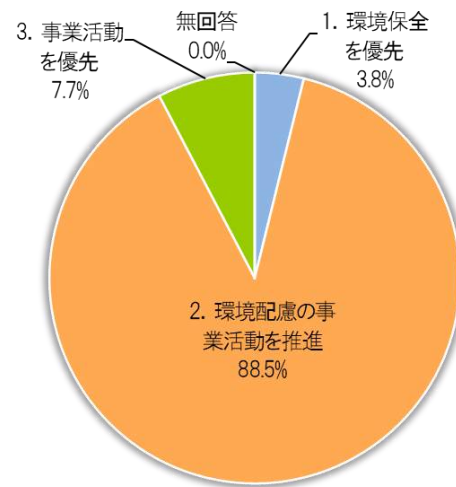


図 5.2(2) 環境保全と事業活動の優先度 (事業者)

## ③ 関心のある再生可能エネルギーの種別

市民は、「太陽光発電」が 64.3%と最も多く、次いで、「バイオマス発電」が 36.2%、「太陽熱利用」が 33.3%を占めています。(図 5.3(1))

事業者についても、「太陽光発電」が 80.8%と最も多い結果となり、次いで、「太陽熱利用」が 23.1%、「バイオマス発電」が 15.4%を占めています。(図 5.3(2))

[市民]

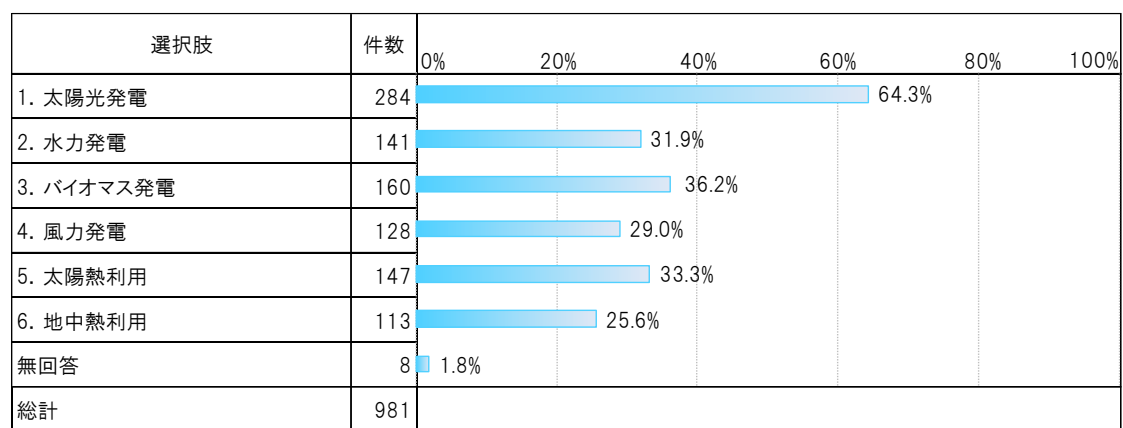
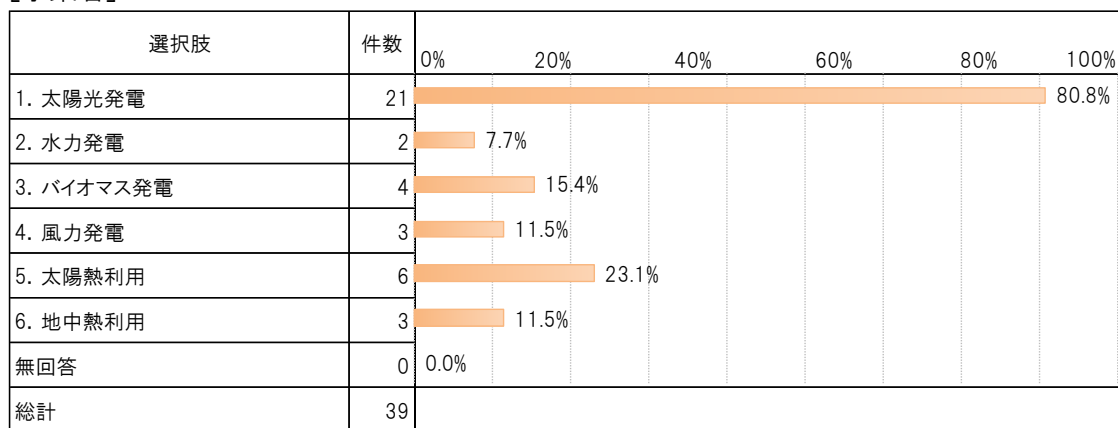


図 5.3(1) 関心のある再生可能エネルギーの種別 (市民)

[事業者]



集計母数26社

図 5.3 (2) 関心のある再生可能エネルギーの種別（事業者）

④ 再生可能エネルギーの導入意識

再生可能エネルギーの導入の必要性については、市民・事業者共に「必要がある」(市民:72.4%、事業者:53.8%)が最も多い結果となっています。(図 5.4(1)及び図 5.4 (2))

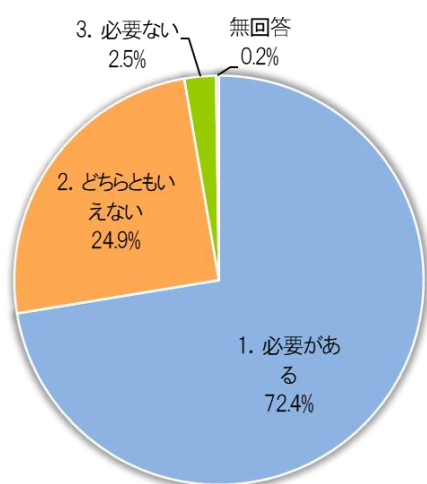


図 5.4(1) 再生可能エネルギーの導入意識（市民）

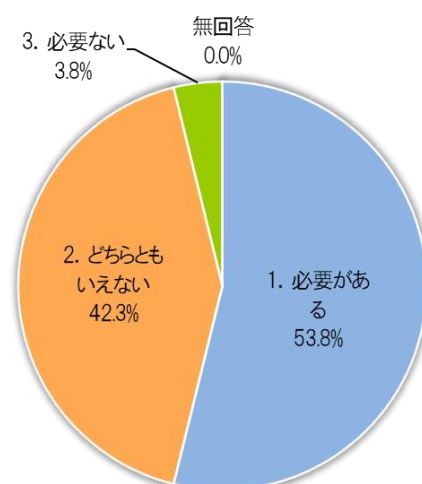


図 5.4 (2) 再生可能エネルギーの導入意識（事業者）

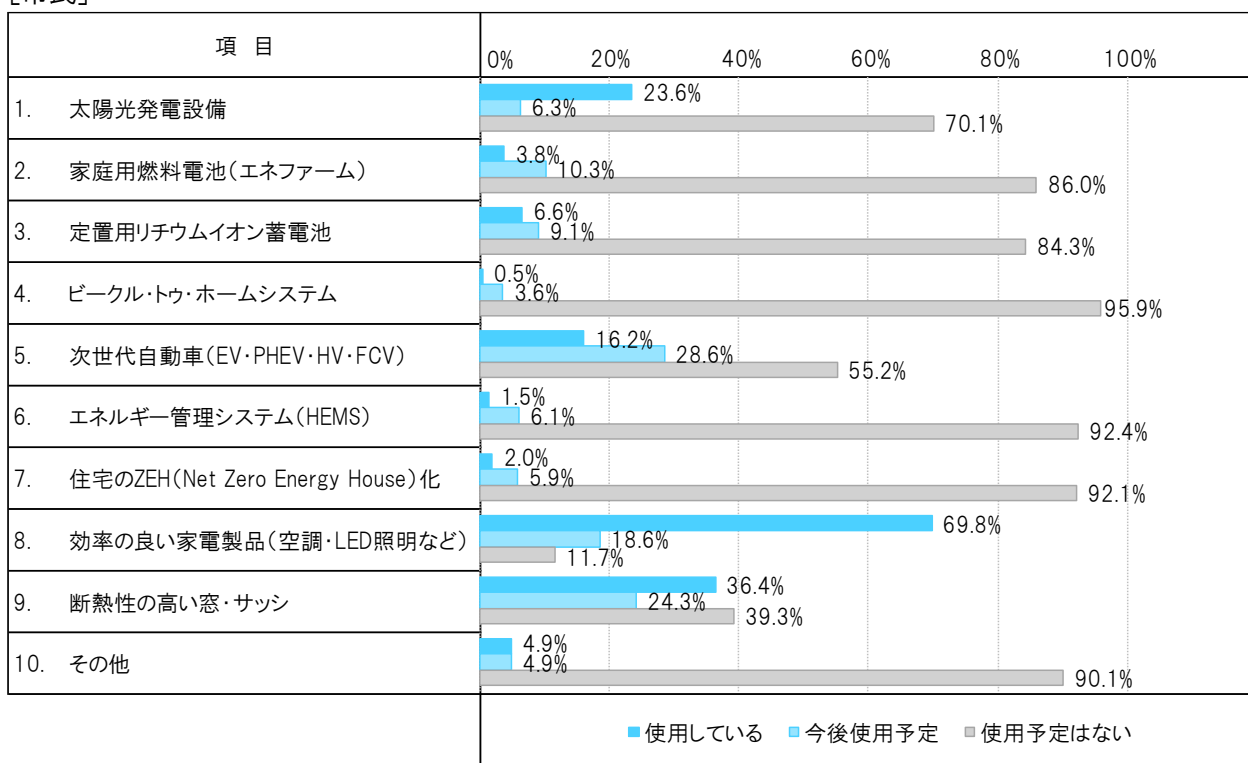
⑤ 再生可能エネルギー設備・省エネ設備の利用状況

市民に最も利用されているのは、「効率の良い家電製品(空調・LED 照明など)」で 69.8%、次いで、「断熱性の高い窓・サッシ」が 36.4%、「太陽光発電設備」が 23.6%となっています。(図 5.5 (1))

事業者にも最も利用されているのは、「高効率機器・設備(空調設備・給湯設備・LED 照明など)」で 65.4%、次いで「次世代自動車(EV・PHEV・HV・FCV)<sup>※1</sup>」が 19.2%、「太陽光発電設備」が 15.4%となっています。(図 5.5 (2))

※1 EV:電気自動車(Electric Vehicle の略)。PHEV:プラグインハイブリッド自動車(Plug-in Hybrid Vehicle の略)。  
HV:ハイブリッド自動車(Hybrid Vehicle の略)。FCV:燃料電池自動車(Fuel Cell Vehicle の略)。

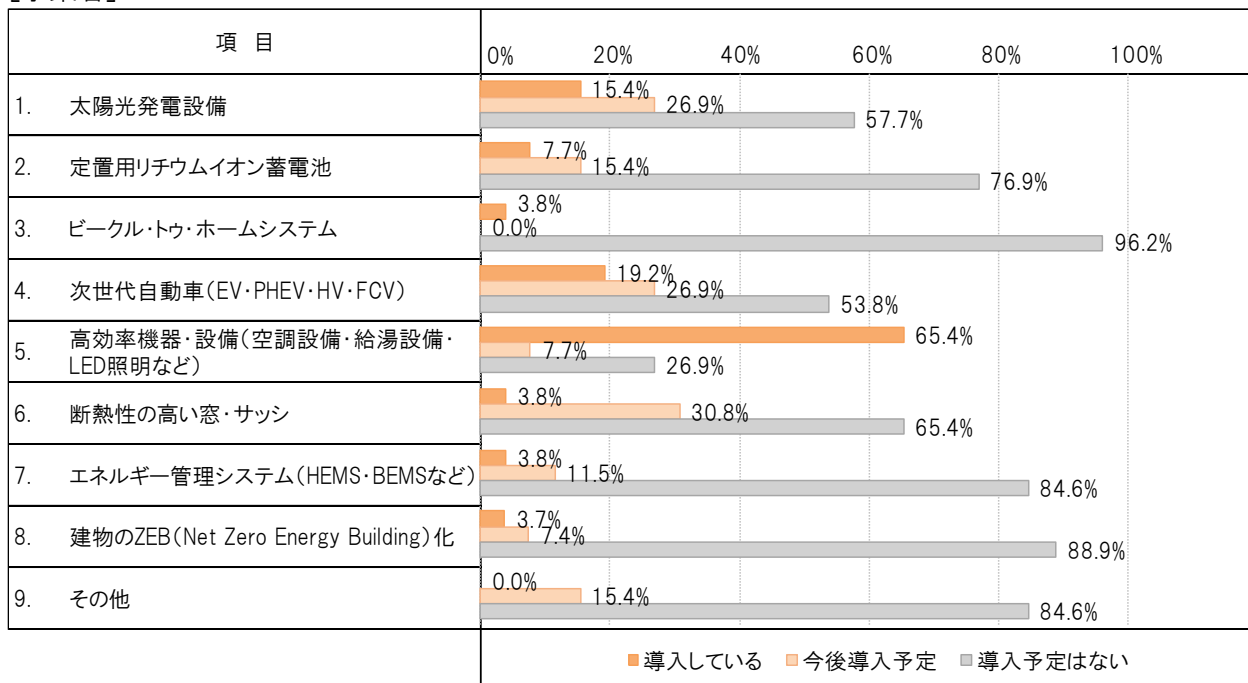
[市民]



無回答及び複数回答は除く  
集計母数 427名

図 5.5(1) 再生可能エネルギー・省エネ設備の利用状況 (市民)

[事業者]



無回答及び複数回答は除く  
集計母数 24社

図 5.5 (2) 再生可能エネルギー・省エネ設備の利用状況 (事業者)

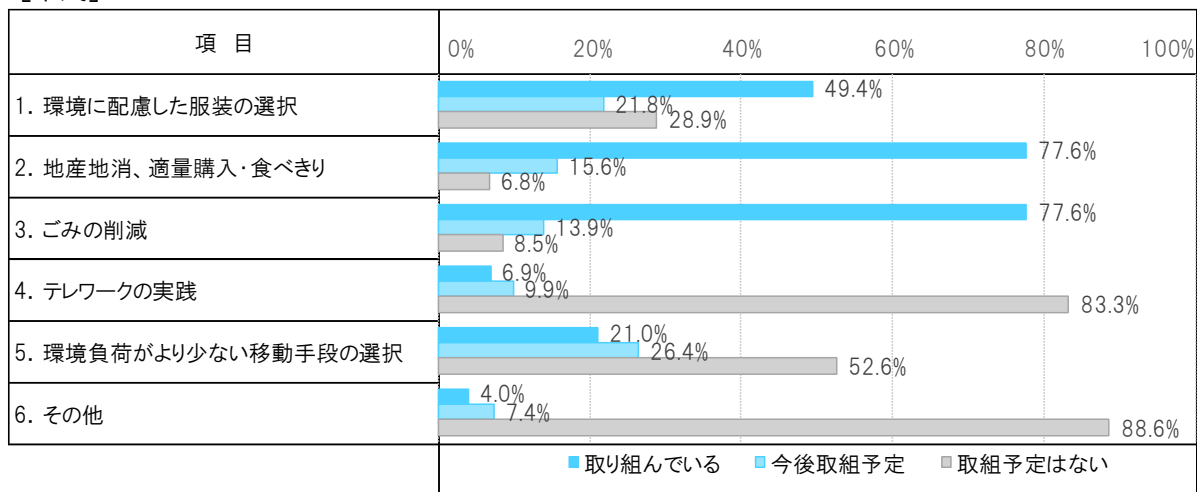
## ⑥ 脱炭素に係る取組

市民が最も取り組んでいる脱炭素に係る取組は、「地産地消、適量購入・食べきり」及び「ごみの削減」であり、ともに77.6%を占めています。(図 5.6(1))

事業者についても最も取り組んでいる取組は、「ごみの削減」で69.2%を占めています。(図 5.6(2))

一方で、取組の予定がないものとして、市民・事業者ともに「テレワークの実践」が約80%を、「環境負荷がより少ない移動手段の選択」が市民で約50%、事業者で約80%を占めています。(図 5.6(1)及び図 5.6(2))

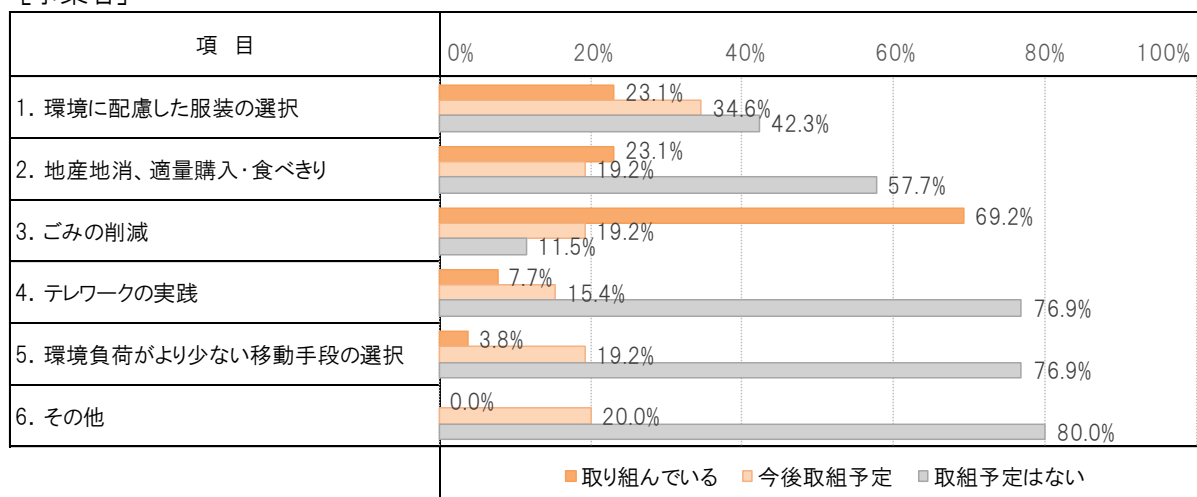
### [市民]



無回答は除く  
集計母数 431名

図 5.6(1) 脱炭素に係る取組 (市民)

### [事業者]



無回答は除く  
集計母数 26社

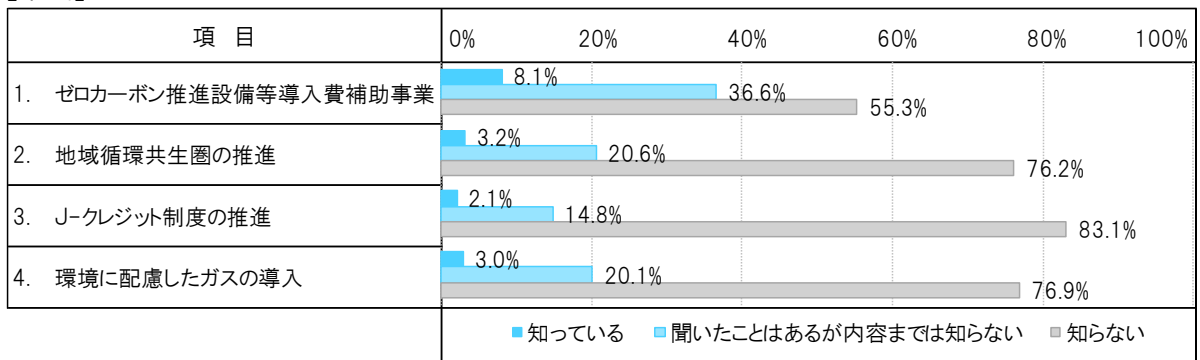
図 5.6 (2) 脱炭素に係る取組 (事業者)

## ⑦ 市の取組の認知度

市民が最も知っている取組は「ゼロカーボン推進設備等導入費補助事業」で 8.1%となっています。その他の取組については、その半数以下の認知度となっています。(図 5.7(1))

事業者が最も知っている取組は、「J-クレジット制度の推進」で群を抜いて高く、69.2%となっています。次いで、「ゼロカーボン推進設備等導入費補助事業」及び「地域循環共生圏の推進」で 23.1%となっています。(図 5.7(2))

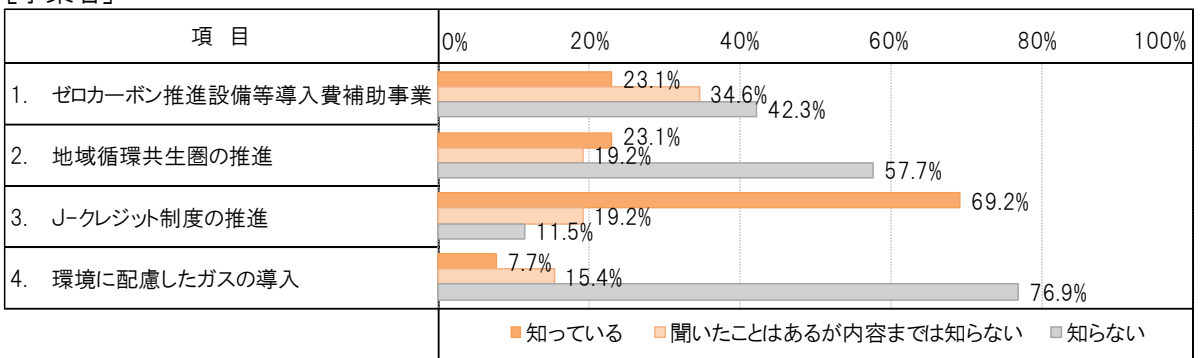
[市民]



無回答は除く  
集計母数 434名

図 5.7(1) 市の取組の認知度 (市民)

[事業者]



無回答は除く  
集計母数 26社

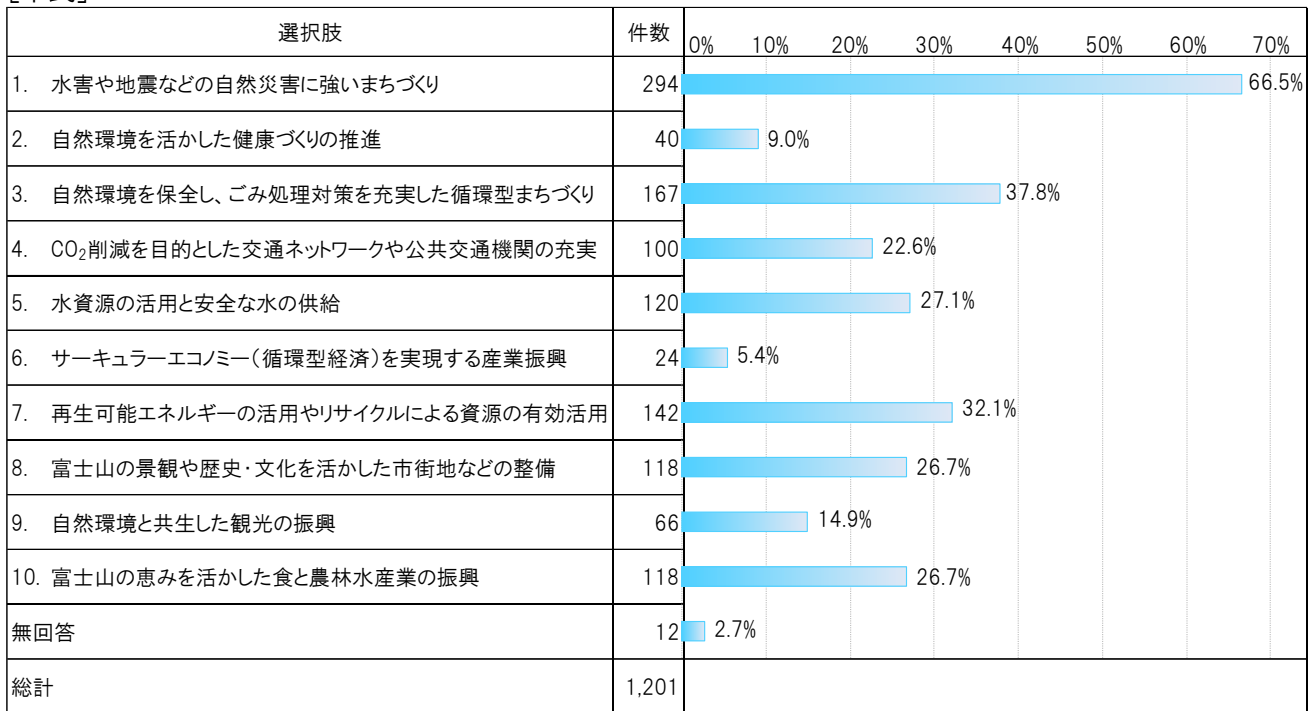
図 5.7(2) 市の取組の認知度 (事業者)

### ⑧ 環境に関する市の将来像

市民・事業者共に、最も多いのは、「水害や地震などの自然災害に強いまちづくり」(市民:66.5%、事業者:50.0%)となっています。

その他、「自然環境を保全し、ごみ処理対策を充実した循環型まちづくり」、「水資源の活用と安全な水の供給」、「再生可能エネルギーの活用やリサイクルによる資源の有効活用」に関する期待が高くなっています。(図 5.8 (1)及び図 5.8 (2))

[市民]

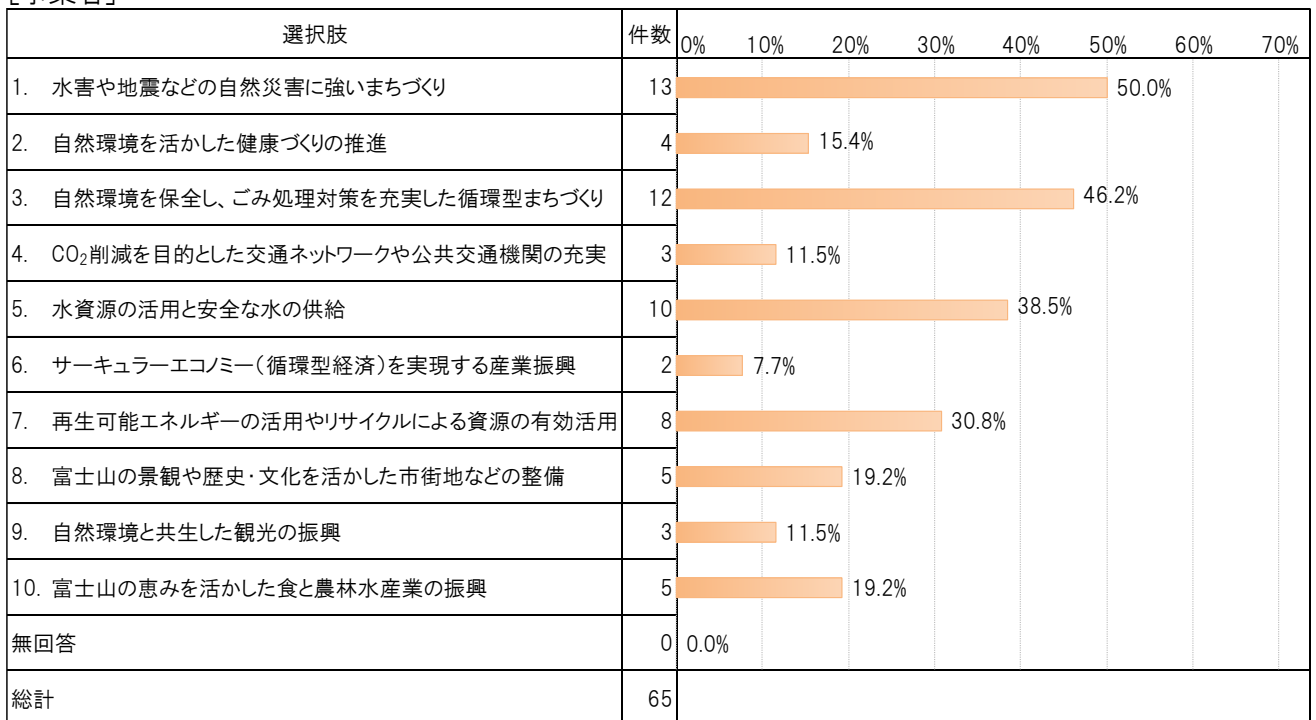


※4つ以上回答した1名を含む

集計母数 442名

図 5.8(1) 環境に関する市の将来像 (市民)

[事業者]



※4つ以上回答した1社を含む

集計母数 26社

図 5.8(2) 環境に関する市の将来像 (事業者)

### ⑨ 今後市が取り組むべきこと

市民は、最も多いものが「地球温暖化対策」で 27.7%、次いで「ごみの減量化・資源化」で 26.0%となっています。(図 5.9(1))

事業者は、最も多いものが「ごみの減量化・資源化」及び「まちの美化・景観の保全」でともに 24.0%、次いで、「大気や水の汚染対策」の 16.0%となっています。(図 5.9(2))

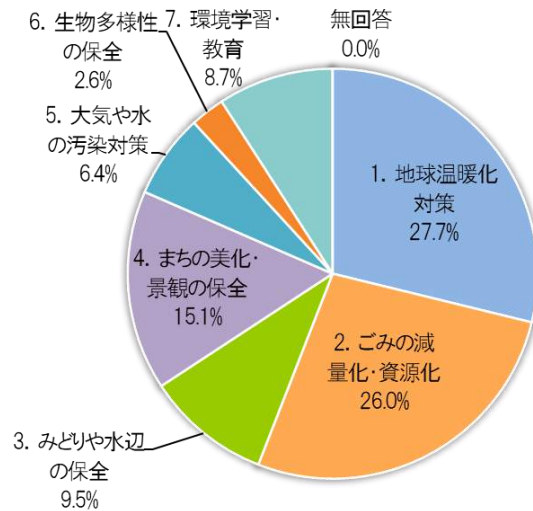


図 5.9(1) 今後市が取り組むべきこと (市民)

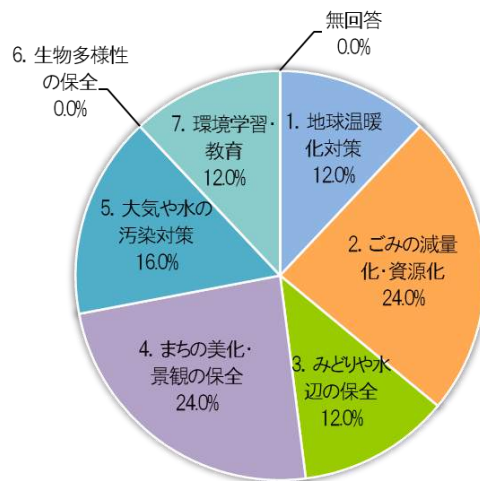
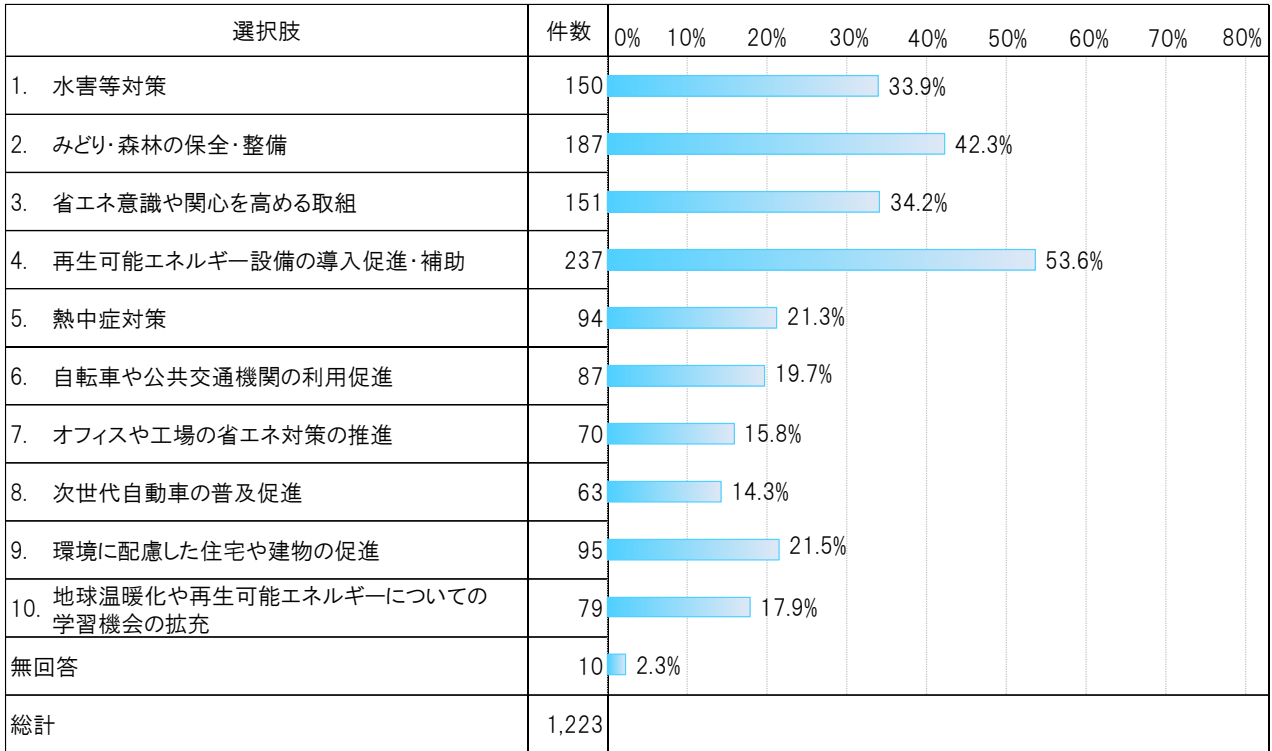


図 5.9 (2) 今後市が取り組むべきこと (事業者)

### ⑩ 今後市が特に進めるべき地球温暖化対策

市民・事業者共に、最も多いものは「再生可能エネルギー設備の導入促進・補助」(市民:53.6%、事業者:73.1%)、次いで、「みどり・森林の保全・整備」(市民:42.3%、事業者:50.0%)や「省エネ意識や関心を高める取組」(市民:34.2%、事業者:46.2%)となっています。(図 5.10(1)及び図 5.10(2))

[市民]

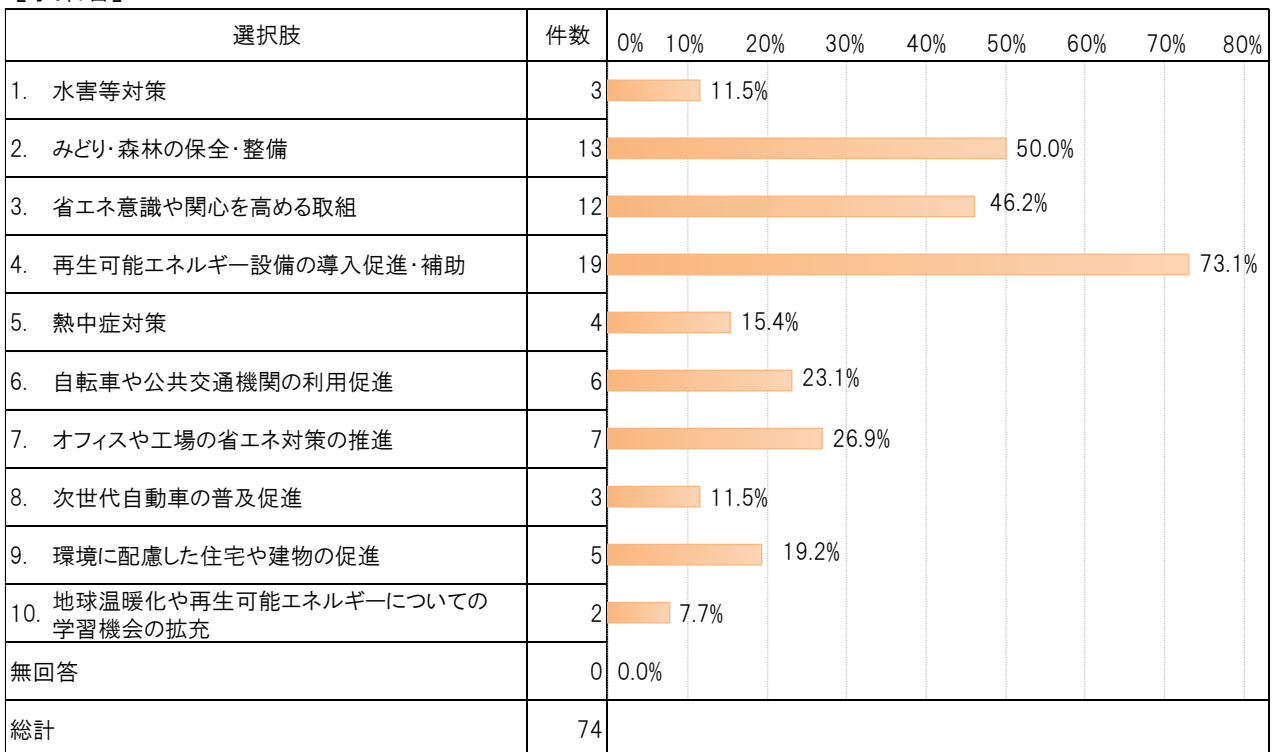


※4つ以上回答した2名を含む

集計母数442名

図 5.10(1) 市が特に進めるべき地球温暖化対策(市民)

[事業者]



集計母数26社

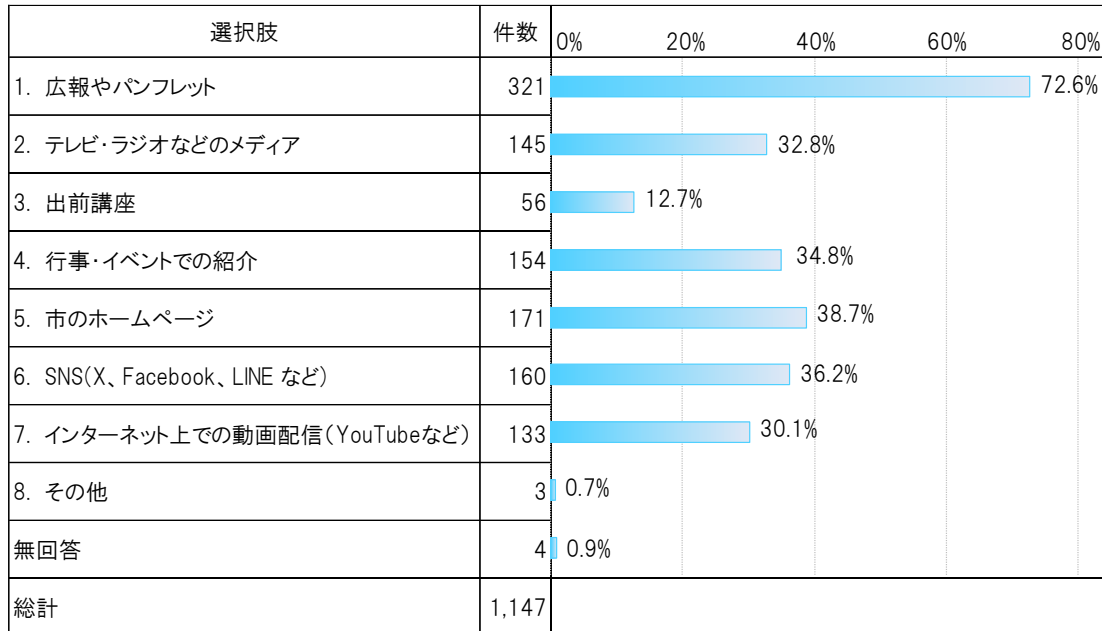
図 5.10(2) 市が特に進めるべき地球温暖化対策(事業者)

### ⑪ 効果的な環境情報の発信方法

市民は、「広報やパンフレット」が72.6%と最も多くなっています。次いで、「市のホームページ」(38.7%)、「SNS(X、Facebook、LINE など)」(36.2%)、「行事・イベントでの紹介」(34.8%)であり、この3つは同程度の回答となっています。(図 5.11(1))

事業者は、「行事・イベントでの紹介」が46.2%と最も多く、次いで、「出前講座」、「市のホームページ」及び「SNS(X、Facebook、LINE など)」が共に38.5%となっています。(図 5.11(2))

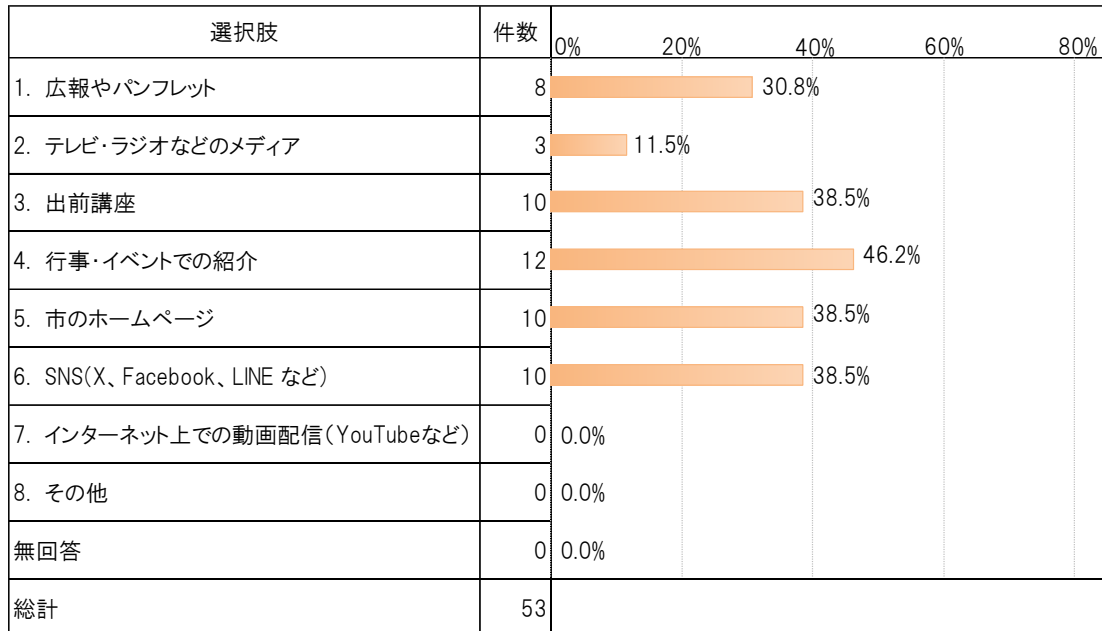
[市民]



集計母数 442名

図 5.11(1) 効果的な環境情報の発信方法 (市民)

[事業者]



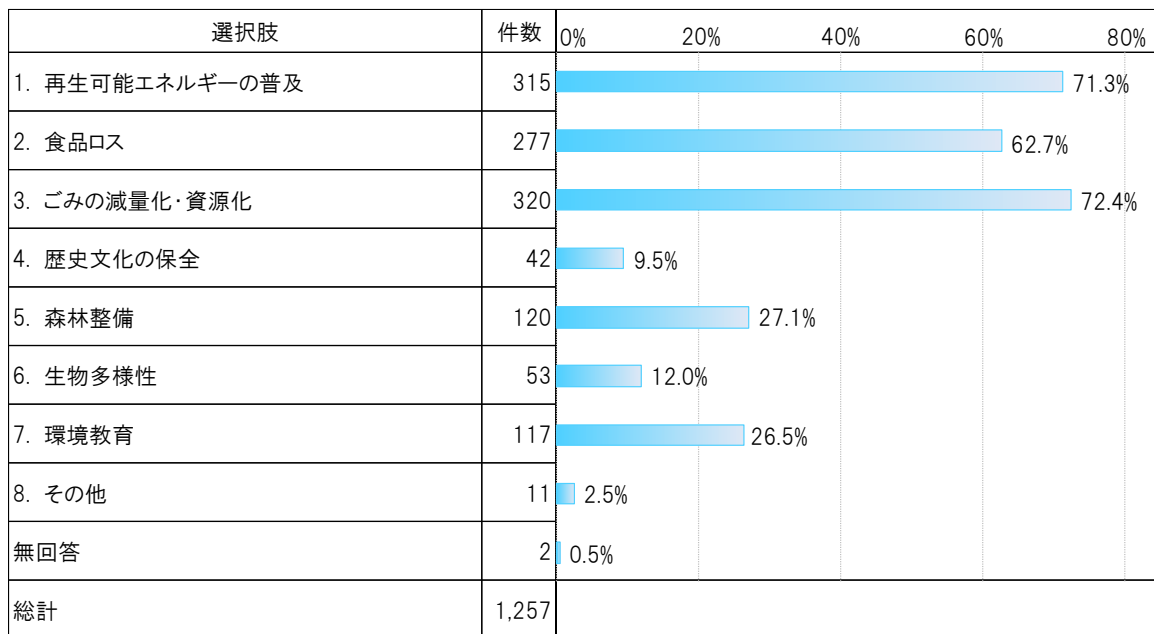
集計母数26社

図 5.11(2) 効果的な環境情報の発信方法 (事業者)

### (3) 市民のみの調査

#### ① 関心のある環境の取組

関心のある環境の取組は、「ごみの減量化・資源化」が 72.4%と最も多く、次いで、「再生可能エネルギーの普及」が 71.3%、「食品ロス」が 62.7%となっています。(図 5.12)



※4つ以上回答した1名を含む

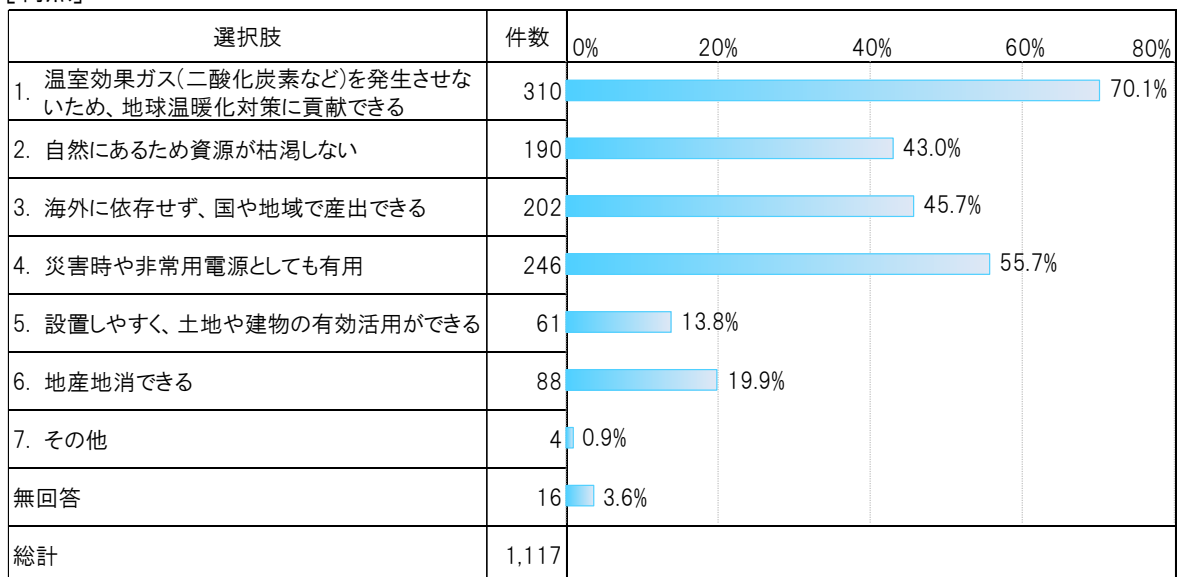
集計母数442名

図 5.12 関心のある環境の取組

#### ② 再生可能エネルギーの利点と課題

再生可能エネルギーの利点は、「温室効果ガス(二酸化炭素など)を発生させないため、地球温暖化対策に貢献できる」が 70.1%と最も多く、次いで、「災害時や非常用電源としても有用」が 55.7%、「海外に依存せず、国や地域で産出できる」が 45.7%となっています。(図 5.13(1))

[利点]

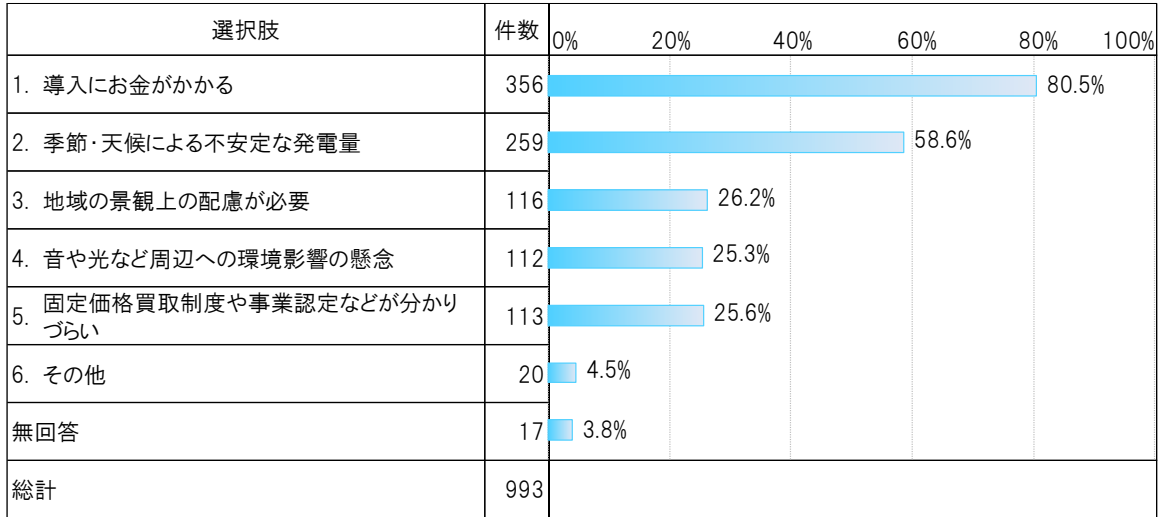


集計母数 442名

図 5.13(1) 再生可能エネルギーの利点

再生可能エネルギーの課題は、「導入にお金がかかる」が 80.5%と最も多く、次いで、「季節・天候による不安定な発電量」が 58.6%となっています。以降の 3 項目、「地域の景観上の配慮が必要」(26.2%)、「音や光など周辺への環境影響の懸念」(25.3%)、「固定価格買取制度や事業認定などが分かりづらい」(25.6%)は、同程度の割合となっています。(図 5.13(2))

[課題]



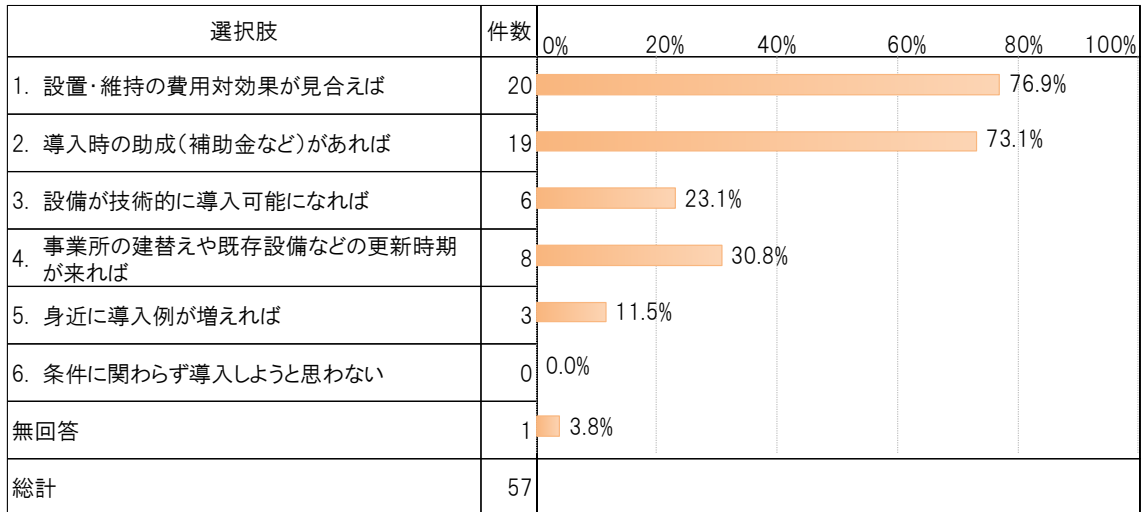
集計母数 442名

図 5.13(2) 再生可能エネルギーの課題

## (4) 事業者のみの調査

### ① 今後の再生可能エネルギー・省エネ設備の導入の可能性

「設置・維持の費用対効果が見合えば」が 76.9%と最も多く、次いで、「導入時の助成(補助金など)があれば」が 73.1%、「事業所の建替えや既存設備などの更新時期が来れば」が 30.8%となっています。(図 5.14)



集計母数 26社

図 5.14 今後の再生可能エネルギー・省エネ設備の導入の可能性

### ② 事業所内での環境への取組

「関心はあるが特別な対応はしていない(導入する予定はない)」が 57.7%と最も多く、次いで、「上記マネジメントシステムを知らない・関心がない」が 15.4%となっています。(図 5.15)

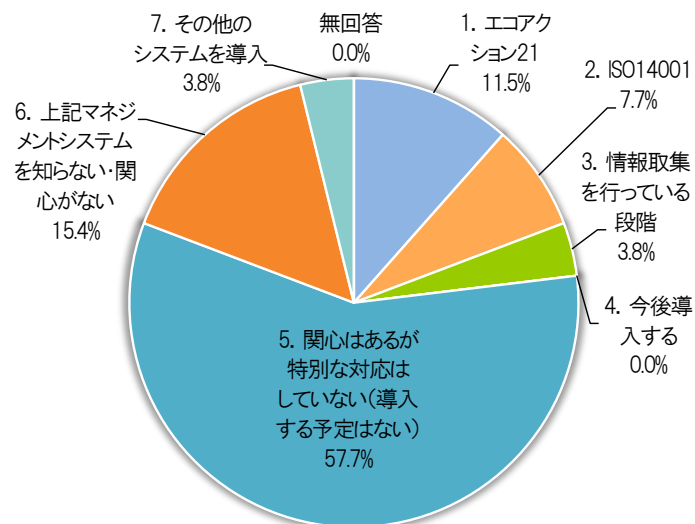
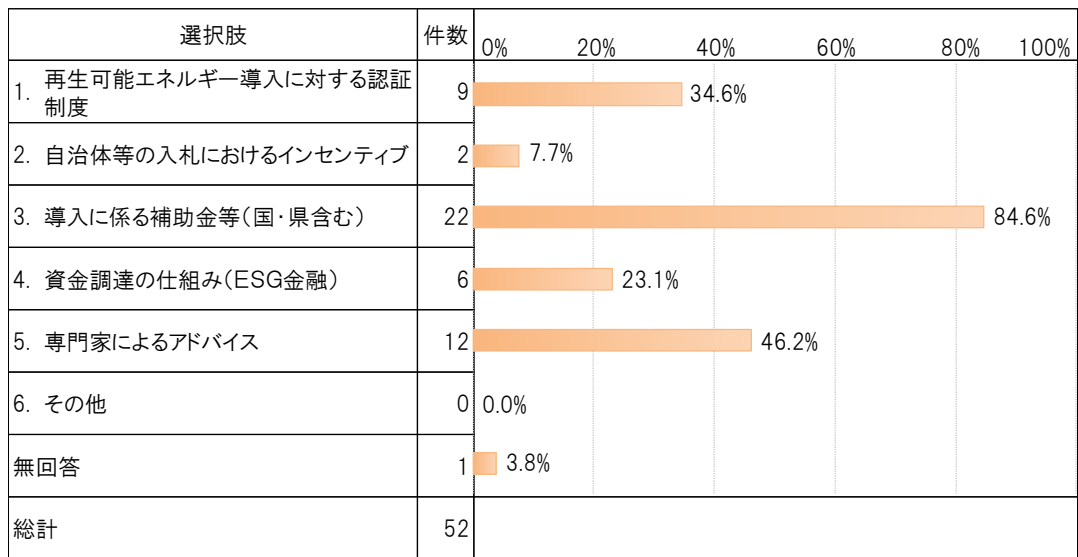


図 5.15 事業所内での環境への取組

### ③ 再生可能エネルギー普及に向けて必要な施策

「導入に係る補助金等(国・県含む)」が 84.6%と最も多くなっており、次いで、「専門家によるアドバイス」が 46.2%、「再生可能エネルギー導入に対する認証制度」が 34.6%となっています。(図 5.16)



集計母数26社

図 5.16 再生可能エネルギー普及に向けて必要な施策

## 市域一体によるゼロカーボンシティ実現のポイント

アンケート結果から把握した、市域一体によるゼロカーボンシティ実現のポイントを以降に整理します。

### 【特に問題意識を持っている環境問題】（市民・事業者共通①）

「地球温暖化・気候変動」への対応が最も重要であることが読み取れ、この高い意識をゼロカーボンに対する推進力としていく必要があります。また、「エネルギー問題」への課題意識も高いことから、省エネ・再生可能エネルギーの導入を推進していくことが重要です。

「ごみ問題とリサイクル」、「食糧問題・食品ロス」への課題意識も高い結果です。ごみや食に関することは、生産・管理・流通・消費の各段階が連なるサイクルで関係しており、限りある資源を有効活用する仕組みづくりが重要となります。

### 【再生可能エネルギーの導入意識】（市民・事業者共通④）

市民・事業者共に「必要がある」が最も多い結果です。

市民、事業者としてできることのひとつに自然エネルギーを活用する再生可能エネルギーの導入があることが明確に分かります。

### 【再生可能エネルギー設備・省エネ設備の利用状況】（市民・事業者共通⑤）

市民・事業者共に、LED 照明など効率の高い機器等の利用割合が高いですが、それ以外の項目については、主に「導入予定はない」の割合が高い結果です。

再生可能エネルギー・省エネ設備の導入に向けた取組の強化が必要となります。

### 【脱炭素に係る取組】（市民・事業者共通⑥）

取組の予定がないものとして、市民・事業者ともに「テレワークの実践」が最も多く、次いで、「環境負荷がより少ない移動手段の選択」となります。（事業者については、「テレワークの実践」と同率）

市域においては、自家用車による移動が日常的であることから、地域公共交通の利便性向上や自転車利用の促進など、地域の交通特性に応じた取組の推進が求められます。

あわせて、テレワーク環境の整備により、実践を促す取組も重要であることがうかがえます。

### 【市の取組の認知度】（市民・事業者共通⑦）

事業者の J-クレジット制度を除いて、「ゼロカーボン推進設備等導入費補助事業」、「地域循環共生圏の推進」、「環境に配慮したガス」の認知度は 20%程度以下となっています。

ゼロカーボン推進設備等導入費補助事業、地域循環共生圏の推進、J-クレジット制度の推進、環境に配慮したガスの導入といった、市のゼロカーボンに向けた取組を積極的に周知・啓発することが不可欠です。

### 【今後市が取り組むべきこと】（市民・事業者共通⑨）

市民は、最も多いものが「地球温暖化対策」、次いで「ごみの減量化・資源化」となっています。  
事業者は、最も多いものが「ごみの減量化・資源化」及び「まちの美化・景観の保全」、次いで、「大気や水の汚染対策」となっています。  
地球温暖化対策に対しての取組を一層強化していくことが求められます。  
また、引き続き、ごみの減量化や資源化、分別収集の取組を継続することが重要です。

### 【市が特に進めるべき地球温暖化対策】（市民・事業者共通⑩）

市民・事業者共に、再生可能エネルギー導入意向が高いことから、実際の導入に結び付く再生可能エネルギー導入に向けた取組の強化が必要です。  
また、「みどり・森林の保全・整備」、「省エネ意識や関心を高める取組」の意向も高い状況であり、適切な森林の保全・整備、省エネ意識の関心を高める取組を推進することが求められます。

### 【効果的な環境情報の発信方法】（市民・事業者共通⑪）

周知・啓発方法は「広報やパンフレット」を基本とし、「市のホームページ」とともにデジタル社会に即したツールでの情報発信（SNS やインターネット上の動画配信など）が重要です。  
市民へは「行事・イベントでの紹介」、事業者へは「出前講座」による環境情報の発信が効果的とみられます。  
今後は、情報の受け手ニーズとデジタル化が進展する社会に即した情報発信が求められます。

### 【関心のある環境の取組】（市民のみ①）

食品ロスを含めたごみの減量化・資源化や、再生可能エネルギーに関しての取組に対して、関心が高いことが分かります。  
引き続き、ごみの減量化・資源化を推進することが求められます。

### 【再生可能エネルギーの利点と課題】（市民のみ②）

再生可能エネルギーによる調達意識も高いが、「導入にお金がかかる」との課題の割合が高いことから、これらの課題を解決していくことが求められます。  
「固定価格買取制度や事業認定などが分かりづらい」については、再生可能エネルギーについて市民が導入を検討した結果の課題が回答に表れていることがうかがえます。

### 【今後の再生可能エネルギー・省エネの導入の可能性】（事業者のみ①）

「設置・維持の費用対効果が見合えば」、「導入時の助成(補助金など)があれば」という意向があることから、引き続き、再生可能エネルギーや省エネ設備の導入を後押しする施策が求められます。

### 【事業所内での環境への取組】（事業者のみ②）

「関心はあるが特別な対応はしていない(導入する予定はない)」が最も多く、次いで、「上記マネジメントシステムを知らない・関心がない」となっています。

事業所内での環境意識向上のため、効果的な情報提供が必要となります。

### 【再生可能エネルギー普及に向けて必要な施策】（事業者のみ③）

「導入に係る補助金等(国・県含む)」が望まれていることが分かります。

また、導入のための補助金に加え、「専門家によるアドバイス」といったノウハウを直接得られる施策や「再生可能エネルギー導入に対する認証制度」が求められています。

# 第6章 将来像と目標設定

## 1 将来像

本市では、多様な主体とのパートナーシップによる「地域循環共生圏」の構築に向け、「地域課題」や「地域資源」などを整理し、多様な主体と共有する取組を進めてきました。

富士宮市地域循環共生圏では、将来像として、市民・事業者・団体・市が連携し、地域資源を活用・循環させる取組により地域課題の解決と環境・社会・経済の統合的向上を図り、目指すべき環境像を実現するものとしています。(図 6.1)

本市は、多様な主体とのパートナーシップにより、新たに策定したマンダラに示す「地域循環共生圏」の構築を通じ、ゼロカーボンシティの実現を目指します。

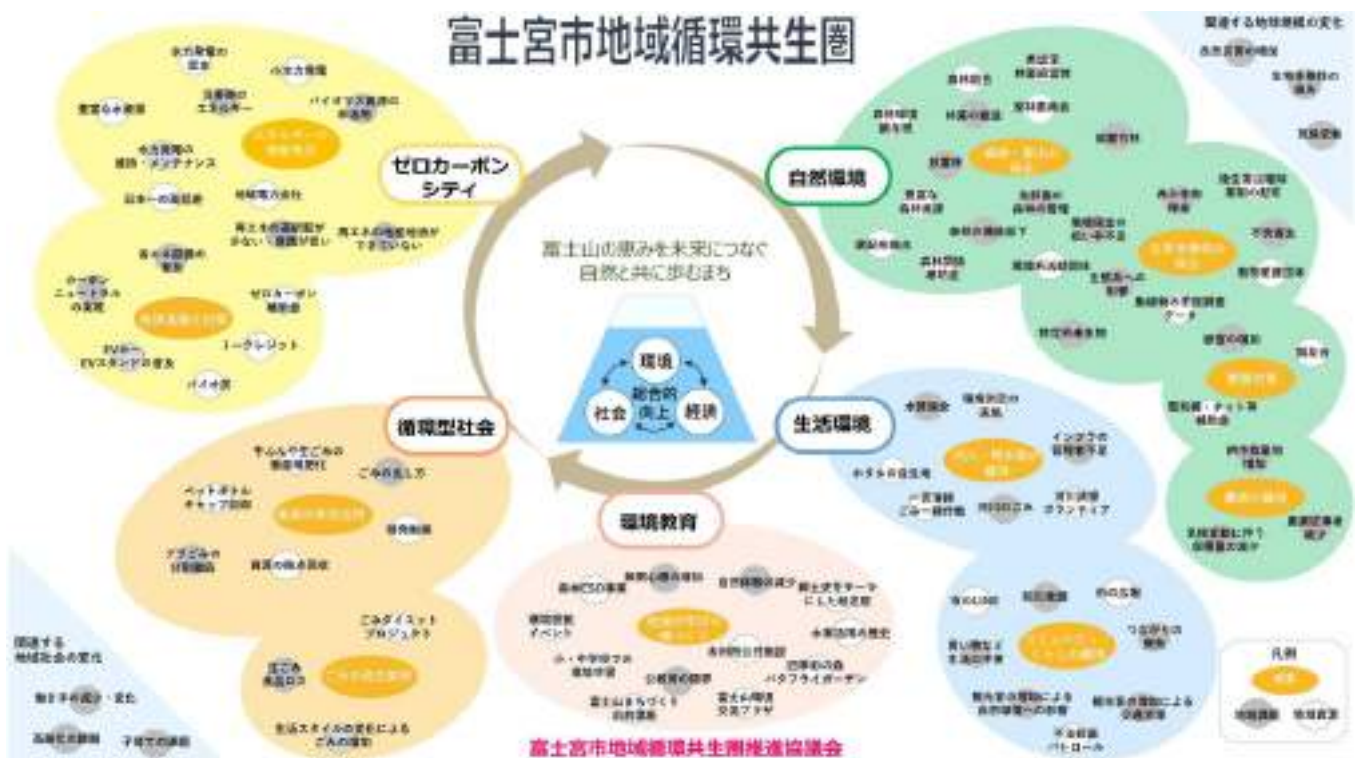


図 6.1 富士宮市地域循環共生圏マンダラ

## 2 温室効果ガス排出量の将来推計

### (1) 現状すう勢<sup>※1</sup>の推計方法

現状と比べて追加的な地球温暖化対策が講じられないと仮定した「現状すう勢」における将来の推計を行います。なお、現状すう勢の推計は、環境省の地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)に基づき、実施します。

現状すう勢の推計に当たっては、エネルギー消費原単位の変化(機器の入替え等)は想定せず、ストックの効率は固定し、表 6.1 に示す部門毎の活動量(将来における経済活動や人口等の増減)の指標を推計して、これらの値と 2021(令和 3)年度の部門別排出量を用いて算出しました。また、将来の電力の排出係数は、2021(令和 3)年度の数値としました。

2021(令和 3)年度 温室効果ガス排出量	×	関連性の高い指標の将来推計値 の対 2021(令和 3)年度伸び率	=	将来の 温室効果ガス排出量
---------------------------	---	--------------------------------------	---	------------------

**表 6.1 将来推計の考え方**

部門		活動量の指標	将来推計の考え方
二酸化炭素	製造業	製造品出荷額	2008(平成 20)年から 2022(令和 4)年までの傾向から対数近似で設定
	建設業	総生産	2002(平成 14)年から 2021(令和 3)年までの傾向から対数近似で設定
	農林業		2012(平成 24)年から 2021(令和 3)年までの傾向から対数近似で設定
	鉱業		2007(平成 19)年から 2021(令和 3)年までの傾向から対数近似で設定
	民生・業務	業務床面積	2014(平成 26)年から 2023(令和 5)年までの傾向から線形近似で設定
	民生・家庭	世帯数	第6次富士宮市総合計画の推計値で設定
	自動車	自動車保有台数	2015(平成 27)年から 2025(令和 7)年までの傾向から多項式近似で設定
	鉄道	旅客数及び貨物輸送量	2019(令和元)年から 2021(令和 3)年までの傾向から 2021(令和 3)年で設定
	廃棄物処理	ごみ総排出量	2015(平成27)年から2024(令和6)年までのごみ総排出量を人口で等分したごみ量の傾向から指数近似で設定し、第6次富士宮市総合計画の人口推計値を乗じた
二酸化炭素 以外	メタン	—	2019(令和元)年から 2021(令和 3)年までの傾向から 2021(令和 3)年で設定
	一酸化二窒素	—	2019(令和元)年から 2021(令和 3)年までの傾向から 2021(令和 3)年で設定
	代替フロン類 <sup>※2</sup>	—	2019(令和元)年から 2021(令和 3)年までの傾向から 2021(令和 3)年で設定

※1 現状すう勢:追加的な対策や変化が何も起こらなかった場合の、現在の状況や物事の動向がそのまま将来にわたって続いた場合の状態

※2 代替フロン類:ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素

## (2) 現状すう勢の推計結果

### ① 温室効果ガス

現状すう勢における本市の温室効果ガス排出量は、2030(令和12)年度に1,249.7千t-CO<sub>2</sub>、2035(令和17)年度に1,250.3千t-CO<sub>2</sub>、2040(令和22)年度に1,248.3千t-CO<sub>2</sub>、2050(令和32)年度に1,239.8千t-CO<sub>2</sub>と見込まれます。排出量を基準年度である2013(平成25)年度と比べると、2030(令和12)年度に15.1%減少、2035(令和17)年度に15.1%減少、2040(令和22)年度に15.2%減少、2050(令和32)年度に15.8%減少となります。(図6.2及び表6.2)

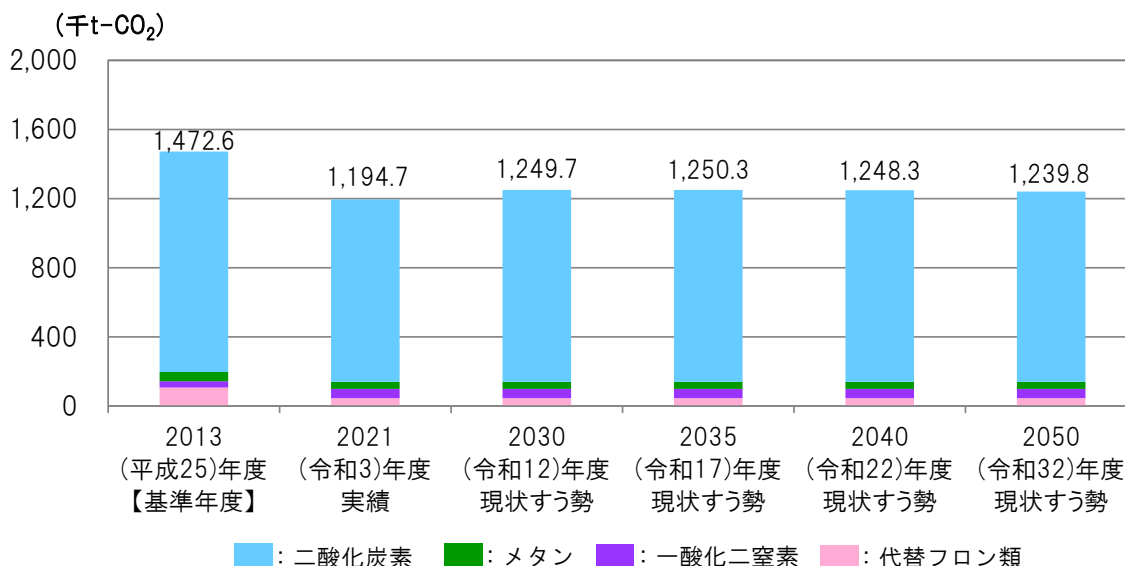


図 6.2 温室効果ガス排出量の推計

表 6.2 温室効果ガス排出量の推計(単位：千 t-CO<sub>2</sub>)

年度	【基準年度】	実績	現状すう勢			
	2013 (平成 25)	2021 (令和 3)	2030 (令和 12)	2035 (令和 17)	2040 (令和 22)	2050 (令和 32)
二酸化炭素	1,275.6	1,054.2	1,109.2	1,109.8	1,107.9	1,099.3
二酸化炭素以外	197.1	140.5	140.5	140.5	140.5	140.5
メタン	53.8	41.4	41.4	41.4	41.4	41.4
一酸化二窒素	35.8	53.1	53.1	53.1	53.1	53.1
代替フロン類	107.5	46.0	46.0	46.0	46.0	46.0
計	1,472.6	1,194.7	1,249.7	1,250.3	1,248.3	1,239.8

※小数点第2位を端数処理(四捨五入)しているため、合計と合わない場合があります。

## ② 二酸化炭素

温室効果ガス排出量のうち、全体の90%程度を占める二酸化炭素に着目して整理します。

二酸化炭素については、2030(令和12)年度に1,109.2千t-CO<sub>2</sub>、2035(令和17)年度に1,109.8千t-CO<sub>2</sub>、2040(令和22)年度に1,107.9千t-CO<sub>2</sub>、2050(令和32)年度に1,099.3千t-CO<sub>2</sub>と見込まれます。(図6.3)

部門別では製造業が最も多く、次いで自動車、民生・家庭、民生・業務の順となっています。また、製造業、民生・業務の排出量については増加傾向が見込まれています。(表6.3)

今後は徹底した省エネルギーを進めるとともに再生可能エネルギーの主力電力化による脱炭素化に向けた取組を推進していく必要があります。

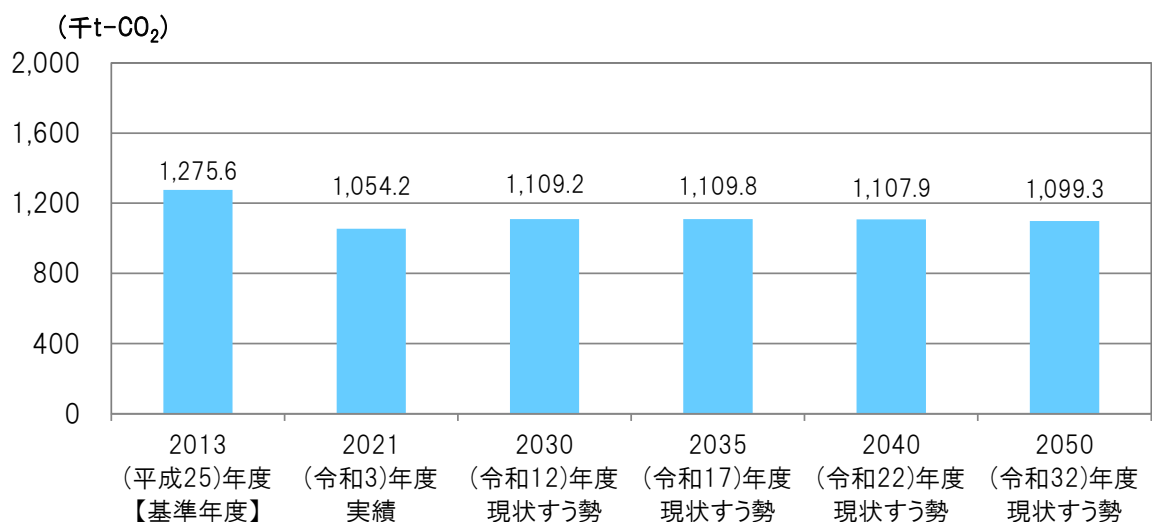


図 6.3 二酸化炭素排出量の推計

表 6.3 二酸化炭素排出量の推計(単位：千 t-CO<sub>2</sub>)

部門	年度	【基準年度】	実績	現状すう勢			
		2013 (平成25)	2021 (令和3)	2030 (令和12)	2035 (令和17)	2040 (令和22)	2050 (令和32)
製造業		645.0	488.6	565.8	572.4	577.9	586.7
建設業、農林業、鉱業		24.8	24.3	20.0	20.1	20.1	20.2
民生・業務		136.0	101.6	109.0	111.6	114.3	119.5
民生・家庭		206.0	175.9	169.5	171.0	170.9	168.1
自動車		205.5	192.7	188.2	185.0	181.4	172.5
鉄道		1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
廃棄物処理		57.2	69.9	55.5	48.5	42.1	31.1
計		1,275.6	1,054.2	1,109.2	1,109.8	1,107.9	1,099.3

※小数点第2位を端数処理(四捨五入)しているため、合計と合わない場合があります。

### 3 森林吸収量の将来推計

#### (1) 推計手法と将来推計値の考え方

本市では、2024(令和6)年度に国有林を含む市域の森林の二酸化炭素吸収量を把握するため、既往資料を基に森林の状況(面積・樹種・齢級等)を可能な限り正確に把握・整理し、市域内全体及び森林の所有形態別に二酸化炭素吸収量の算出及び将来推計を行いました。

推計の考え方は、環境省の地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)に示されている森林全体の炭素蓄積変化を推計する手法を採用しました。

また、将来推計にあたっては、森林整備による吸収量の増減は考慮しないものとして、将来推計値の算定対象年度の林齢を設定し、その時点の二酸化炭素吸収量を把握しました。

$$\begin{aligned} & \boxed{\text{森林 1ha 当たりの年間幹成長量(m}^3\text{/年}\cdot\text{ha)}} \times \boxed{\text{拡大係数}} \times \boxed{(1 + \text{地下部比率})} \\ & \times \boxed{\text{容積密度(t/m}^3\text{)}} \times \boxed{\text{炭素含有率}} \times \boxed{\text{CO}_2\text{換算係数}} \\ & = \boxed{\text{森林 1ha 当たりの年間 CO}_2\text{吸収量(t-CO}_2\text{/年}\cdot\text{ha)}} \end{aligned}$$

#### (2) 二酸化炭素吸収量の推計結果

市域の森林による二酸化炭素吸収量は2030(令和12)年度に109.9千t-CO<sub>2</sub>、2035(令和17)年度に107.0千t-CO<sub>2</sub>、2040(令和22)年度に105.8千t-CO<sub>2</sub>、2050(令和32)年度に104.0千t-CO<sub>2</sub>と見込まれます(図6.4、表6.4)。2024(令和6)年度と比較すると、2030(令和12)年度には3.1%、2035(令和17)年度には5.6%、2040(令和22)年度には6.7%、2050(令和32)年度には8.3%減少となります。

将来推計では、把握した森林の状況(樹種・樹齢別面積)を基に、算定対象年度の林齢を設定し、その時点の二酸化炭素吸収量を算定しています。伐採・再造林あるいは新規植林等を行わない場合、高齢木の増加に伴い、二酸化炭素吸収量が減少するものとなります。

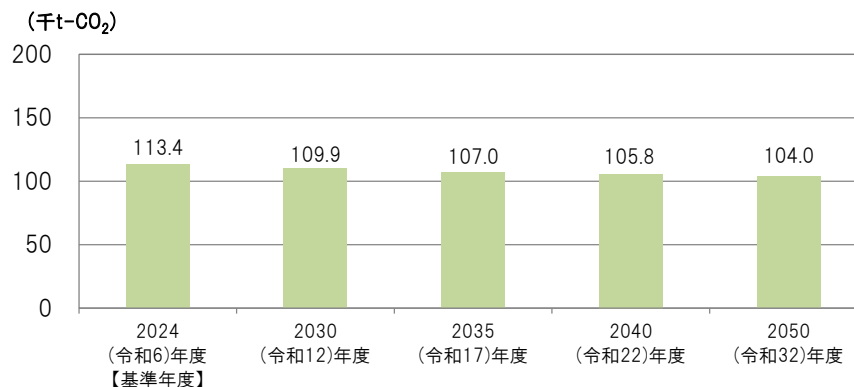


表 6.4 二酸化炭素吸収量の推計(単位：千 t-CO<sub>2</sub>)

年度	【基準年度】	将来推計			
	2024(令和6)	2030(令和12)	2035(令和17)	2040(令和22)	2050(令和32)
民有林	81.8	81.8	81.7	81.6	81.6
国有林	31.6	28.2	25.2	24.1	22.5
計	113.4	109.9	107.0	105.8	104.0

※小数点第2位を端数処理(四捨五入)しているため、合計と合わない場合があります。  
出典：「富士宮市市域内森林二酸化炭素吸収量調査業務 報告書 2025(令和7)年3月」

## 4 削減目標

### (1) 温室効果ガス排出量の削減目標

本戦略の基準年度は、国の地球温暖化対策計画と同様に 2013(平成 25)年度とします。

本市の温室効果ガスの削減目標は、国の削減目標に合わせて、2030(令和 12)年度に基準年度比 46%削減、2035(令和 17)年度に基準年度比 60%削減、2040(令和 22)年度に基準年度比 73%削減、2050(令和 32)年度に温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指します。(図 6.5)

各目標年度における削減量は、本市の 2013(平成 25)年度における温室効果ガスの排出実績に、目標である削減率を乗じて算出しました。また、吸収量は 2024(令和 6)年度に推計した各目標年度の将来推計に基づき設定しました。排出削減量(省エネルギーや再生可能エネルギー等による削減量)については、全体の削減量から吸収量を除いたものとして設定しました。(表 6.5)

なお、各目標は温室効果ガス排出量の推移や目標の達成状況を踏まえて見直すものとします。

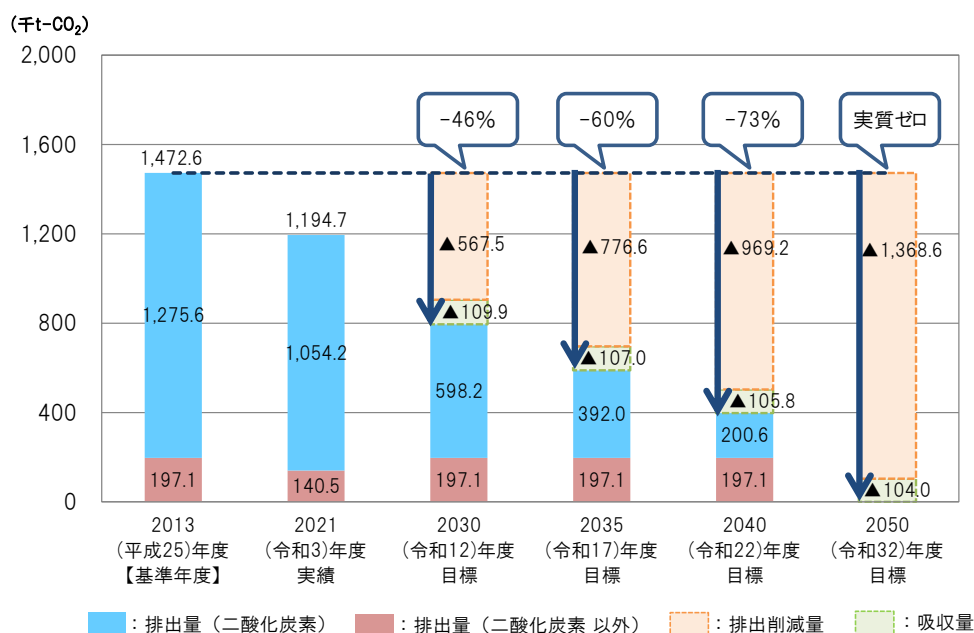


図 6.5 温室効果ガス排出量の削減目標

表 6.5 温室効果ガス排出量の削減目標と削減量等 (単位：千 t-CO<sub>2</sub>)

年度	【基準年度】	実績	目標			
	2013 (平成 25)		2021 (令和 3)	2030 (令和 12)	2035 (令和 17)	2040 (令和 22)
削減目標	—	—	46%削減	60%削減	73%削減	100%削減
削減量	—	(336.7)	677.4	883.6	1,075.0	1,472.6
排出削減量	—	277.9	567.5	776.6	969.2	1,368.6
吸収量 <sup>※1</sup>	—	(58.8)	109.9	107.0	105.8	104.0
排出量 <sup>※2</sup>	1,472.6	1,194.7	795.2	589.0	397.6	0.0

※1 各目標年度における吸収量は、「富士宮市市域内森林二酸化炭素吸収量調査業務 報告書 2025(令和 7)年 3 月」に基づく市域の森林全体の二酸化炭素吸収量を示す。2021(令和 3)年度については、当初戦略策定時点において算定した民有林の吸収量を参考として示す。

※2 基準年度及び実績については総排出量を、目標年度については総排出量から吸収量を差し引いた排出量を示す。

## (2) 目標達成に向けた二酸化炭素削減量

本市の二酸化炭素排出量は、温室効果ガス排出量全体の90%程度を占めています。このため、本戦略では、排出割合が大きく、削減効果が高い二酸化炭素について、最優先の対象とし、省エネルギー・再生可能エネルギー導入等を通じて積極的に削減を図ります。あわせて森林整備を推進し、二酸化炭素の吸収を促すことで、実質的な排出量の削減を図ります。

各目標年度の二酸化炭素の排出量については、全体の二酸化炭素排出量(森林吸収を除く)から森林吸収量を差し引いた排出量(CO<sub>2</sub>ネット排出量)で、2030(令和12)年度に598.2千t-CO<sub>2</sub>、2035(令和17)年度に392.0千t-CO<sub>2</sub>、2040(令和22)年度に200.6千t-CO<sub>2</sub>、2050(令和32)年度に0千t-CO<sub>2</sub>を目指します。(図6.6、表6.6)

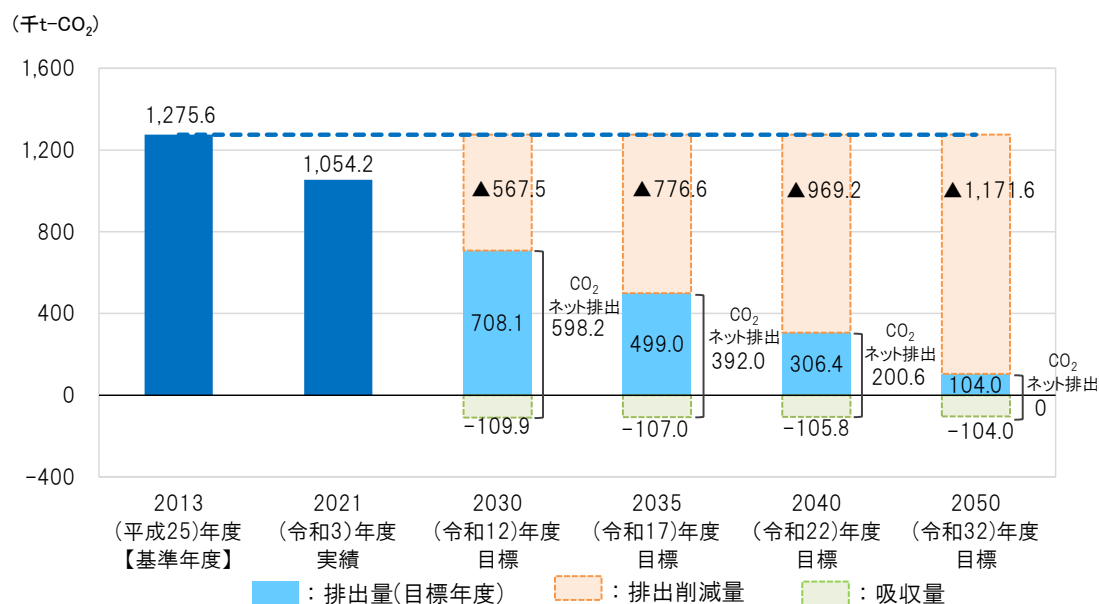


図 6.6 二酸化炭素排出量と削減量

表 6.6 二酸化炭素の削減量等 (単位：千 t-CO<sub>2</sub>)

年度	【基準年度】	実績	目標			
	2013 (平成25)		2021 (令和3)	2030 (令和12)	2035 (令和17)	2040 (令和22)
CO <sub>2</sub> 削減量	—	(280.2)	677.4	883.6	1,075.0	1,275.6
CO <sub>2</sub> 排出削減量	—	221.4	567.5	776.6	969.2	1,171.6
CO <sub>2</sub> 吸収量 <sup>※1</sup>	—	(58.8)	109.9	107.0	105.8	104.0
CO <sub>2</sub> 排出量 <sup>※2</sup>	1,275.6	1,054.2	598.2	392.0	200.6	0

※1 各目標年度における吸収量は、「富士宮市市域内森林二酸化炭素吸収量調査業務 報告書 2025(令和7)年3月」に基づく市域の森林全体の二酸化炭素吸収量を示す。2021(令和3)年度については、当初戦略策定時点において算定した民有林の吸収量を参考として示す。

※2 基準年度及び実績についてはCO<sub>2</sub>総排出量を、目標年度については総排出量から吸収量を差し引いた排出量(CO<sub>2</sub>ネット排出量)を示す。

# 第7章 実現に向けた取組

## 1 基本方針

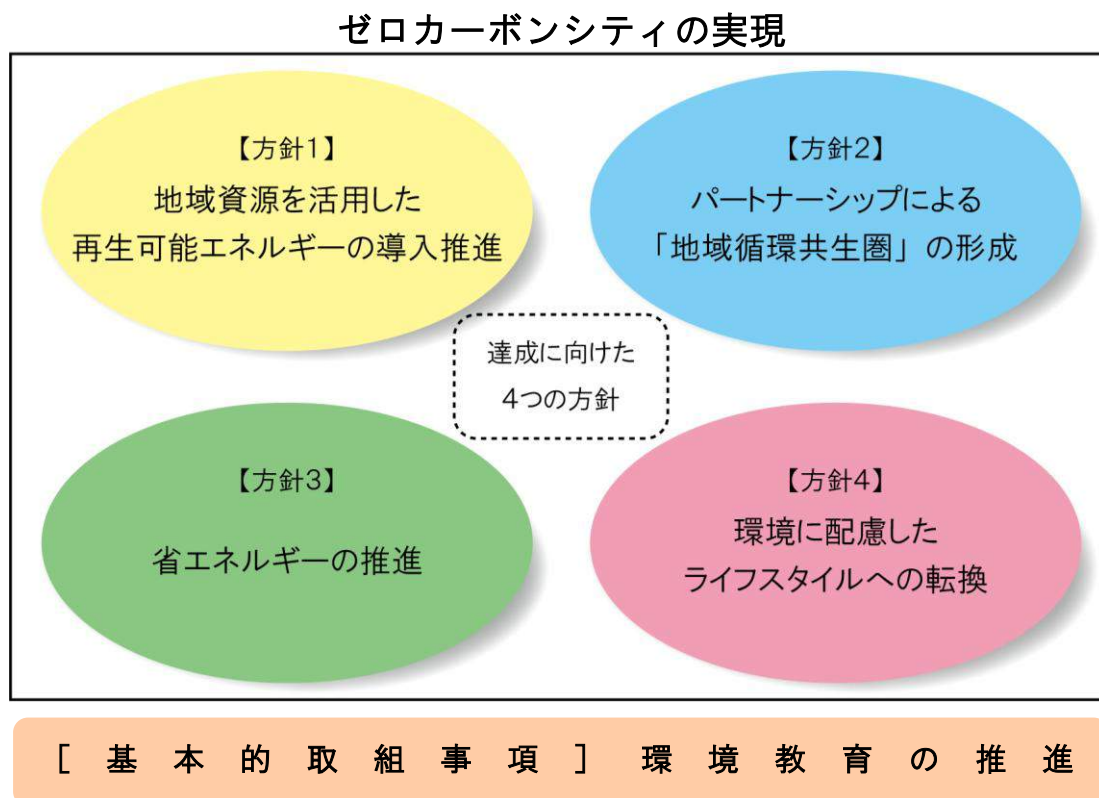
前章までを踏まえ、本市における脱炭素の取組を進めていく上での基本方針を整理します。

本市は、ゼロカーボンシティの実現に向けて、まず、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を積極的に推進し、市域のエネルギーの脱炭素化を図るとともに、省エネ設備の導入や建築物の省エネ化等の徹底した省エネルギーを推進し、市域のエネルギー消費量の削減を目指します。

同時に、それらの取組を、多様な主体のパートナーシップによる「地域循環共生圏」の形成を通して前進させるとともに、市民、事業者に対して、環境に配慮したライフスタイルへの転換を積極的に周知・啓発し、市域が一体となった「オール富士宮」で、ゼロカーボンシティの実現に取り組めます。

以上のことから、基本方針を次のとおりとします。

- 方針1 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入推進
- 方針2 パートナーシップによる「地域循環共生圏」の形成
- 方針3 省エネルギーの推進
- 方針4 環境に配慮したライフスタイルへの転換



環境教育により市民、事業者、行政を含むすべての主体の環境保全意識の高揚を図り、協働による自主的・積極的な環境保全活動への取組を後押しします。

基本方針に基づき、本戦略の施策体系と基本方針ごとの取組内容について整理します。

## 2 施策体系

方針	主な施策
<p><b>[方針 1]</b> 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入推進</p> 	<p>①太陽光発電の導入推進 ②小水力発電の導入推進 ③バイオマス発電の導入推進 ④ゼロカーボン推進設備等導入推進</p>
<p><b>[方針 2]</b> パートナーシップによる「地域循環共生圏」の形成</p> 	<p>⑤再エネ電力の地産地消の仕組みづくり ⑥市域外との広域連携による再生可能エネルギーの利活用 ⑦富士宮市地域循環共生圏推進協議会を活用した事業者支援 ⑧多様な主体との協働による森林整備の推進と里山資源の活用</p>
<p><b>[方針 3]</b> 省エネルギーの推進</p> 	<p>⑨公共施設の ZEB 化と省エネ性能向上の推進 ⑩高性能住宅・建築物(ZEH・ZEB 化)の普及促進 ⑪AI・IoT 等を活用したエネルギー・マネジメントの導入 ⑫木造建築物、高性能建材・設備の普及促進</p>
<p><b>[方針 4]</b> 環境に配慮したライフスタイルへの転換</p> 	<p>⑬ゼロカーボン・ドライブの普及促進 ⑭地域公共交通の利用促進 ⑮歩行者と自転車にやさしいまちづくりの推進 ⑯テレワーク・ワーケーションの推進 ⑰ごみダイエットプロジェクトの推進 ⑱食品ロスの削減 ⑲プラスチック資源循環の推進 ⑳持続可能な消費の拡大</p>
<p><b>[基本的取組事項]</b></p>	<p>環境教育の推進</p>

### 3 取組内容

#### [方針1] 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入推進

豊かな地域資源を活用して、再生可能エネルギーを生み出し、エネルギーの地産地消を進めます。

水流を活用した小水力発電の導入を進めるほか、畜産ふん尿や下水汚泥、森林資源を活用したバイオマス発電について、導入を支援します。また、森林による二酸化炭素の吸収を十分に発揮できるよう、森林の適切な管理に努めます。

太陽光発電については、公共・民間建築物や雑種地などへのパネル設置を進めていきますが、同時に周辺環境に配慮し、地域の貴重な景観を損なわないことを前提とします。

主な施策	取組概要	想定される主体
①太陽光発電の導入推進	自然環境や景観との調和を図りつつ、PPA 事業を中心として、太陽光発電の導入拡大を図ります。	富士宮市 エネルギー事業者 市民・事業者
②小水力発電の導入推進	小水力発電の導入に向けた関係法令の確認や河川の選定、関係機関との調整などを支援します。	富士宮市 エネルギー事業者
③バイオマス発電の導入推進	バイオマス発電の導入に向けた関係法令の確認や関係者との調整などを行います。	富士宮市 事業者 エネルギー事業者
④ゼロカーボン推進設備等導入推進	ゼロカーボン推進設備等導入費補助事業や住宅リフォームクーポン事業の充実を図り、温暖化対策への支援体制を整備します。	富士宮市 エネルギー事業者 市民・事業者

## ① 太陽光発電の導入推進

### 【背景】

富士宮市では、太陽光発電の導入支援を 1995(平成 7)年から市民向けに実施しており、2022(令和 4)年 10 月には事業者向けの補助事業を新設し、太陽光発電設備等の導入を推進しています。また、電力の地産地消に向け、補助対象の太陽光発電で得た電力の自家消費を後押ししています。

そして、富士山の景観や眺望を後世に伝えていくため、「富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」及び「小規模な再生可能エネルギー発電設備設置事業に関するガイドライン」を定め、再生可能エネルギー事業の適正な誘導に努めています。

公共施設においては、「ゼロカーボンシティの実現に向けた市有施設等の行動指針」を定めています。この指針では、新築及び改築する施設を対象に PPA 事業の活用を軸として太陽光発電設備の導入を推進します。また、PPA 事業での余剰電力は、太陽光発電設備のない他の施設に供給し、有効活用するとともに、余剰電力が供給される施設では証明書を掲示し、市民・事業者へ周知を図ります。

また、農地の有効活用と再生可能エネルギーの普及を両立させる取組として、営農型太陽光発電の設置も注目されており、地域の農業振興と環境負荷低減の両面から導入を推進していくことが望まれます。

このように太陽光発電は、温室効果ガスを発生しないクリーンな電気の使用による地球温暖化の防止に寄与します。また、蓄電池とあわせた導入により災害時に使用可能な電力の供給による防災機能の向上等の効果が見込まれており、避難所の環境整備を含め、今後さらなる導入を拡大していく必要があります。

一方で、使用済み太陽光パネルの排出は 2030 年代後半にピークを迎えることが見込まれることから、関係法令等を遵守し、適正な処理を行うことが必要です。

### 【取組概要】

PPA 事業の活用や営農型太陽光発電について、市域全体への普及展開を推進します。公共施設については、市の行動指針に沿って太陽光発電設備を導入します。

また、避難所の防災機能を高めるため、太陽光発電設備や蓄電池により、電力強化を図ります。

今後の設置制約への対応として、ペロブスカイト太陽電池など次世代型太陽電池の導入を推進します。

### 【取組主体・役割】

・富士宮市:「富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」及び「小規模な再生可能エネルギー発電設備設置事業に関するガイドライン」に基づき、地域からの理解を得られた太陽光発電設備の適正な設置・維持管理・事業終了後の撤去・処分の誘導、「ゼロカーボンシティの実現に向けた市有施設等の行動指針」に基づく公共施設への導入、営農型太陽光発電の推進、避難所の環境整備、市の補助制度を活用した市民、事業者への導入の促進

・エネルギー事業者:市民や民間企業への普及促進、設備の導入・維持管理、適正な処理

・市民・事業者:設備の積極的な導入、専門業者等への撤去・処理の依頼

### 導入目標と削減効果

設定項目	現状:2024 年度 (令和 6 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)	2035 年度 (令和 17 年度)	2040 年度 (令和 22 年度)	2050 年度 (令和 32 年度)
太陽光発電導入量	69,338 千 kWh	413,656 千 kWh	667,519 千 kWh	902,133 千 kWh	1,095,794 千 kWh
二酸化炭素削減見込み量(※)	38.2 千 t-CO <sub>2</sub>	227.9 千 t-CO <sub>2</sub>	367.8 千 t-CO <sub>2</sub>	497.1 千 t-CO <sub>2</sub>	603.8 千 t-CO <sub>2</sub>

※二酸化炭素削減見込み量は、2050(令和 32)年度の導入目標値に対して、2030(令和 12)年度はその約 40%、2035(令和 17)年度は約 60%、2040(令和 22)年度は約 80%として設定した発電量に電力の CO<sub>2</sub> 排出係数を乗じて算出した。

## ② 小水力発電の導入推進

### 【背景】

富士宮市は美しい富士山があり、きれいな水に恵まれたまちです。富士山から湧き出した豊かな水と自然の地形を巧みに利用して行っているのが水力発電です。水力発電の仕組みは、水が高い所から低い所に流れ落ちる力を利用して発電機を回し、電気をつくります。水は、発電後、元の河川に放水され、自然に戻されます。

富士宮市では、富士山西麓の標高差のある土地を南北に流れる芝川・潤井川などで水力発電が行われており、発電所は 31 か所あります。そのうち、発電出力が 1,000kW 以下の小水力発電は 17 か所と全体の 50%半ばを占めています。近年、小水力発電による再生可能エネルギーの導入が進み、2019(令和元)年度以降、新たに 6 か所が稼働しました。

このように市内で発電された再生可能エネルギーを、今後、地産地消するための検討を進める必要があります。

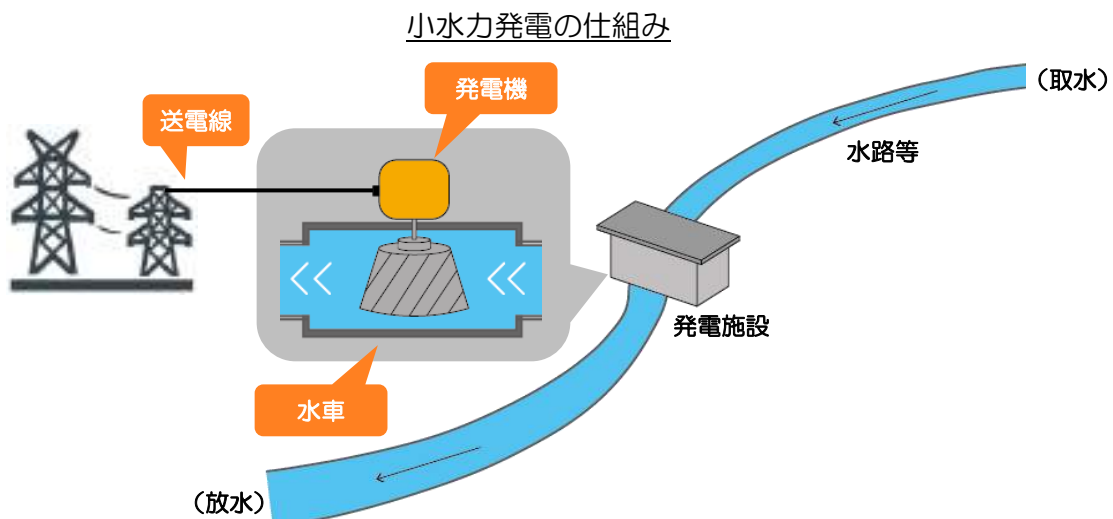
2024(令和 6)年に地域再生型デザイン水力発電所としてリニューアルした「家康公用水発電所」をはじめとする小水力発電所は、地域の水循環や再生可能エネルギーを学べる施設として、環境教育の場としても国内外から見学者が訪れています。

### 【取組概要】

地域の恵まれた水資源を有効活用するため、小水力発電に適した河川への導入を誘導し、小水力発電の導入を促進するとともに、市内で発電された電力の地産地消を推進します。

### 【取組主体・役割】

- ・富士宮市: 地域から理解を得られた小水力発電の導入に向けた関係機関との調整や関係法令の確認、河川の選定、適正な設置・維持管理・事業終了後の撤去・処分の誘導、地域と事業者の連携
- ・エネルギー事業者: 適正な設置・維持管理・事業終了後の撤去、河川清掃、河川の美化、地域と市の連携



参考:「第 4 回全国小水力発電大会 in 富士宮 開催記念「徳川家康と本門寺堀」(2018(平成 30)年 11 月)を参考に作成

### 導入目標と削減効果

設定項目	現状:2024 年度 (令和 6 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)	2035 年度 (令和 17 年度)	2040 年度 (令和 22 年度)	2050 年度 (令和 32 年度)
水力発電導入量	157,309 千 kWh	167,650 千 kWh	183,783 千 kWh	199,916 千 kWh	232,183 千 kWh
二酸化炭素削減見込み量(※)	86.7 千 t-CO <sub>2</sub>	92.4 千 t-CO <sub>2</sub>	101.3 千 t-CO <sub>2</sub>	110.2 千 t-CO <sub>2</sub>	127.9 千 t-CO <sub>2</sub>

※二酸化炭素削減見込み量は、2050(令和 32)年度の導入目標値に対して、2030(令和 12)年度は約 70%、2035(令和 17)年度は約 80%、2040(令和 22)年度は約 85%と設定した発電量に電力の CO<sub>2</sub> 排出係数を乗じて算出した。

### ③ バイオマス発電の導入推進

#### 【背景】

富士山西麓に広がる朝霧高原は、酪農が盛んで、富士宮市の特徴的な産業となっており、市内で約12,000頭の牛が飼育されています。一方で、排出される牛ふんの処理対策が地域課題となっています。そのため、牛ふんをバイオマス資源として、バイオガス(微生物によるメタン発酵)を製造し、これを燃料とするバイオマス発電が実用化されており、さらなる拡充が期待されています。

その他、未利用の間伐材を活用した木質バイオマスや、食品残さ、下水汚泥などの廃棄物をエネルギー資源として活用する取組も求められています。

現在市域では、民間事業者による牛ふんや食品残さを原料とした堆肥製造の過程で発生するバイオガスや熱を利用した発電計画が進められています。この事業は、農産物処理加工施設において堆肥化され、発酵過程で生じる消化液を循環利用することから、廃棄物が一切発生せず、資源・エネルギーを無駄なく有効に利用できる、環境負荷が少ない事業となります。

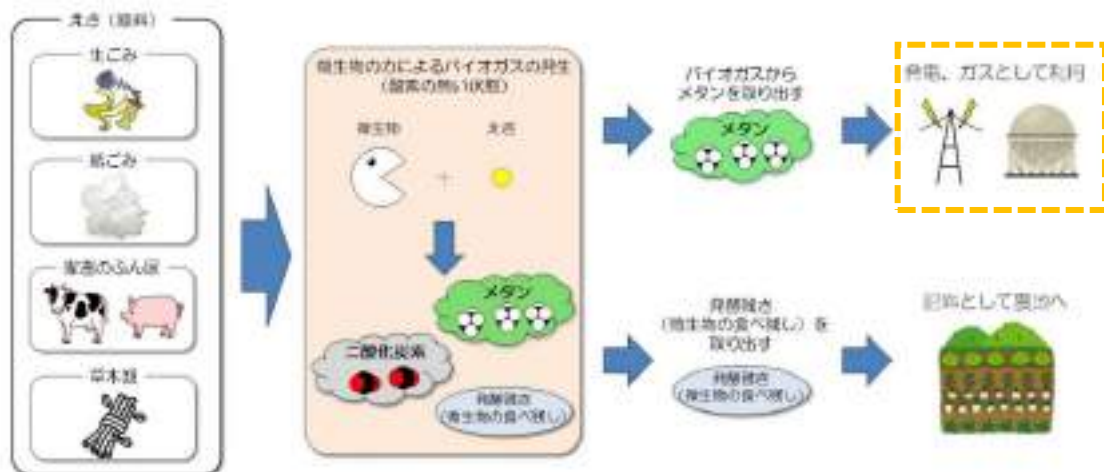
#### 【取組概要】

地域資源として畜産系、木質系及び食品系バイオマスを活用したバイオマス発電について、調査研究しながら、電力の地産地消を推進します。

#### 【取組主体・役割】

- ・富士宮市: 地域から理解を得られたバイオマス発電の導入に向けた関係機関との調整や関係法令の確認、運営・稼働状況の把握、適正な設置・維持管理・事業終了後の撤去・処分の誘導
- ・事業者: バイオマス資源の提供
- ・エネルギー事業者: バイオマス発電設置導入・維持管理

#### バイオマス発電（バイオガス化）の仕組み



出典: 環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/recycle/waste/biomass/whatisbiogas.html>)

#### 導入目標と削減効果

設定項目	現状:2024年度 (令和6年度)	2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)	2040年度 (令和22年度)	2050年度 (令和32年度)
バイオマス発電導入量	761千kWh	3,616千kWh	6,596千kWh	9,577千kWh	15,539千kWh
二酸化炭素削減見込み量(※)	0.4千t-CO <sub>2</sub>	2.0千t-CO <sub>2</sub>	3.6千t-CO <sub>2</sub>	5.3千t-CO <sub>2</sub>	8.6千t-CO <sub>2</sub>

※二酸化炭素削減見込み量は、2050(令和32)年度の導入目標値に対して、2030(令和12)年度は約25%、2035(令和17)年度は約40%、2040(令和22)年度は約60%とした発電量に電力のCO<sub>2</sub>排出係数を乗じて算出した。

#### ④ ゼロカーボン推進設備等導入推進

##### 【背景】

アンケート調査では、市民・事業者ともに、ゼロカーボンシティの実現に向けて市が特に進める必要があると思うものの1位が「再生可能エネルギー設備の導入促進・補助」となっており、導入のための補助金が望まれていることが分かります。

富士宮市では、再生可能エネルギーの導入を推進するため、1995(平成 7)年から市民向けに太陽光発電設備の設置を対象とした補助事業を開始しました。その後、ピークカット・ピークシフトの推進のため、創エネ・蓄エネ設備を補助対象設備とし、あわせて自治会も補助対象者に加え、2022(令和 4)年 10 月からは市内事業者も対象とした補助事業を開始しました。

また、2024(令和 6)年にはゼロカーボン推進設備等を推進するため、市民向けの補助対象設備として ZEH、事業者向けの補助対象設備として省エネ設備(空調設備・給湯設備・照明設備)を追加し、あわせて、ゼロカーボンを PR するため、名称を「ゼロカーボン推進設備等導入費補助事業」に変更し、市民、事業者の取組を促進しています。補助対象設備の一つである太陽光発電設備については、自家消費を含めた導入を促進し、市域内でのエネルギーの地産地消を積極的に推進していきます。

今後も継続して「ゼロカーボン推進設備等導入費補助事業」を推進していきます。また、富士宮市では、住宅リフォーム工事を実施する市民に対して、市内で利用できる「宮クーポン券」を交付する「住宅リフォーム宮クーポン事業」を展開しており、CO<sub>2</sub> 排出量削減目的の工事も対象となっています。

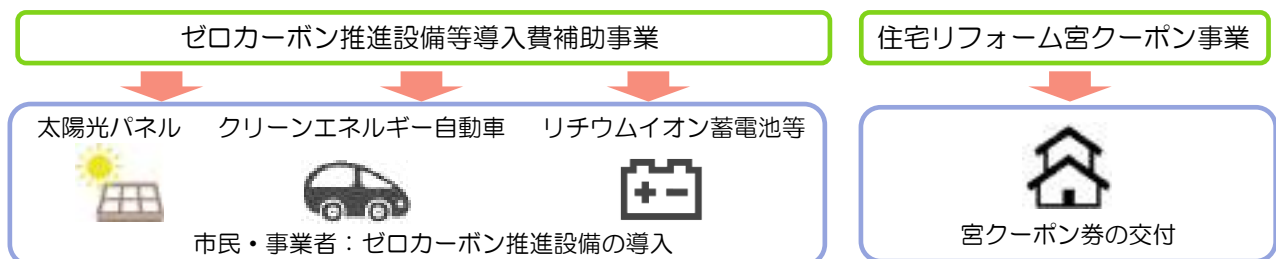
申請者のニーズに応じて、「ゼロカーボン推進設備等導入費補助事業」または「住宅リフォーム宮クーポン事業」のいずれかの制度を適切に活用し、地産地消及び脱炭素の取組を推進していくことが重要となります。

##### 【取組概要】

市民・事業者の地球環境保全への意識の高まりを受け、引き続き、利用しやすい制度として、またニーズや目的に適した制度として申請者がいずれかの制度を活用できるよう、「ゼロカーボン推進設備等導入費補助事業」や「住宅リフォーム宮クーポン事業」の充実を図り、地球温暖化対策に資する支援体制を整備していきます。

##### 【取組主体・役割】

- ・富士宮市：ゼロカーボン推進設備等導入費補助事業の実施、住宅リフォーム宮クーポン事業の実施、市民・事業者への周知啓発
- ・エネルギー事業者：適正な設備設置、適正な処理
- ・市民・事業者：ゼロカーボン推進設備の積極的な導入、適正な維持管理と処理



##### 導入目標と削減効果

設定項目	現状:2024 年度 (令和 6 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)	2035 年度 (令和 17 年度)	2040 年度 (令和 22 年度)	2050 年度 (令和 32 年度)
ゼロカーボン推進設備等導入費補助事業の継続	20,342 千 kWh	23,700 千 kWh	27,904 千 kWh	32,109 千 kWh	40,519 千 kWh
二酸化炭素削減見込み量(※)	11.2 千 t-CO <sub>2</sub>	13.1 千 t-CO <sub>2</sub>	15.4 千 t-CO <sub>2</sub>	17.7 千 t-CO <sub>2</sub>	22.3 千 t-CO <sub>2</sub>

※二酸化炭素削減見込み量は、1 年間の太陽光発電設備設置規模の実績が継続的に進むことを見込み、2030(令和 12)年度、2035(令和 17)年度、2040(令和 22)年度、2050 年(令和 32)度に設定した発電量に電力の CO<sub>2</sub> 排出係数を乗じて算出した。

## [方針2] パートナーシップによる「地域循環共生圏」の形成

国が提唱している「地域循環共生圏」は、地域資源を最大限活用して自立分散型社会を形成しつつ、相互に補完し合う考え方であり、本市もその構想の実現を目指しています。

本市では、水や森林などの地域資源を生かし、共生圏実現につながるよう推進していきます。さらに、資金・人材・情報・技術等の様々な分野において、域内事業者との協力、域外との交流を通じて環境を保全していきます。

また、森林による二酸化炭素の吸収を十分に発揮できるよう、森林の適切な管理に努めます。

主な施策	取組概要	想定される主体
⑤再エネ電力の地産地消の仕組みづくり	再エネ電力の地産地消に関わる事業者などの連携を強化する仕組みをつくります。	富士宮市 エネルギー事業者
⑥市域外との広域連携による再生可能エネルギーの利活用	市内供給が満たない部分を強化するため、市域外との広域連携による再生可能エネルギーの利活用を図ります。	富士宮市 広域連携自治体 エネルギー事業者
⑦富士宮市地域循環共生圏推進協議会を活用した事業者支援	事業者の省エネ・再エネ導入がスムーズに取り組めるよう技術的・経営的な支援を行います。	富士宮市 富士宮市地域循環共生圏推進協議会 事業者
⑧多様な主体との協働による森林整備の推進と里山資源の活用	森林を活用したJ-クレジットの創出を図るとともに、多様な主体と協働し、持続可能な森林整備を進め、里山資源を活用します。	富士宮市 事業者 市民

## ⑤ 再エネ電力の地産地消の仕組みづくり

### 【背景】

富士宮市では、富士山から湧き出た豊かな水と自然の地形を巧みに利用し、水力発電が行われてきました。石油ランプやガス灯が使われていた市内の家庭で水力発電による電力が利用されたのは1908(明治41)年。潤井川や芝川の水を利用し、発電量が1,000kW以下の小水力発電も進んでいます。水力発電による電力は、家庭だけではなく、製紙工場でも利用されてきました。

アンケート調査によると、再生可能エネルギーの導入を検討していく必要があると回答している市民は2021(令和3)年、2025(令和7)年ともに、70%を超えており、事業者は、2025(令和7)年のアンケートでは約50%を超えています。また、2025(令和7)年アンケートでの関心のある再生可能エネルギーの種別は、市民、事業者ともに、太陽光発電が1位となっています。

このように、再エネ電力として、太陽光発電や小水力発電、バイオマス発電など地域にある自然エネルギーを活用して電力を創り地域で消費する、地産地消の仕組みをつくる必要があります。持続可能な社会の実現に向けた、地域での雇用創出、地域経済の活力向上につながるものとして期待できます。

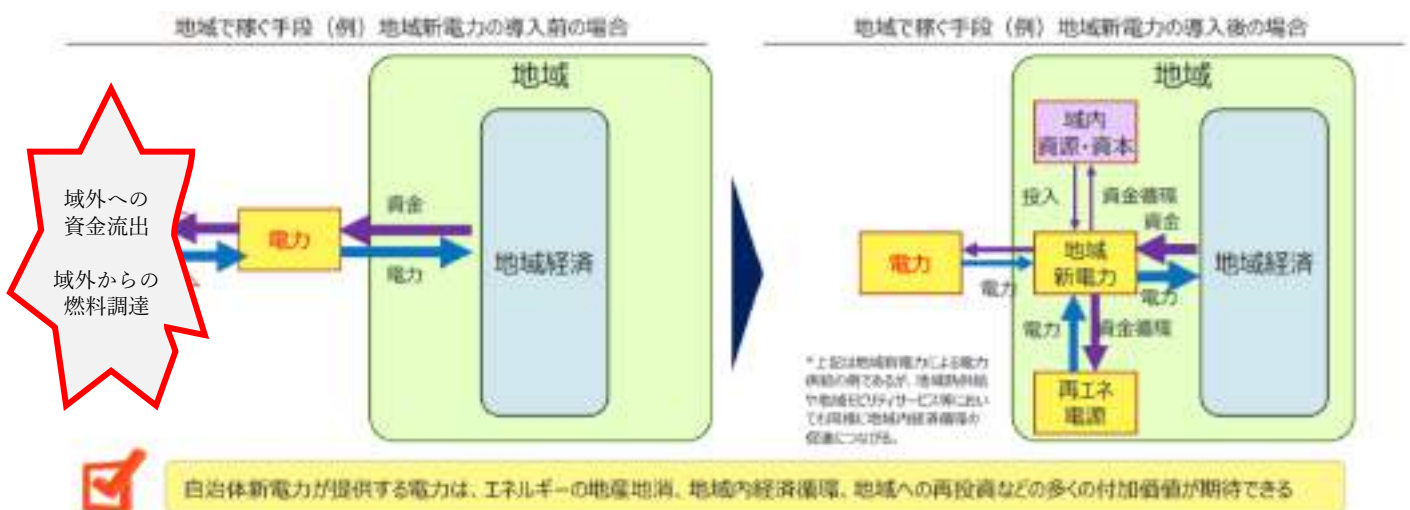
### 【取組概要】

再生可能エネルギーの地域ポテンシャルを可能な限り電力に変換し、市域内において電力の地産地消の仕組みづくりについて調査研究します。

### 【取組主体・役割】

- ・富士宮市:再エネ電力の地産地消に関する検討、関係者との連携の場づくり、情報提供、施設所管との調整
- ・エネルギー事業者:再エネ電力の地産地消に資する相互理解と協力、再生可能エネルギーの導入

### エネルギーの地産地消による地域経済の活力向上



参考:「地域の再エネ導入の推進に向けた地域新電力の役割・意義と設立時の留意事項について」(2021(令和3)年3月、日本総合研究所)を元に加工

## ⑥ 市域外との広域連携による再生可能エネルギーの利活用

### 【背景】

富士宮市では、市内での再生可能エネルギーの導入を図っていくものの、電力需要が賅えないことも考えられるため、再生可能エネルギーを豊富に有する地域と連携し、市域に再生可能エネルギーを供給することも必要となります。また、市域外との広域連携は、再生可能エネルギーを通じた地域活性化への波及も期待でき、広域において再エネ・環境価値を始めとした経済の好循環を起こすことで、地域循環共生圏の形成を目指す必要があります。

富士山ネットワーク会議は、その世界に誇る富士山を迎え見て、まちづくりの中心に据えている市町が、環境や観光、防災などのさまざまな分野で連携を図り、共通の認識のもと課題解決に取り組むことにより、環富士山地域と加盟する各市町の発展に寄与することを目的に 2009(平成 21)年 5 月、静岡県側の環富士山地域市町により発足しました。

この富士山ネットワーク会議では、2022(令和 4)年 5 月にゼロカーボンシティ宣言を共同で行い、4 市 1 町(富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町)が連携し、持続可能な地域の発展に向けて、脱炭素社会の実現に貢献するため、市民・事業者と一体となって、4 つの取組(富士山麓の森林保護に関する取組、再生可能エネルギーの導入やエネルギーの地産地消に関する取組、ごみ処理や上下水道など生活衛生インフラにおける取組、公共交通の利用促進や環境負荷の少ない交通の普及促進に関する取組)を推進し、富士山麓地域の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しています。その取組の 1 つとして、2024(令和 6)年 10 月には「富士山麓の森林を守り、J-クレジットにより脱炭素を促進する共同宣言」を行っています。

### 【取組概要】

市外との広域連携による再生可能エネルギーの利活用を図る検討を進めます。

そして、広域連携自治体と共に、再生可能エネルギーの供給や需要などの意見交換をしながら相互の連携体制を強化します。

### 【取組主体・役割】

- ・富士宮市: 広域連携の推進
- ・広域連携自治体: 相互連携
- ・エネルギー事業者: 広域連携への再生可能エネルギーの供給



ゼロカーボンシティ宣言



富士山麓の森林を守り  
J-クレジットにより脱炭素を促進する共同宣言

## ⑦ 富士宮市地域循環共生圏推進協議会を活用した事業者支援

### 【背景】

事業者アンケートによると、再生可能エネルギー普及に向けて望まれている施策の第1位は、2021(令和3)年アンケート、2025(令和7)年アンケートともに「導入に係る補助金等」で、2021(令和3)年アンケートと比べ15.2ポイント増加しています。第2位は「専門家によるアドバイス」で、2021(令和3)年アンケートと比べ12.9ポイント増加しています。

産業分野の市内企業の多くが中小企業であることから、省エネ・再エネのノウハウが必ずしも十分でないと考えられ、事業者アンケートの結果からもわかるように、省エネ・再エネ導入に対する積極的な情報提供・アドバイスが必要です。

富士宮市地域循環共生圏推進協議会は、環境に関する課題を地域で解決することにより、環境ビジネスを創出していく富士宮版プラットフォームです。協議会の活動を進めていくことで、市・事業者が一体となってゼロカーボンの取組を推進していくことが期待されます。

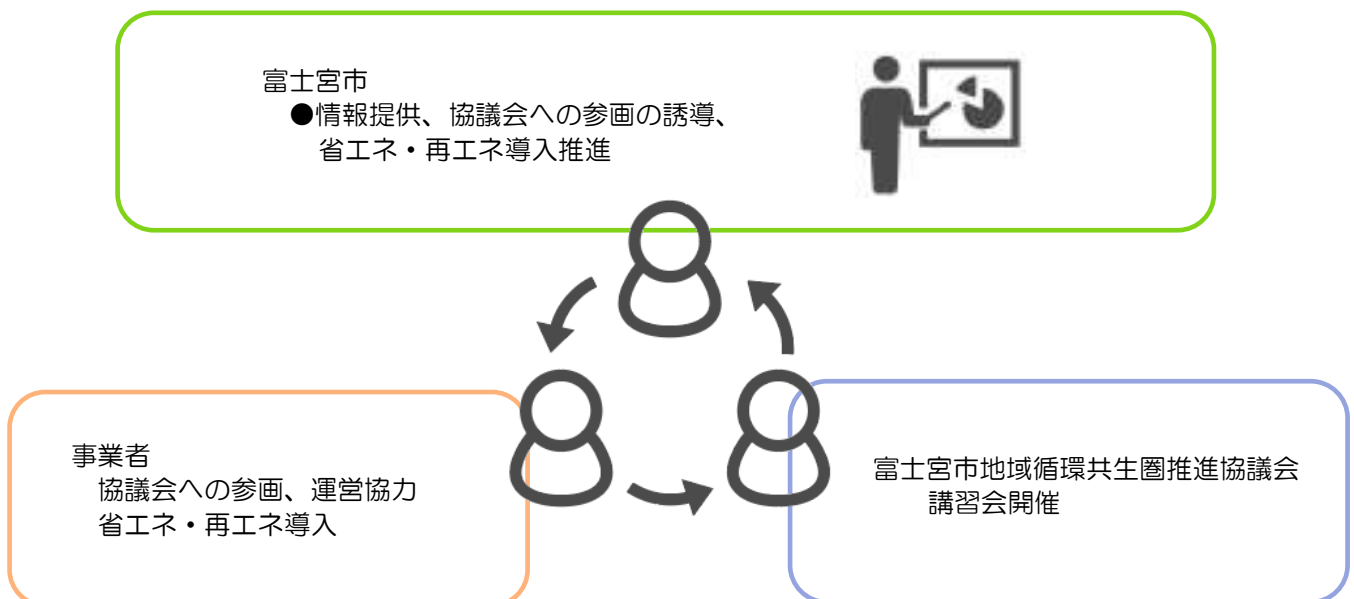
### 【取組概要】

市内事業者に対して、スムーズな再エネ・省エネ導入を促進していくため、情報提供や省エネ等の対策を一貫してサポート可能な地域相談の体制づくりについて、金融機関等との連携を図り、事業者が取り組みやすくなるよう富士宮市地域循環共生圏推進協議会を活用して検討していきます。

### 【取組主体・役割】

- ・富士宮市:情報提供、協議会への参画の誘導、省エネ・再エネ導入推進
- ・富士宮市地域循環共生圏推進協議会:講習会開催
- ・事業者:協議会への参画、運営協力、省エネ・再エネ導入

### 富士宮市地域循環共生圏推進協議会を活用した事業者支援



## ⑧ 多様な主体との協働による森林整備の推進と里山資源の活用

### 【背景】

森林は、木材等生産機能のほか、公益的機能別機能として水源涵養機能、山地災害防止・土壌保全機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能を備えています。さらに、炭素を固定する機能を有しており、地域の重要な二酸化炭素吸収源です。

一方で、太陽光発電設備などの設置による森林伐採は、森林機能を損ない、二酸化炭素吸収量を減少させるなど環境に影響を与えるおそれがあります。本市では条例により一定規模以上の発電設備を抑制する「抑制区域」を設けることで、富士山景観と自然環境を将来にわたり保全を図るものとしています。

森林の有する機能である炭素固定<sup>※1</sup>を進めるには、健全な森林管理が不可欠です。炭素固定を進めるためには、J-クレジット制度を活用したカーボンオフセットも有効な手段です。市域の豊富な森林資源を活用した二酸化炭素吸収量を可視化し、市域内での環境価値の創出と循環を図ることが重要です。

富士宮市では、このJ-クレジット制度の活用にあたり、2024(令和6)年10月に市内関連団体と「富士宮市J-クレジット運営連絡会」を発足させ、情報収集や意見交換を通じて課題解決を図りながら、官民一体となってクレジット創出に取り組んでいます。

一方で、林業においては、林業従事者の高齢化などを背景に、森林整備の人手不足が喫緊の課題となっています。また、かつては人々の生活とともに自然資源が循環していた里地里山は、利用の減少により里山特有の生物多様性の劣化や自然の恵みが失われつつあります。このようなことから、森林や里地里山に関する多様な主体と協働し、持続可能な森林を整備していくことが求められています。

今後、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るために森林環境譲与税を活用し、森林整備の推進や里山資源を活用していきます。

### 【取組概要】

森林整備を地域の取組として推進するため、多様な主体が関われるよう講習会などを開催するほか、活動支援の方法や進め方を検討し、地域人材の育成と活動支援を推進します。

森林経営計画の対象となる市有林や財産区有林については、森林の持つ二酸化炭素を吸収する特性を活かし、J-クレジットの創出を図ります。また、継続的に市域の森林による二酸化炭素吸収量の把握を行います。

### 【取組主体・役割】

- ・富士宮市：森林整備計画の推進、森林整備、森林整備に対する理解促進、担い手育成、クレジットの認証・発行、富士宮市J-クレジット運営連絡会の運営、小規模森林整備補助金の実施、森林による二酸化炭素吸収量の把握
- ・事業者：森林整備、クレジットの認証・発行
- ・森林関係・環境保全団体：森林整備の活動参加、里山資源の活用提案
- ・市民：森林整備、理解・関心を深める、活動参画、資金提供・商品購入

### 数値目標と森林による二酸化炭素吸収量

設定項目	現状:2024年度 (令和6年度)	2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)	2040年度 (令和22年度)	2050年度 (令和32年度)
J-クレジットの 認証件数	0件	5件	10件	15件	25件
森林の二酸化炭素 吸収量(※)	113.4千t-CO <sub>2</sub>	109.9千t-CO <sub>2</sub>	107.0千t-CO <sub>2</sub>	105.8千t-CO <sub>2</sub>	104.0千t-CO <sub>2</sub>

※各目標年度における森林の二酸化炭素吸収量は、「富士宮市市域内森林二酸化炭素吸収量調査業務報告書(令和7)年3月」に基づく二酸化炭素吸収量を示す。

※1 炭素固定：大気中の二酸化炭素を植物や土壌などに吸収・貯留させること

### [方針3] 省エネルギーの推進

SDGsを始め、環境問題や持続可能な社会の実現に向けた関心が高まる中、現在消費しているエネルギーを可能な限り有効に利用するとともに、市民生活における省エネを意識した選択や行動変容が求められています。また、公共施設や住宅を含めた建築物の徹底した省エネ化を進めることも必要です。

近年、住宅・建築物のゼロカーボン化技術(ZEH、ZEB)も進んでおり、更新や改修時に省エネ性能の向上を図りつつ、再エネ電気の調達を積極的に図るよう取り組んでいきます。

主な施策	取組概要	想定される主体
⑨公共施設の ZEB 化と省エネ性能向上の推進	公共施設等総合管理計画に基づく設備更新とともに、公共施設の ZEB 化(ZEB Ready 以上)と省エネの性能向上を推進します。	富士宮市
⑩高性能住宅・建築物(ZEH・ZEB 化)の普及促進	建築物のエネルギー消費量収支を改善する ZEH・ZEB の普及促進を図ります。	富士宮市 市民・事業者 建築事業者
⑪AI・IoT 等を活用したエネルギー・マネジメントの導入	HEMS など、AI・IoT 等を活用したエネルギー制御やマネジメントを導入します。	富士宮市 市民・事業者
⑫木造建築物、高性能建材・設備の普及促進	地域材利用のモデルとなるような建築物の木造化や高性能建材・設備の普及促進を図ります。	富士宮市 市民・事業者

## ⑨ 公共施設の ZEB 化と省エネ性能向上の推進

### 【背景】

2021(令和 3)年 8 月、国から「2050 年及び 2030 年に目指すべき住宅・建築物の姿」が示され、2030(令和 12)年には「(省エネ)新築される住宅・建築物について ZEH・ZEB 基準の水準の省エネ性能が確保され、(再エネ)新築戸建住宅の 6 割に太陽光発電設備が導入されていること」、2050(令和 32)年には「(省エネ)ストック平均で ZEH・ZEB 基準の水準の省エネ性能が確保され、(再エネ)導入が合理的な住宅・建築物において太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入が一般的となること」となっています。

そのため、2025(令和 7)年度に住宅を含めた省エネ基準への適合が義務化され、遅くとも 2030(令和 12)年までには、省エネ基準を ZEH・ZEB 基準の水準の省エネ性能に引き上げ、適合義務化となります。

「ZEH・ZEB 基準の水準の省エネ性能」とは、再生可能エネルギーを除いた省エネ性能です。公共施設において、ZEB 化と省エネ性能向上を対応していく必要があります。

本市では、「ゼロカーボンシティの実現に向けた市有施設等の行動指針」に基づき、公共施設の ZEB 化と省エネ性能の向上を推進しています。

具体的には、公共施設の ZEB 化として、新築及び改築する公共施設の原則 ZEB Ready<sup>※1</sup> 以上の達成を目指しており、富士根交流センターが初めての ZEB Ready 達成となります。既存の公共施設については、設備更新を行う際に省エネ性能の向上に取り組めます。

また、行動指針では LED 化に関する基本的な考え方を示しており、2030(令和 12)年度までの公共施設等の照明の 100%LED 化を目指しています。

引き続き、公共施設の ZEB 化と省エネ性能向上に向け、各省エネ対策の拡大に率先して取り組んでいく必要があります。

### 【取組概要】

富士宮市公共施設等総合管理計画に基づく設備更新とともに、公共施設の ZEB Ready 以上の ZEB 化、省エネの性能向上を推進します。また、ZEB Ready 以上を達成した施設は、基準を満たすことについて第三者認証を取得していきます。

### 【取組主体・役割】

・富士宮市：公共施設の ZEB Ready 以上の達成、LED 化をはじめとする省エネ性能向上、市民・事業者への情報提供

#### ZEB 化（ZEB Ready 以上達成）予定施設

2025(令和 7)年度 富士根交流センター、21 世紀児童クラブ  
2026(令和 8)年度 東小学校管理教室棟、第 21 分団(猪之頭)統合詰所、  
富士宮第三中学校給食受入室  
2028(令和 10)年度 中央消防署芝川分署

### 導入目標と削減効果

設定項目	現状:2024 年度 (令和 6 年度) <sup>注)</sup>	2030 年度 (令和 12 年度)	2035 年度 (令和 17 年度)	2040 年度 (令和 22 年度)	2050 年度 (令和 32 年度)
公共施設の 省エネ化	公共施設の 省エネ化 0%	公共施設の 省エネ化約 25%	公共施設の 省エネ化約 30%	公共施設の 省エネ化約 35%	公共施設の 省エネ化 50%
二酸化炭素 削減見込み量(※)	0.0 千 t-CO <sub>2</sub>	5.8 千 t-CO <sub>2</sub>	7.5 千 t-CO <sub>2</sub>	9.1 千 t-CO <sub>2</sub>	12.5 千 t-CO <sub>2</sub>

※二酸化炭素削減見込み量は、公共施設等総合管理計画に示されている目標数値(総延床面積)の施設について 2050(令和 32)年度にエネルギー消費削減率 50%として設定した。各目標年度の二酸化炭素削減見込み量は、2050(令和 32)年度の二酸化炭素削減見込み量に対して、2030(令和 12)年度で 46%、2035(令和 17)年度で 60%、2040(令和 22)年度で 73%として設定した。

注)現状:2024(令和 6)年度:ZEB Ready 以上の建物による二酸化炭素削減量を示す。(ZEB 化に伴う二酸化炭素削減見込み量は 0 千 t-CO<sub>2</sub>)

※1 ZEB Ready:再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から 50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物。

## ⑩ 高性能住宅・建築物（ZEH・ZEB化）の普及促進

### 【背景】

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、徹底した省エネルギーの効率改善に加え、電源の脱炭素化など、社会全体で脱炭素化を進める必要があります。住宅・建築物分野では、省エネルギーと再生可能エネルギーの導入の実行計画が必要となります。このような背景のもと2021(令和3)年8月、国から「2050年及び2030年に目指すべき住宅・建築物の姿」が示され、2022(令和4)年6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」により、建築物省エネ法が改正され、2025(令和7)年4月より、住宅を含めた省エネ基準の適合が義務化されました。

そのため、従来よりも快適な心地よい暮らしを実現しつつ、高い省エネ・省CO<sub>2</sub>効果を発揮する高性能住宅・建築物(ZEB・ZEH)の普及が必要です。

この実現を支える三本柱が、天井・壁・床・窓の高断熱・高気密化、空調や照明、給湯などの高効率設備による省エネ及び太陽光発電などでエネルギーをつくり出す創エネであり、年間で消費する住宅の正味エネルギー量がおおむねゼロ以下になる住宅(ZEH)やビル(ZEB)となることを目指しています。

富士宮市では、2024(令和6)年度より、一般住宅向けにZEH化に対する補助を開始するとともに、事業者向けに省エネ設備の更新に対する補助を追加しています。なお、一般住宅については、ZEHの第三者認証を取得した住宅を補助対象として、ZEH化の推進を図っています。

また、市・富士宮商工会議所・芝川商工会・富士宮信用金庫で構成されている「ビジネスコネクふじのみや」では、事業者が環境に配慮した設備を更新・導入する際に補助事業などの情報提供を行っています。

### 【取組概要】

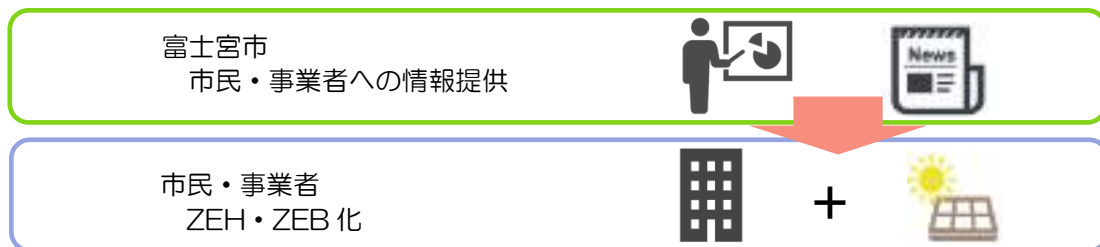
人の屋内活動を支えている住宅や建築物について、高性能かつエネルギー消費量収支を改善するZEH・ZEB化の普及促進を図ります。

ビジネスコネクふじのみやとも連携しながら、ゼロカーボン推進設備等導入費補助事業を継続・推進し、市民・事業者のZEH・ZEB化を目指します。

### 【取組主体・役割】

- ・富士宮市：ゼロカーボン推進設備等導入費補助事業の実施、ビジネスコネクふじのみやを通じた事業者への周知と情報提供
- ・市民・事業者：ゼロカーボン推進設備等導入費補助事業の活用、ZEH・ZEB化
- ・建築事業者：高性能の住宅・建築物の普及促進

### 高性能住宅・建築物（ZEH・ZEB化）の普及



### 導入目標と削減効果

設定項目	現状:2024年度 (令和6年度)	2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)	2040年度 (令和22年度)	2050年度 (令和32年度)
ZEH、省エネ設備の導入推進	ZEH化約1% 省エネ設備導入約1%	ZEH化約50% 省エネ設備導入46%	ZEH化約55% 省エネ設備導入60%	ZEH化約60% 省エネ設備導入73%	ZEH約70% 省エネ設備導入100%
二酸化炭素削減見込み量(※)	2.5千t-CO <sub>2</sub>	95.1千t-CO <sub>2</sub>	110.3千t-CO <sub>2</sub>	122.5千t-CO <sub>2</sub>	137.9千t-CO <sub>2</sub>

※二酸化炭素削減見込み量は、2013(平成25)年度の住宅戸数に対して、2030(令和12)年度に約50%、2035(令和17)年度に約55%、2040(令和22)年度に約60%、2050(令和32)年度に約70%のZEH化として算出した。また、事業所数5,000箇所に対して、2030(令和12)年度に46%、2035(令和17)年度に60%、2040(令和22)年度に73%、2050(令和32)年度に100%省エネ設備が導入される算出した。

## ⑪ AI・IoT等を活用したエネルギー・マネジメントの導入

### 【背景】

近年、デジタル化が進み、AI・IoT等の技術の活用が多方面において進んでいます。

エネルギー分野では、太陽光発電設備や蓄電池など、発電や蓄電をする機能を備えた住宅設備を導入する家庭も増えているため、その役割はますます重要となっており、「HEMS」(Home Energy Management System(ホーム エネルギー マネジメント システム))により、住宅内の電気やガスなどのエネルギーを“見える化”したり、エネルギー使用量を節約するために機器を自動制御したりするシステムが注目されています。HEMS を使って創エネ、蓄エネ、省エネなどをコントロールする住宅は「スマートハウス」と呼ばれていますが、「IT(情報技術)を使って暮らしを便利にできる住宅」へと進化したことで「IoT(Internet of Things)住宅」とも呼ばれるようになってきました。また、金融機関などでは事業者向けに温室効果ガス排出量の算定ツールの提供により、環境情報の効率的な集約や計算の自動化、“見える化”によって、脱炭素化に向けた取組を支援する動きがあります。

このように、創り出されたエネルギーを大切に使うために、AI・IoT等を活用したエネルギー・マネジメントの導入が不可欠です。

富士宮市では、2022(令和4)年3月に、富士宮市DX推進計画を策定し、無線LAN化によるペーパーレス化、資料等の電子媒体による共有化、Web会議の実施による本庁舎と出先機関との移動の削減等に取り組むことで、行政デジタル化を進めているところです。

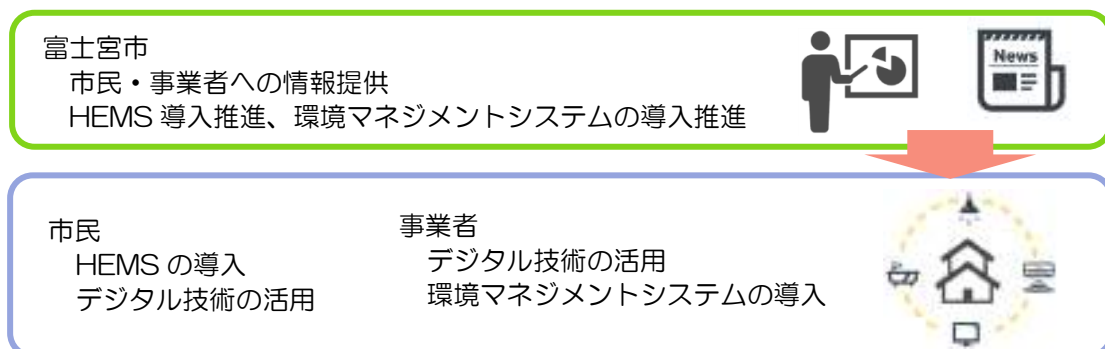
### 【取組概要】

市民や事業者への情報提供と関係者との調整を行い、AI・IoT等を活用したエネルギー・マネジメントの導入を推進します。また、環境マネジメントシステムであるエコアクション21の認証取得に向けた事業者向けの勉強会を実施します。

### 【取組主体・役割】

- ・富士宮市:HEMSの導入推進、富士宮市DX推進計画の推進、環境マネジメントシステムの導入推進
- ・市民:HEMSの導入、デジタル技術の活用
- ・事業者:デジタル技術の活用、環境マネジメントシステムの導入

### AI・IoT等を活用したエネルギー・マネジメント



### 導入目標と削減効果

設定項目	現状:2024年度 (令和6年度)	2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)	2040年度 (令和22年度)	2050年度 (令和32年度)
HEMSの導入推進	649件	939件	1,239件	1,539件	2,139件
二酸化炭素削減見込み量(※)	0.1千t-CO <sub>2</sub>	0.2千t-CO <sub>2</sub>	0.3千t-CO <sub>2</sub>	0.3千t-CO <sub>2</sub>	0.4千t-CO <sub>2</sub>

※二酸化炭素削減見込み量は、2030(令和12)年度、2035(令和17)年度、2040(令和22)年度、2050(令和32)年度にHEMSの導入件数が継続的に進むものとして算出した。

## ⑫ 木造建築物、高性能建材・設備の普及促進

### 【背景】

木材は、大量の炭素を固定した自然由来のエコマテリアル<sup>※1</sup>な建材です。例えば、木造住宅は、鉄骨プレハブ住宅や鉄筋コンクリート住宅の約4倍の炭素を貯蔵していることが知られています。また、木材は、鉄の3割程度のエネルギーで加工できる省エネ資材でもあります。

炭素貯蔵効果の高い木材を使用した建築物は、都市での二酸化炭素固定に寄与し、地産地消となる地域材の活用は環境負荷の低減にもつながり、暖かみのある人にやさしいまちづくりに貢献できます。

富士宮市では、富土地域で産出される「富士ヒノキ」を住宅新築時に利用する市民に対して、市内で利用できる「宮クーポン券」を補助する交付事業として、「富士ヒノキの家・宮クーポン事業」を行っています。

今後も二酸化炭素の固定や「富士ヒノキ」の利用促進と地域経済の活性化に向け、地域材を使用した住宅建築に対する支援に加え、公共施設においても積極的に木材利用を推進していく必要があります。

また、建物の木造化や内装の木質化、高性能建材・設備の普及促進を進めていく必要があります。

### 【取組概要】

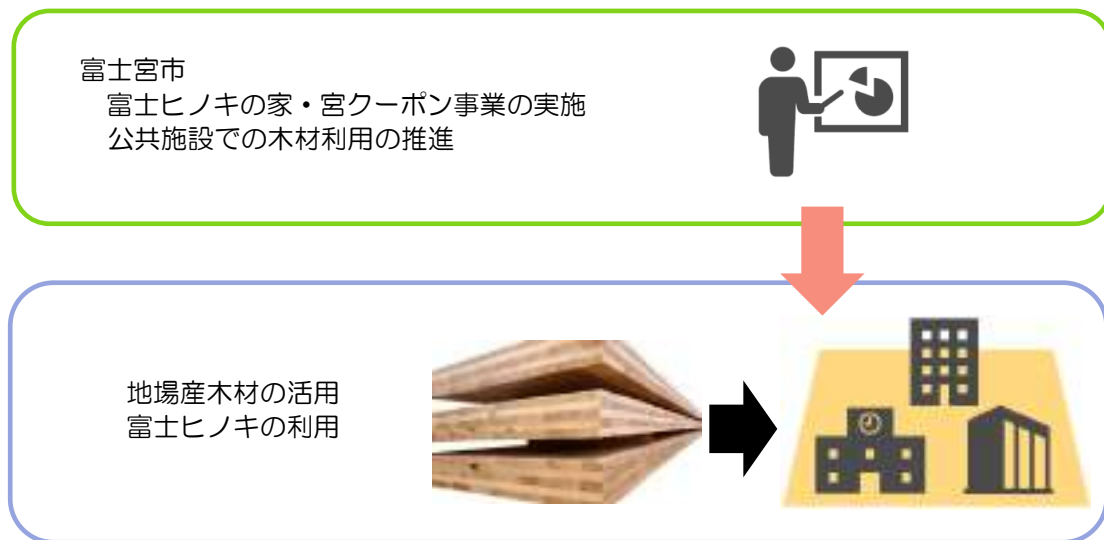
炭素貯蔵効果が高い木材であって、地産地消となる地域材を使用してモデルとなるような建築物をつくる取組を積極的に行い、建物の木造化や内装等の木質化や高性能建材・設備の普及促進を図ります。

富士ヒノキの家・宮クーポン事業により、住宅での富士ヒノキの利用を促進し、公共施設の整備にあたっては、地場産木材の活用に配慮します。

### 【取組主体・役割】

- ・富士宮市：富士ヒノキの家・宮クーポン事業の実施、公共施設での木材利用の推進
- ・市民・事業者：地域材の活用

### 木造建築物、高性能建材・設備の普及促進



(写真：一般社団法人日本 CLT 協会 HP)

### 数値目標

設定項目	現状:2024年度 (令和6年度)	2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)	2040年度 (令和22年度)	2050年度 (令和32年度)
地場産木材の利用の促進・展開	木材使用量 96m <sup>3</sup>	木材使用量 (累積量)696m <sup>3</sup>	木材使用量 (累積量)1,196m <sup>3</sup> 以上	木材使用量 (累積量)1,696m <sup>3</sup> 以上	木材使用量 (累積量)2,696m <sup>3</sup> 以上

※1 エコマテリアル：資源採取から、製造、使用、廃棄までのライフサイクル全般を通じて、人に優しく、環境負荷を最小にし、特性・機能を最大とする材料のこと。

## [方針4] 環境に配慮したライフスタイルへの転換

SDGs等への関心が高まる中、エネルギーを消費する側としての市民の環境保全を意識したライフスタイルへの転換が不可欠です。例えば、エシカル消費<sup>※1</sup>等の環境に配慮した商品・サービスの選択やごみ減量の取組などは一人一人の意識が必要であり、特に富士山に代表される自然に囲まれた富士宮市民に相応しい環境意識を持つため、意識啓発や環境教育を推進していきます。

また、リモート技術を始め、5G、自動運転など様々な技術の社会実装が進んでおり、環境分野においても、電気自動車を始め、資源化や水素エネルギーの活用等の技術革新が進んでいます。さらに、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後も、市民のライフスタイルにはリモートワークの定着やワーケーション、企業の郊外移転など、コロナ禍を契機とした働き方の変化が続いています。これらの変化を踏まえながら、域内外の事業者や有識者等と連携を図り、技術の実装を進め、時代に即した脱炭素の取組を先導できるように取り組んでいきます。

主な施策	取組概要	想定される主体
⑬ゼロカーボン・ドライブの普及促進	公用車を始めとする電動車の普及及び再生可能エネルギーを利用した充電スタンドの導入を推進します。	富士宮市 自動車関連事業者 市民・事業者
⑭地域公共交通の利用促進	地域公共交通サービスの確保・維持とともに、地域の脱炭素化に資する地域公共交通の利用を促進します。	富士宮市 交通事業者 市民・事業者
⑮歩行者と自転車にやさしいまちづくりの推進	歩行空間の拡大等により、ウォークアブルな都市空間の形成を推進します。また、「富士宮市自転車活用推進計画」を推進します。	富士宮市 道路管理者 市民
⑯テレワーク・ワーケーションの推進	時間や場所に捉われない働き方であるテレワーク及び「労働」と「休暇」を組み合わせた考え方であるワーケーションを推進します。	富士宮市 事業者
⑰ごみダイエットプロジェクトの推進	家庭及び事業で発生したごみの排出抑制と資源化を推進します。	富士宮市 市民 事業者
⑱食品ロスの削減	食品ロスを削減するため、食品を扱う事業者や市民の意識変革と向上を図る啓発を推進します。	富士宮市 市民 事業者
⑲プラスチック資源循環の推進	地球温暖化や生態系への影響の抑制のため、廃プラスチックの分別収集など、プラスチック資源循環を推進します。	富士宮市 市民 事業者
⑳持続可能な消費の拡大	環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することにより、持続可能な消費を拡大します。	富士宮市 市民 事業者

※1 エシカル消費：消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そのような課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

### ⑬ ゼロカーボン・ドライブの普及促進

#### 【背景】

市民アンケートによると外出時の交通手段は、2021(令和 3)年アンケート、2025(令和 7)年アンケートともに、90%の市民が自動車(バイクを含む)を利用しています。

本市における電動車(EV・PHEV・HV)の保有台数は、11,214 台(2021(令和 3)年)から 14,195 台(2024(令和 6)年 4 月)、自動車保有台数に対する保有率は 9.8%から 12.6%に増加していますが、まだ低い状況にあります。

ゼロカーボン・ドライブを進めるためには、再エネ電力と化石燃料を主体としない車を活用するなど、自動車の移動を脱炭素化することが不可欠です。さらに、自動車本体を動く蓄電池として活用することにより、自家発再エネ比率(自宅などで消費する電力のうち自家発電の消費の割合)が向上し、災害時には非常用電源としての活用も見込まれます。

また、ドライブ環境の脱炭素化を進めるために、カーシェアリングや充電スタンドの整備など、基盤を整備していくことが重要です。

#### 【取組概要】

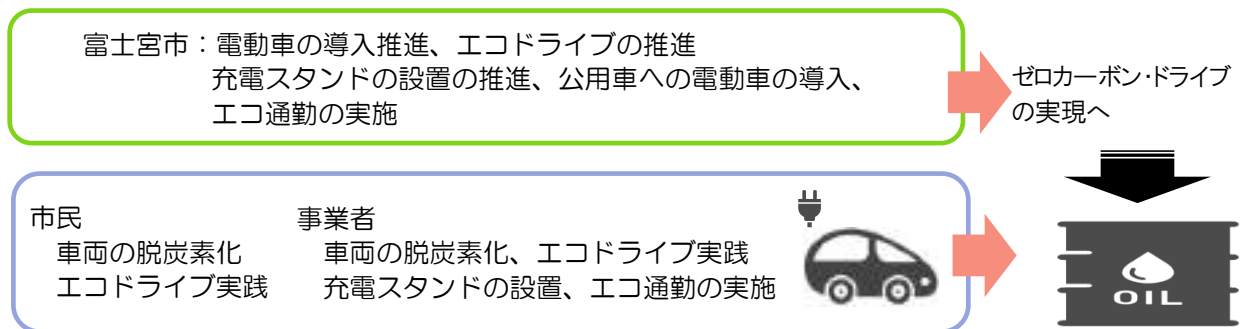
公用車への電動車の導入を進めるとともに、ゼロカーボン・ドライブ普及が進むよう、充電スタンドの設置を推進します。

また、市民・事業者についても、車両の脱炭素化への対応と燃費向上を図るエコドライブを実践します。

#### 【取組主体・役割】

- ・富士宮市：電動車の導入推進、エコドライブの推進、充電スタンドの設置の推進、公用車への電動車の導入、エコ通勤の実施
- ・自動車関連事業者：ゼロカーボンに資する車両製造・販売、充電スタンドの設置、カーシェアリングのスキームの検討、ゼロカーボン推進設備等導入費補助事業の活用促進
- ・市民：車両の脱炭素化、エコドライブの実践
- ・事業者：車両の脱炭素化、エコドライブの実践、充電スタンドの設置、エコ通勤の実施

#### ゼロカーボン・ドライブの普及促進への取組



#### 導入目標と削減効果

設定項目	現状:2024 年度 (令和 6 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)	2035 年度 (令和 17 年度)	2040 年度 (令和 22 年度)	2050 年度 (令和 32 年度)
電気自動車等(※1) 導入割合	12.6%	46.0%	60.0%	73.0%	90.0%
二酸化炭素 削減見込み量(※2)	25.7 千 t-CO <sub>2</sub>	114.5 千 t-CO <sub>2</sub>	149.3 千 t-CO <sub>2</sub>	181.7 千 t-CO <sub>2</sub>	224.0 千 t-CO <sub>2</sub>

※1 EV(電気自動車)、PHEV(プラグインハイブリッド自動車)、HV(ハイブリッド自動車)

※2 二酸化炭素削減見込み量は、2013(平成 25)年の市内自動車保有台数 114,616 台が、2030(令和 12)年度は 46%、2040(令和 22)年度は 73%、2050(令和 32)年度は 90%、電気自動車等に転換すると設定し、1 台当たりの CO<sub>2</sub>削減量を乗じて算出した。

## ⑭ 地域公共交通の利用促進

### 【背景】

今後、高齢化が進む中、市民の移動手段として地域公共交通の役割が期待されています。また、市民が積極的に地域公共交通を利用できるような利用者目線での利便性向上が求められています。

今後、地域公共交通の利用を促進しつつ、環境負荷軽減に寄与する地域公共交通の電動化等、二酸化炭素排出の少ないシステムの導入が必要です。

### 【取組概要】

環境負荷軽減に配慮した、地域公共交通の活用を推進します。

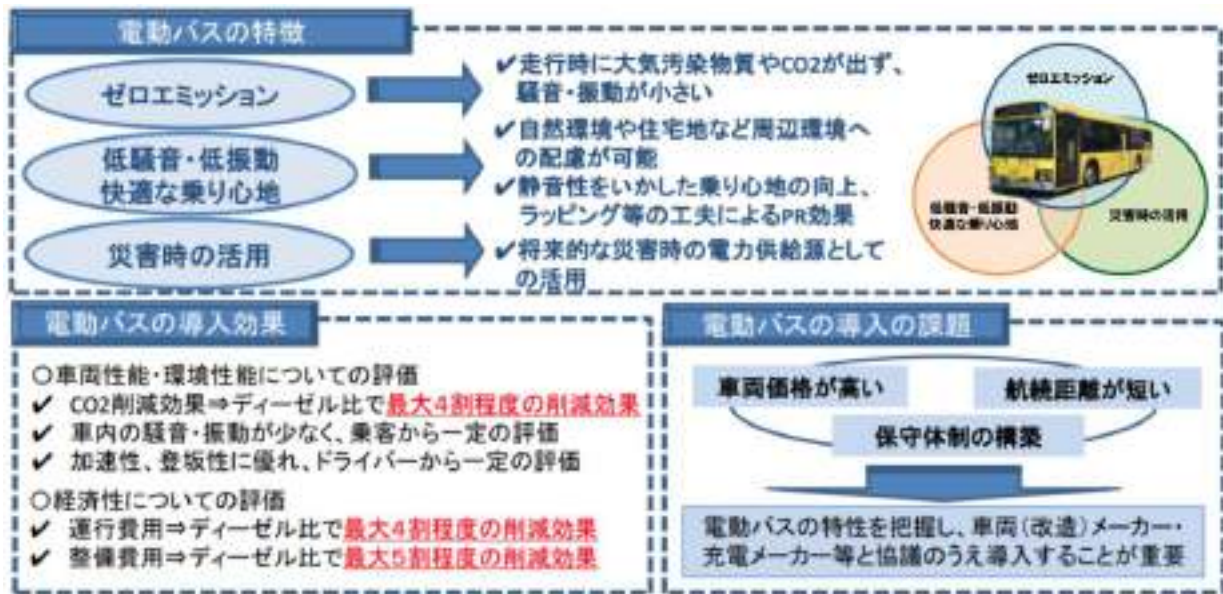
また、地域交通ネットワークの再編、バスの利便性向上に資する交通結節点の官民連携による整備など、多様な交通手段間の接続の強化を通じた地域公共交通の利便性向上を図ります。

さらに、今後も地域公共交通の利用を促しつつ、電動車の導入について、交通事業者と検討していきます。

### 【取組主体・役割】

- ・富士宮市：地域公共交通の利用促進、地域公共交通の利便性向上の検討、地域公共交通車両の電動化の検討
- ・交通事業者：環境負荷のない車両の電動化の検討
- ・市民・事業者：地域公共交通の利用

### 電動バスの導入効果と課題



資料：電動バス導入ガイドライン(2018(平成30)年12月、国土交通省)

### 数値目標

設定項目	現状:2024年度 (令和6年度)	2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)	2040年度 (令和22年度)	2050年度 (令和32年度)
地域公共交通の利用者数	83,917人	100,000人	110,000人	120,000人	130,000人

## ⑮ 歩行者と自転車にやさしいまちづくりの推進

### 【背景】

都市や地域の生活空間においては、健康な暮らし、そのための運動の機会の確保といった、生活の質の向上を図る観点も含め、まちづくりと連携した公共交通の利便性向上、賑わいのある道路空間の創出や自転車利用の促進といった、歩行者と自転車にやさしいまちづくりを推進していく必要があります。

交通における自動車への依存の程度を低減するためには、歩行者や自転車が快適に利用できるよう歩道・走行空間の整備や駐輪場の整備など、都市・道路空間の再編が必要となっています。その他、県とともにナショナルサイクルートの指定に向けた整備が進められています。

また、富士宮市では「富士宮市自転車活用推進計画」を策定しており、環境にやさしい乗り物として、市域における自転車の活用に向けた各種取組を展開しています。その中の事業の一つである電動アシスト自転車E-BIKEは、現在レンタル(17 か所)で利用されており、観光客に加え、市民も手軽に使えるクリーンなエネルギーの移動手段として、脱炭素化の促進にも期待されています。

### 【取組概要】

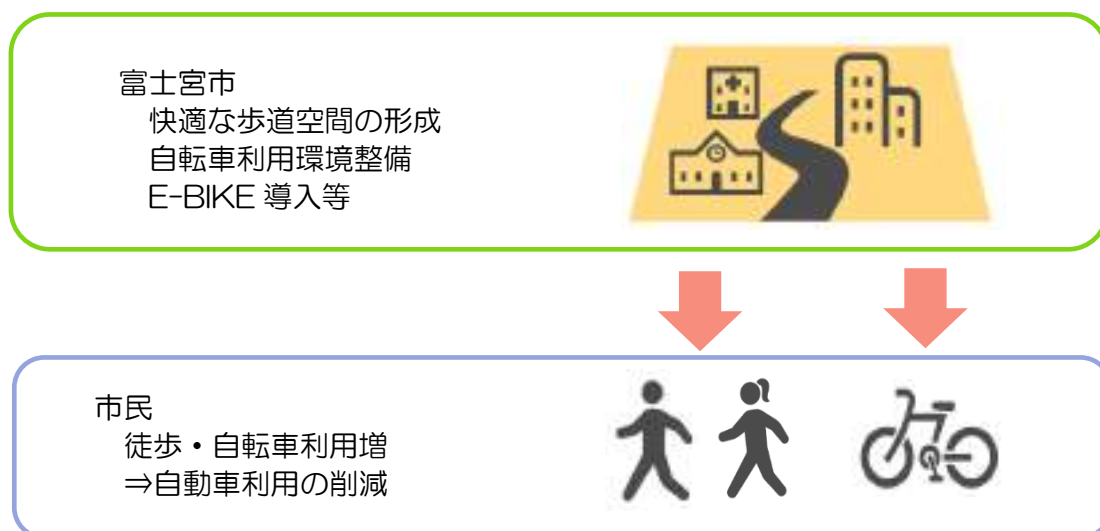
車中心から人中心の空間へ転換するため、歩行空間の拡大等により、ゆとりと賑わいがあり、「居心地が良く歩きたくなる」、ウォーカブルな都市空間の形成を推進します。

2022(令和 4)年 3 月に策定された「富士宮市自転車活用推進計画」に基づき、健康づくりの推進、サイクルツーリズムの推進、安全安心な環境づくりを進めます。

### 【取組主体・役割】

- ・富士宮市: 快適な歩道空間の形成、「富士宮市自転車活用推進計画」の推進、情報提供、自転車の利用促進
- ・道路管理者: 歩行者と自転車にやさしいまちづくりに向けた道路の整備や維持管理
- ・市民: 自転車の利用

### 環境にやさしい移動空間の整備



## ⑩ テレワーク※1・ワーケーション※2の推進

### 【背景】

市民アンケートによると、2021(令和3)年、2025(令和7)年ともに市民の移動手段は90%以上で自動車となっています。市内の二酸化炭素排出量を抑えるためには、自動車を使わない移動や通勤を伴わないテレワークを進める必要があります。

富士宮市では、移住・定住や観光交流の観点から、テレワークやワーケーションを推進しています。

働き方改革や新型コロナウイルスの拡大をきっかけに、テレワークを始めとした新しいワークスタイルが広がり、新型コロナ感染症の5類感染症移行後も、在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィスなど、働く場所を選ばない働き方が求められています。また、移動時間の削減や有効活用、育児・介護と仕事の両立、地方で働くなど、ワークライフバランスの実現、多様な働き方による有能な人材活用につながっています。

また、富士山を始め多くの観光地を有する富士宮市では、ワーケーションが、地域振興と交流人口の増加につながるだけでなく、移住を検討する人々にとっても重要な要素となっています。

今後は新型コロナ感染症収束後の社会に適応した新しい働き方への需要の高まりを踏まえ、テレワークやワーケーションを推進する必要があります。

### 【取組概要】

地方へのテレワーク移住希望者は増えている一方、環境や生活の変化に対応できるかといった不安から移住に踏み切れない人が多いことも踏まえ、ワーケーション環境の整備について検討を進めていきます。

また、富士宮市がシティプロモーションの基幹としている「美守の都・ふじのみや」を核とし、「富士宮ならではのワーケーション」(単に“受入れ”を歓迎するのではなく、宿泊施設やツアーガイドなど経験豊富な観光事業者などと連携した、独自のワーケーション)を推進します。

上記の取組を通じて、市内のテレワーク環境を整備し、市内事業者のテレワーク導入と働き方改革(自動車通勤の低減)を推進します。

### 【取組主体・役割】

- ・富士宮市:テレワーク・ワーケーションの推進
- ・事業者:テレワーク・ワーケーションの実施

### ワーケーションの実施形態イメージ



出典:「実施形態(イメージ) 観光庁」(<https://www.mlit.go.jp/kankocho/workation-bleisure/>)を一部加工

※1 テレワーク: ICT(情報通信技術)を活用した時間や場所にとらわれない働き方

※2 ワーケーション: 「ワーク(work:労働)」と「バケーション(vacation:休暇)」を組み合わせた言葉。観光地やリゾート地でテレワークを行いつつ休暇も楽しむことができる働き方

## ⑪ ごみダイエットプロジェクトの推進

### 【背景】

富士宮市では、清掃センターに搬入されるごみを削減するために市民、事業者及び行政が協働で取り組んでいるごみの減量化と資源化を推進する「ごみダイエットプロジェクト」に取り組んでいます。

この取組は、2016(平成 28)年 12 月から実施しており、当初は、「夏の取組」、「冬の取組」として実施時期を決めて市民・事業者に啓発を行っていましたが、2019(令和元)年度からは、年間の削減目標を設け、3 か月毎に重点課題を設定し、一年間を通してごみの削減のために様々な取組を行っています。これまでの重点取組では、古紙・雑紙の分別、生ごみの水キリ・食材の使いキリ、食事の食べキリ、衣類の分別を行ってきました。

また、市ではこれからもごみダイエットに取り組んでいくため、ごみダイエットプロジェクトに賛同いただける事業者と一緒に「ごみダイエット」宣言を行っています。

今後さらなるごみの減量化・資源化を目指し、継続して取組を進めていく必要があります。

### 【取組概要】

富士宮市では、「富士宮市環境基本計画」にある循環型社会を基本目標として、ごみの排出量抑制・資源化推進及び適切な処理に取り組んでおり、今後も「ごみダイエットプロジェクト」の取組を継続・強化し、市民、事業者「雑がみの分別」、「生ごみの水切り」などの周知・啓発を図り、ごみの減量化・資源化を進めます。

### 【取組主体・役割】

- ・富士宮市:ごみダイエットプロジェクトの実施
- ・市民:ごみダイエットプロジェクトへの参加
- ・事業者:ごみダイエットプロジェクトへの参加

### ごみダイエットプロジェクトの推進



### 導入目標と削減効果

設定項目	現状:2024 年度 (令和 6 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)	2035 年度 (令和 17 年度)	2040 年度 (令和 22 年度)	2050 年度 (令和 32 年度)
ごみの削減量	3,310t	4,455t	5,692t	6,929t	9,403t
二酸化炭素削減見込み量(※)	2.2 千 t-CO <sub>2</sub>	2.9 千 t-CO <sub>2</sub>	3.7 千 t-CO <sub>2</sub>	4.5 千 t-CO <sub>2</sub>	6.1 千 t-CO <sub>2</sub>

※二酸化炭素削減見込み量は、生ごみ、プラスチックを除く一般廃棄物の削減量として、2013(平成 25)年度から 2030(令和 12)年度に約 25%、2035(令和 17)年度に約 30%、2040(令和 22)年度に約 35%、2050(令和 32)年度に約 50%削減を目指すものとして設定した。

## ⑱ 食品ロスの削減

### 【背景】

食品ロスは、事業活動に伴って発生する「事業系食品ロス」、各家庭から発生する「家庭系食品ロス」の2つに分けられ、464万tのうち事業系食品ロスは231万t、家庭系食品ロスは233万tとなっています。

これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料援助量(2023(令和5)年で年間約370万t)の1.3倍に相当します。大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品ロスを減らすことが必要です。

富士宮市においては、2019(令和元)年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、本市の特性を踏まえた上で、市民、事業者及び市が一丸となって食品ロスを削減していくための計画として、「富士宮市食品ロス削減推進計画」を策定しています。

今後、食品ロスの発生抑制を進めるとともに、持続可能な循環型社会の形成を目指すため、市民及び事業者の意識改革と行動変容を促す周知・啓発が必要となります。

### 【取組概要】

食品ロスを削減するため、食品を扱う事業者や市民の意識変革と向上を図る情報提供を進めます。

富士宮市では、食品ロス削減のための取組として、エコ・クッキング講座の実施や、毎月第3日曜日を「冷蔵庫クリーンアップデー」として、月に1回は、冷蔵庫の中を確認し、賞味期限が近い物から使うことの啓発、「ふじのみや3010(サンマルイチマル)運動」などを推進しています。

「ふじのみや3010(サンマルイチマル)運動」とは、宴会時の食べ残しを減らすため、乾杯後30分間と閉宴10分前は席に座って料理を楽しむことを呼びかける取組のことで、広報誌やSNSなどを使用し、市民及び事業者に広く啓発しています。

2023(令和5)年3月に策定された「富士宮市食品ロス削減推進計画」を推進していきます。

### 【取組主体・役割】

- ・富士宮市：富士宮市食品ロス削減推進計画の推進、市民、事業者への周知・啓発
- ・市民：食品ロスのないライフスタイルの実践、3010運動への参加
- ・事業者：食品ロスのない調理、3010運動への参加

### 食品ロスの削減に向けた取組



食事の食ベキリ「ふじのみや3010運動」



3キリ運動(水キリ・食べキリ・使いキリ)

### 導入目標と削減効果

設定項目	現状:2024年度 (令和6年度)	2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)	2040年度 (令和22年度)	2050年度 (令和32年度)
生ごみ削減量	3,505t	5,610t	5,969t	6,288t	6,826t
二酸化炭素削減見込み量(※)	1.4千t-CO <sub>2</sub>	2.2千t-CO <sub>2</sub>	2.4千t-CO <sub>2</sub>	2.5千t-CO <sub>2</sub>	2.7千t-CO <sub>2</sub>

※生ごみ削減量は、2013(平成25)年度から2030(令和12)年度に約60%、2035(令和17)年度に約65%、2040(令和22)年度に約70%、2050(令和32)年度に約75%削減を目指すものとして設定した。

## ⑱ プラスチック資源循環の推進

### 【背景】

プラスチックごみは、今、世界中で注目されており、焼却による大気汚染、流出による海洋汚染だけでなく、生態系にも大きな影響を与えています。例えば、海に流出するプラスチックごみの量は、年間 500～1,300 万 t とも言われています。2050(令和 32)年には海洋中の魚の量を超えるとの試算が出されています。

そのため、プラスチックごみの正しい処理や資源化を進め、バイオマスプラスチックや代替素材などについて理解しながら、プラスチックと賢く付き合っていく必要があります。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、製品の設計から販売・提供、プラスチック廃棄物の処理までのライフサイクル全般で、リデュース・リユース・リサイクル・素材代替の取組を包括的に促進する措置が講じられています。排出されるプラスチックごみは、家庭から排出されるものについても、事業活動から排出されるものについても、プラスチックを回収し、資源化の促進が求められています。

家庭から排出されるプラスチックについては、富士宮市では、2024(令和 6)年 4 月から、プラスチックを資源ごみとして、週 1 回の「プラスチックの日」に分別収集を開始し、市民の協力を得ながら、分別の実践とさらなる意識の向上が求められています。

事業活動から排出されるプラスチックについては、県・事業者と連携し、事業者から排出されるプラスチックごみの資源化を進めていく必要があります。

### 【取組概要】

プラスチックを分別収集し、資源化します。

また、海洋プラスチックごみを減らすために静岡県が推進している6R県民運動<sup>\*1</sup>について、富士宮市においても推進しており、引き続き、広報誌やラジオエフ、環境教育等を通じた啓発を行っていきます。

### 【取組主体・役割】

- ・富士宮市：プラスチックの分別収集・資源化、プラスチックの分別の周知・啓発、6R 県民運動の周知・啓発
- ・市民：プラスチックの分別・使用及び排出抑制
- ・事業者：プラスチックの分別・資源化・使用及び排出抑制

### プラスチック資源循環の促進



### 導入目標と削減効果

設定項目	現状値:2024 年度 (令和 6 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)	2035 年度 (令和 17 年度)	2040 年度 (令和 22 年度)	2050 年度 (令和 32 年度)
プラスチックの 資源化	3,537t	4,072t	5,311t	6,462t	8,851t
二酸化炭素 削減見込み量(※)	11.4 千 t-CO <sub>2</sub>	10.7 千 t-CO <sub>2</sub>	13.9 千 t-CO <sub>2</sub>	17.0 千 t-CO <sub>2</sub>	23.2 千 t-CO <sub>2</sub>

※二酸化炭素削減見込み量は、一般廃棄物(プラスチック)の削減割合を 2013(平成 25)年度比で 2030(令和 12)年度で 46%、2035(令和 17)年度で 60%、2040(令和 22)年度で 73%、2050(令和 32)年度には 100%を目指すものとして設定した。

※1 6R 県民運動：海洋プラスチックごみの増加に対応するため、県民一人ひとりによるプラスチックごみの発生抑制と海洋への流出を防止する県民運動。6R とは従来の 3R (Reduce(減らす)、Reuse(繰り返し使う)、Recycle(資源として再び利用する)) に、新たな 3 つの R (Refuse(断る)、Return(戻す)、Recover(回復させる)) を加えたもの。

## ⑳ 持続可能な消費の拡大

### 【背景】

持続可能な消費と生産は、資源効率と省エネの促進、持続可能なインフラの整備、そして、基本的サービスと、環境に優しく働きがいのある人間らしい仕事の提供、全ての人々の生活の質的改善を意味します。資源の使いすぎや有害物質の廃棄などによって地球環境を破壊することなく、人にも自然にもやさしい経済活動を進めるために、望ましい消費や生産のあり方を追求する取組です。

例えば、グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。グリーン購入により、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

富士宮市においては、市の事務・事業について「富士宮市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」で環境に配慮した物品等の購入に関する取組を実施しています。また、ガス使用による二酸化炭素排出量を実質ゼロとみなすことができる環境に配慮したガス(カーボンオフセットガス)の公共施設への順次導入に取り組んでいます。

これらの市の取組を通じて、市民・事業者が自らできる選択として、持続可能な消費を促していきます。

### 【取組概要】

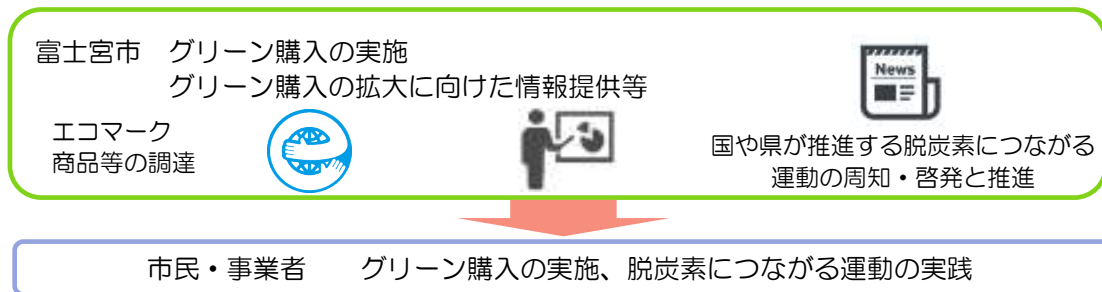
富士宮市においては、引き続き、市役所における環境に配慮した物品等の購入に関する取組(物品等の購入は必要最小限とすること、グリーン購入の調達者の手引きなどを参考に、可能な限りエコマーク商品など、環境への負荷の少ない製品を購入すること)を推進します。

市の取組を通じて、市民・事業者の行動変容を促し、持続可能な消費となるよう、情報提供を行います。また、国や県が推進する脱炭素につながる運動を周知・啓発し、推進します。

### 【取組主体・役割】

- ・富士宮市: グリーン購入の実施、グリーン購入の拡大に向けた情報提供、国や県が推進する脱炭素につながる運動の周知・啓発と推進
- ・市民: グリーン購入の選択、脱炭素につながる運動の実践
- ・事業者: グリーン購入の実施、脱炭素につながる運動の実践

### 持続可能な消費の拡大



### 導入目標と削減効果

設定項目	現状:2024年度 (令和6年度)	2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)	2040年度 (令和22年度)	2050年度 (令和32年度)
グリーン購入の拡大	グリーン購入 65%	グリーン購入 100%	グリーン購入 100%	グリーン購入 100%	グリーン購入 100%
カーボンオフセットガス 導入量	120,664m <sup>3</sup>	250,118m <sup>3</sup>	357,996m <sup>3</sup>	465,874m <sup>3</sup>	681,630m <sup>3</sup>
二酸化炭素 削減見込み量(※)	0.4千t-CO <sub>2</sub>	0.8千t-CO <sub>2</sub>	1.1千t-CO <sub>2</sub>	1.4千t-CO <sub>2</sub>	2.1千t-CO <sub>2</sub>

※二酸化炭素削減見込み量は、カーボンオフセットガスの継続的な導入により2050(令和32)年度に対象施設へ100%導入されるものとして、その導入量に対するオフセット量として算出した。

## 4 重点的に取り組む施策

ゼロカーボンシティの実現に向けた取組は、4つの方針に基づいて、20の施策を位置付けています。

そのうち、本戦略の第1期「2030(令和12)年度まで」の残期間において、特に、重点的に取り組み、温室効果ガス削減目標を達成するための施策を位置付けます。

### [ 基本方針 1 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入推進 ]

#### ◇ 施策①②③ 太陽光発電、小水力発電、バイオマス発電の導入推進

各種再生可能エネルギーはそれぞれ特徴を有しており、特に太陽光、小水力、バイオマスについては、市域への導入可能性が高い再生可能エネルギーです。また、ゼロカーボンの推進にあたっては、化石燃料由来のエネルギー源の転換が重要です。そのため、市民・事業者とともに積極的に「太陽光発電」、「小水力発電」、「バイオマス発電」の導入を推進します。

### [ 基本方針 2 パートナーシップによる「地域循環共生圏」の形成 ]

#### ◇ 施策⑧ 多様な主体との協働による森林整備の推進と里山資源の活用

富士宮市では、豊かな森林を活かし、かつ、事業者との連携によりカーボンオフセットを行う新たな取組であるJ-クレジット制度を始めており、市内関連団体と「富士宮市J-クレジット運営連絡会」を発足させ、情報収集や意見交換を通じて課題解決を図りながら、官民一体でクレジット創出に取り組んでいます。

### [ 基本方針 3 省エネルギーの推進 ]

#### ◇ 施策⑨ 公共施設のZEB化と省エネ性能向上の推進

富士宮市全体のゼロカーボン推進するためには、市が自ら取組姿勢を示して、ゼロカーボン施策を先導することが重要であると考えています。そのため、公共の施設という重要施設であることを考え、「公共施設のZEB化と省エネ性能向上」を推進します。

### [ 基本方針 4 環境に配慮したライフスタイルへの転換 ]

#### ◇ 施策⑱ プラスチック資源循環の推進

富士宮市では、2024(令和6)年4月から、プラスチックごみを資源ごみとして、週1回の「プラスチックの日」に分別収集を開始しています。ゼロカーボン推進するためには、プラスチックごみをより一層、分別収集・資源化を進める必要があることから、「プラスチック資源循環」を推進します。

## [ 基本的取組事項 ]

### ◇ 環境教育の推進

富士宮市全体のゼロカーボンを推進するためには、市が自ら取組姿勢を示すとともに、市民、事業者の理解と協力を得た環境活動を推進することが重要であると考えており、特に子どもを中心とした環境教育を行っているところです。

環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成により、市民・事業者の取組のすそ野が広がり、市全体としての環境保全意識が高まっていくことを目指し、「環境教育」を推進します。

環境教育は、持続可能な社会の形成に向けて、地域の環境課題を自らの問題として捉え、理解を深め、行動につなげるための重要な取組です。

例えば、脱炭素に向けた電気やガスの使用量の削減、ごみの減量化・資源化、緑化活動など、身近な生活の中にある環境との関わりを学ぶことは、次世代の環境保全意識の醸成につながります。また、子どもたちの環境学習は、未来の地域の担い手の観点からも重要であり、主体的な行動が期待されます。

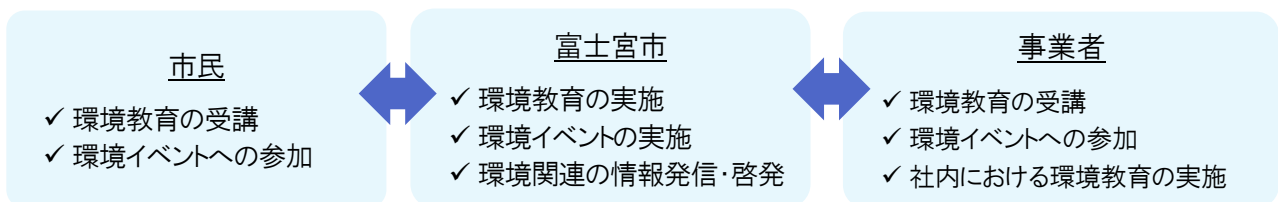
富士宮市では、小・中学校での環境に関わる体験や学習や、ごみの排出量の削減や省エネルギーについて体験を通して学び、家族のリーダーとなって地球温暖化防止の取組を実践する「アース・キッズ事業」や地域の水等の身近な環境問題について講義、フィールドワークを通じて学ぶ「宮エコキッズ事業」など、子どもを対象とした環境教育を行っています。また、富士山環境交流プラザでは親子で参加できる環境保全をテーマにした企画も行っています。さらに、市民や事業者の環境学習の場として、富士山まちづくり出前講座や施設めぐり等を実施しています。その他、環境探検隊や自然観察会の実施など体験型の自然環境学習も行っています。

また、市民や事業者の意識高揚を図るため、各種環境関連団体と協働で環境フェア等の環境イベントを実施しているほか、ホームページや広報紙、SNS等を活用し、環境に関する取組について情報発信を行っています。

環境教育の推進により、環境問題への関心を高めることで、一人ひとりが自分の暮らしと環境とのつながりを意識し、協働による環境活動を通じて、より良い地域の環境づくりに貢献することが期待されます。

#### ～ 取組概要 ～

富士宮市においては、引き続き、環境教育・環境学習の場を設け、学校教育やイベント等を通じた意識高揚を図るとともに、協働による環境活動の推進、環境情報の発信に取り組んでいきます。



#### 環境教育による削減効果

設定項目	現状:2024年度 (令和6年度)	2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)	2040年度 (令和22年度)	2050年度 (令和32年度)
アース・キッズ事業 累計参加者数	8,388人	11,148人	13,113人	15,018人	18,374人
二酸化炭素 削減見込み量(※)	0.02千t-CO <sub>2</sub>	0.02千t-CO <sub>2</sub>	0.03千t-CO <sub>2</sub>	0.03千t-CO <sub>2</sub>	0.04千t-CO <sub>2</sub>




※二酸化炭素削減見込み量は、2014(平成26)年度以降のアース・キッズ事業の参加者数と二酸化炭素削減効果の過年度実績を踏まえ、参加者数の累計人数と1人あたりの平均の二酸化炭素削減効果に基づき算出した。

## 5 施策展開による二酸化炭素の削減効果

各施策の展開による二酸化炭素の削減見込み量について整理します。

本戦略で掲げた施策の効果は、2050(令和 32)年までに基準年度 2013(平成 25)年度の二酸化炭素排出量 1,275.6 千 t-CO<sub>2</sub>をゼロにすることを目指しており、これらの施策を着実に推進していきます。




### ■ 戦略における二酸化炭素削減見込み量

方針	主な施策	二酸化炭素削減見込み量(千 t-CO <sub>2</sub> )			
		2030 (令和 12) 年度	2035 (令和 17) 年度	2040 (令和 22) 年度	2050 (令和 32) 年度
[方針 1] 地域資源を活用した 再生可能エネルギー の導入推進 	①太陽光発電の導入推進	227.9	367.8	497.1	603.8
	②小水力発電の導入推進	92.4	101.3	110.2	127.9
	③バイオマス発電の導入推進	2.0	3.6	5.3	8.6
	④ゼロカーボン推進設備等導入推進	13.1	15.4	17.7	22.3
	計	335.4	488.1	630.2	762.6
[方針 3] 省エネルギーの推進 	⑨公共施設の ZEB 化と省エネ性能向上の推進	5.8	7.5	9.1	12.5
	⑩高性能住宅・建築物(ZEH・ZEB 化)の普及促進	95.1	110.3	122.5	137.9
	⑪AI・IoT 等を活用したエネルギー・マネジメントの導入	0.2	0.3	0.3	0.4
	計	101.0	118.1	131.9	150.8
[方針 4] 環境に配慮したライフ スタイルへの転換 	⑬ゼロカーボン・ドライブの普及促進	114.5	149.3	181.7	224.0
	⑰ごみダイエツプロジェクトの推進	2.9	3.7	4.5	6.1
	⑱食品ロスの削減	2.2	2.4	2.5	2.7
	⑲プラスチック資源循環の推進	10.7	13.9	17.0	23.2
	計	130.3	169.3	205.7	256.1
[基本的取組事項]	環境教育の推進	0.02	0.03	0.03	0.04
吸収量・オフセット	市域における森林による二酸化炭素吸収量	109.9	107.0	105.8	104.0
	カーボンオフセットガス	0.8	1.1	1.4	2.1

### ■ 二酸化炭素削減見込み量及び実質排出量(千 t-CO<sub>2</sub>)

項目	2030 (令和 12) 年度	2035 (令和 17) 年度	2040 (令和 22) 年度	2050 (令和 32) 年度
二酸化炭素削減見込み量(吸収量・オフセットを含む) 合計	677.4	883.6	1,075.0	1,275.6
各年度の目標達成に向けて必要な二酸化炭素削減量	677.4	883.6	1,075.0	1,275.6
二酸化炭素 実質排出量	598.2	392.0	200.6	0

### ■ 戦略におけるその他の施策展開

方針	主な施策
[方針 2] パートナーシップによる 「地域循環共生圏」の形成 	⑤再エネ電力の地産地消の仕組みづくり ⑥市域外との広域連携による再生可能エネルギーの利活用 ⑦富士宮市地域循環共生圏推進協議会を活用した事業者支援 ⑧多様な主体との協働による森林整備の推進と里山資源の活用
[方針 3] 省エネルギーの推進 	⑫木造建築物、高性能建材・設備の普及促進
[方針 4]環境に配慮した ライフスタイルへの転換 	⑭地域公共交通の利用促進 ⑮歩行者と自転車にやさしいまちづくりの推進 ⑯テレワーク・ワーケーションの推進 ⑳持続可能な消費の拡大

## 6 脱炭素ロードマップ・行動リスト

ゼロカーボンシティの実現に向けた施策ごとのロードマップと行動リストを、次のとおり整理します。

### [方針1] 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入推進



施策①	2030(令和 12)	2035(令和 17)	2040(令和 22)	2050(令和 32)
太陽光発電の導入推進	413,656 千 kWh	667,519 千 kWh	902,133 千 kWh	1,095,794 千 kWh

事業・取組	内容	市担当課
太陽光発電の導入支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼロカーボン推進設備等導入費補助事業により、市民や事業者の導入を推進する。</li> <li>・再生可能エネルギー事業と自然環境や景観との調和を図るよう適正な誘導に努める。</li> </ul>	環境未来課
公共施設への太陽光発電設備導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PPA事業の活用を中心に、新築及び改築する公共施設への太陽光発電設備等の導入を推進する。</li> </ul>	環境未来課
営農型太陽光発電	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業の発展に繋がるよう営農型太陽光発電の適正な誘導に努める。</li> </ul>	農業委員会事務局
避難所の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備とあわせて設置される蓄電池を予備電源とする方策、災害時の電力供給を考慮した設備の導入を検討する。</li> </ul>	危機管理局

施策②	2030(令和 12)	2035(令和 17)	2040(令和 22)	2050(令和 32)
小水力発電の導入推進	167,650 千 kWh	183,783 千 kWh	199,916 千 kWh	232,183 千 kWh

事業・取組	内容	市担当課
小水力発電の導入支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小水力発電について事業者への情報提供や関係機関との調整を行い、適正な誘導に努める。</li> </ul>	環境未来課

施策③	2030(令和 12)	2035(令和 17)	2040(令和 22)	2050(令和 32)
バイオマス発電の導入推進	3,616 千 kWh	6,596 千 kWh	9,577 千 kWh	15,539 千 kWh

事業・取組	内容	市担当課
バイオマス発電の導入支援	・ バイオマス発電について、事業者への情報提供や関係機関との調整を行い、適正な誘導に努める。	環境未来課 農業政策課
運営・稼働状況の把握	・ 現在稼働しているバイオマス発電事業の運営・稼働状況の把握を行う。	環境未来課 農業政策課

施策④	2030(令和 12)	2035(令和 17)	2040(令和 22)	2050(令和 32)
ゼロカーボン推進設備等導入推進	23,700 千 kWh	27,904 千 kWh	32,109 千 kWh	40,519 千 kWh

事業・取組	内容	市担当課
ゼロカーボン推進設備等導入費補助事業	・ 市民や自治会、事業者への周知を図り、設備の導入を推進する。 ・ ゼロカーボン推進設備等導入費補助事業の充実を図る。	環境未来課
住宅リフォーム宮クーポン事業	・ 市民への周知を図り、設備の導入を促進する。	商工振興課

## [方針2] パートナーシップによる「地域循環共生圏」の形成



施策⑤
再エネ電力の地産地消の仕組みづくり

事業・取組	内容	市担当課
再エネ電力の地産地消に関する検討	・ 再エネ電力の地産地消について情報収集を行う。	環境未来課

**施策⑥**  
市域外との広域連携による再生可能エネルギーの活用

事業・取組	内容	市担当課
広域連携の推進	・ 富士山ネットワーク会議を通じて、再生可能エネルギーの利活用について検討する。	企画戦略課 環境未来課

**施策⑦**  
富士宮市地域循環共生圏推進協議会を活用した事業者支援

事業・取組	内容	市担当課
富士宮市地域循環共生圏推進協議会	・ 各部会の提案について事業化を推進する。 ・ 講習会・イベント等を開催し、市内事業者に省エネ・再エネに関する情報提供を行う。	環境未来課

施策⑧	2030(令和 12)	2035(令和 17)	2040(令和 22)	2050(令和 32)
多様な主体との協働による森林整備の推進と里山資源の活用	J-クレジットの認証件数 5 件	J-クレジットの認証件数 10 件	J-クレジットの認証件数 15 件	J-クレジットの認証件数 25 件
森林の二酸化炭素吸収量	109.9 千 t-CO <sub>2</sub>	107.0 千 t-CO <sub>2</sub>	105.8 千 t-CO <sub>2</sub>	104.0 千 t-CO <sub>2</sub>

事業・取組	内容	市担当課
J-クレジット制度の推進	・ 富士宮市 J-クレジット運営連絡会を通じて、クレジットの認証を目指し、市域内でのクレジットの売買を推進する。	環境未来課
森林整備計画	・ 森林整備計画に基づき、間伐など森林整備を推進する。	農業政策課
森林経営の支援促進	・ 森林経営計画策定に必要な資料交付等を行う。	農業政策課
小規模森林整備補助金	・ 森林の保全、整備及び活用の促進を図るため、個人の小規模森林整備を支援する。	農業政策課

## [方針3] 省エネルギーの推進

身近な省エネルギーの実行

脱炭素型の住まいの  
実現

既存建築物の  
脱炭素化

施策⑨	2030(令和 12)	2035(令和 17)	2040(令和 22)	2050(令和 32)
公共施設の ZEB 化と省エネ性能向上の推進	公共施設の省エネ化約 25%	公共施設の省エネ化約 30%	公共施設の省エネ化約 35%	公共施設の省エネ化 50%

事業・取組	内容	市担当課
富士宮市公共施設等総合管理計画	・ 公共施設の設備を新設または更新する際は、高効率機器や省エネルギー設備を導入する。	公共建築課
公共施設の ZEB 化の推進	・ ゼロカーボンシティの実現に向けた市有施設等の行動指針に基づき、公共施設の ZEB 化を推進する。また、ZEB 化を達成した施設は第三者認証の取得を行う。	環境未来課
公共施設の LED 化の推進	・ ゼロカーボンシティの実現に向けた市有施設等の行動指針に基づき、公共施設の LED 化を推進する。	環境未来課

施策⑩	2030(令和 12)	2035(令和 17)	2040(令和 22)	2050(令和 32)
高性能住宅・建築物 (ZEH・ZEB 化) の普及促進	ZEH 化約 50% 省エネ設備導入 46%	ZEH 化約 55% 省エネ設備導入 60%	ZEH 化約 60% 省エネ設備導入 73%	ZEH 約 70% 省エネ設備導入 100%

事業・取組	内容	市担当課
ZEH(市民)、省エネ設備(事業者)の導入推進	・ ゼロカーボン推進設備等導入費補助事業により、市民の ZEH 住宅の導入及び事業者の省エネ設備の導入を推進する。	環境未来課
ビジネスコネクつじのみや	・ 企業が環境に配慮した設備を更新・導入する際に、補助制度などの情報提供を行う。	商工振興課

施策⑪	2030(令和 12)	2035(令和 17)	2040(令和 22)	2050(令和 32)
AI・IoT等を活用したエネルギー・マネジメントの導入	HEMS 導入 939 件	HEMS 導入 1,239 件	HEMS 導入 1,539 件	HEMS 導入 2,139 件

事業・取組	内容	市担当課
HEMSの導入推進	・ゼロカーボン推進設備等導入費補助事業によりHEMSの導入を推進する。	環境未来課
富士宮市DX推進計画	・デジタル技術を活用し、行政のデジタル化を進める。	デジタル推進課

施策⑫	2030(令和 12)	2035(令和 17)	2040(令和 22)	2050(令和 32)
木造建築物、高性能建材・設備の普及促進	木材使用量 696m <sup>3</sup>	木材使用量 1,196m <sup>3</sup> 以上	木材使用量 1,696m <sup>3</sup> 以上	木材使用量 2,696m <sup>3</sup> 以上

事業・取組	内容	市担当課
富士ヒノキの家・宮クーポン事業	・市民への周知を図り、富士ヒノキの利用を促進する。	農業政策課
公共施設への木材利用	・公共施設整備の際は、富士ヒノキなどの地場産木材の活用を推進する。	農業政策課
	・公共施設整備における設計の際は、富士ヒノキなどの地場産木材の活用に努める。	公共建築課

## [方針4] 環境に配慮したライフスタイルへの転換



施策⑬	2030(令和 12)	2035(令和 17)	2040(令和 22)	2050(令和 32)
ゼロカーボン・ドライブ普及促進	電気自動車等への転換 自動車保有台数 46%	電気自動車等への転換 自動車保有台数 60%	電気自動車等への転換 自動車保有台数 73%	電気自動車等への転換 自動車保有台数 90%

事業・取組	内容	市担当課
公用車への電動車の導入	・公用車への電動車の導入を推進する。	契約管理課
エコ通勤の実施・エコドライブの普及啓発	・市職員に対してエコ通勤を実施する。 ・市職員に対してエコドライブの普及啓発を行う。	環境未来課
電動車の導入、エコドライブの推進	・市民・事業者に対して電動車の導入、エコドライブの普及啓発を行う。	環境未来課

施策⑭	2030(令和 12)	2035(令和 17)	2040(令和 22)	2050(令和 32)
地域公共交通の利用促進	地域公共交通の利用者数 100,000 人	地域公共交通の利用者数 110,000 人	地域公共交通の利用者数 120,000 人	地域公共交通の利用者数 130,000 人



事業・取組	内容	市担当課
地域公共交通の利用促進	・ 地域公共交通の利用を促進する。	交通対策室
車両の電動化	・ 地域公共交通の車両の電動化を検討する。	交通対策室

施策⑮
歩行者と自転車にやさしいまちづくりの推進

事業・取組	内容	市担当課
富士宮市自転車活用推進計画	・ 自転車活用推進計画に基づき、自転車利用環境の整備と自転車の活用促進を推進する。	地域政策推進室
E-BIKEの利用促進	・ 市民や観光客にE-BIKEの利用を促進し、移動手段の脱炭素化を進める。	観光課 地域政策推進室

施策⑯
テレワーク・ワーケーションの推進

事業・取組	内容	市担当課
テレワークの推進	・ 市職員のテレワークを推進するためのルールづくりを行う。	行政課 人事課 デジタル推進課
富士宮市DX推進計画	・ 市職員のテレワークを推進するための環境整備を行う。	デジタル推進課
ワーケーションの推進	・ 様々なワーケーションの可能性を検討する。	地域政策推進室

施策⑰	2030(令和 12)	2035(令和 17)	2040(令和 22)	2050(令和 32)
ごみダイエットプロジェクトの推進	ごみの削減 4,455t(約 25%)	ごみの削減 5,692t(約 30%)	ごみの削減 6,929t(約 35%)	ごみの削減 9,403t(約 50%)

※ 生ごみ・プラスチックごみを除く

事業・取組	内容	市担当課
雑がみの分別・生ごみの水切りなどの周知・啓発	・ 市民や事業者に雑がみの分別や生ごみの水切りなどを周知・啓発する。	生活環境課
ごみの減量化・資源化	・ 家庭系一般ごみや事業系一般ごみの減量化・資源化に努める。	生活環境課

施策⑱	2030(令和 12)	2035(令和 17)	2040(令和 22)	2050(令和 32)
食品ロスの削減	生ごみ削減 5,610t(約 60%)	生ごみ削減 5,969t(約 65%)	生ごみ削減 6,288t(約 70%)	生ごみ削減 6,826t(約 75%)

事業・取組	内容	市担当課
食品ロスに関する情報提供	・ 講座・イベント等を通じて、事業者・市民に食品ロスに関する情報提供を行う。	生活環境課
ふじのみや3010運動の推進	・ ふじのみや3010運動について、市民や事業者に周知・啓発する。	生活環境課

施策⑲	2030(令和 12)	2035(令和 17)	2040(令和 22)	2050(令和 32)
プラスチック資源循環の推進	プラスチックの資源化 4,072t(46%)	プラスチックの資源化 5,311t(60%)	プラスチックの資源化 6,462t(73%)	プラスチックの資源化 8,851t(100%)

事業・取組	内容	市担当課
海洋プラスチックごみの防止	・ 海洋プラスチックごみ防止6R県民運動について、市民・事業者へ周知・啓発する。	生活環境課
プラスチックの資源化	・ プラスチックの資源化を行う。	生活環境課 清掃センター

施策⑳	2030(令和 12)	2035(令和 17)	2040(令和 22)	2050(令和 32)
持続可能な消費の 拡大	グリーン購入 100%	グリーン購入 100%	グリーン購入 100%	グリーン購入 100%
カーボンオフセットガス の導入	250,118m <sup>3</sup>	357,996m <sup>3</sup>	465,874m <sup>3</sup>	681,630 m <sup>3</sup>

事業・取組	内容	市担当課
市民・事業者の行動変容の 促進	・ 市民・事業者に対して国や県が推進する脱炭素につ ながる運動を周知・啓発する。	環境未来課
カーボンオフセットガスの導入	・ ゼロカーボンシティの実現に向けた市有施設等の行 動指針に基づき、市の公共施設について、通常のガ スからカーボンオフセットガスへの順次切り替えを推 進する。	環境未来課
環境に配慮した物品等の購入	・ 環境に配慮した物品等を購入する。	全ての課

## [基本的取組事項]

誰もが参画できる土台づくり

環境教育の加速化

環境教育の拡充

主な施策	2030(令和 12)	2035(令和 17)	2040(令和 22)	2050(令和 32)
環境教育の推進	アース・キッズ事業 累計参加者数 11,148 人	アース・キッズ事業 累計参加者数 13,113 人	アース・キッズ事業 累計参加者数 15,018 人	アース・キッズ事業 累計参加者数 18,374 人



事業・取組	内容	市担当課
環境教育の実施	・アース・キッズ事業や宮エコキッズ事業などの環境教育を実施する。	環境未来課
環境イベントの実施	・各種環境関連団体との協働により、環境フェアやゼロカーボンフェアなどの環境イベントを実施する。	環境未来課
環境に関する体験・学習の実施	・小・中学校で環境に関する体験や学習を行い、環境問題へ意識高揚を図る。	学校教育課
富士山まちづくり出前講座	・富士山まちづくり出前講座で環境に関するプログラムを取り入れて実施する。	社会教育課
施設めぐり・施設見学の受け入れ	・市民を対象とした施設めぐりや施設見学の受け入れを行い、環境に関する取組について解説する。	清掃センター 生活排水処理センター
環境探検隊の実施	・市民を対象に環境保全の取組を学ぶ環境探検隊を実施する。	生活環境課
富士山環境交流プラザ	・富士山環境交流プラザを活用し、環境に関するイベントやセミナーを実施する。	花と緑と水の課
自然観察会の実施	・市民を対象に環境保全活動を体験する自然観察会を実施する。	花と緑と水の課
環境情報の発信	・ホームページや広報紙、SNS などを活用し、環境に関する情報を発信する。	全ての課

～ デコ活 ～

「デコ活」は、国が提唱する「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、2050年カーボンニュートラル及び2030(令和12)年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を強力に後押しするための新しい国民運動です。



出典:リーフレット「デコ活」のすすめ(2025(令和7)年8月時点) 環境省地球環境局

【デコ活アクション】

具体的な取組の事例として、3分野、計13種類の「デコ活アクション」があります。

具体的な取組事例（3分野、計13種類）

分類	アクション
まずはここから	住デ 電気も省エネ 断熱住宅（電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む）
	住コ こだわる楽しさ エコグッズ（LED・省エネ家電などを選ぶ）
	食力 感謝の心 食べ残しゼロ（食品の食べ切り、食材の使い切り）
ひとりでCO <sub>2</sub> が下がる	職ツ つながるオフィス テレワーク（どこでもつながれば、そこが仕事場に）
	住 高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ
	移 環境にやさしい次世代自動車を選ぶ
みんなで実践	住 太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる
	衣 クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む
	住 ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する
	食 地元産の旬の食材を積極的に選ぶ
	移 できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する
買 はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う	
住 宅配便は一度で受け取る	

出典:「デコ活」～暮らしの中のエコろがけ～ 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動 2025(令和7)年7月 環境省

## ～ ふじのくにCOOLチャレンジ「クルポ」～

ふじのくに COOL チャレンジは、静岡県が実施する地球温暖化防止のための県民運動です。

この県民運動では、温暖化対策アプリ「クルポ」を活用して、日常の省エネ、リサイクル、公共交通利用など、身近な「脱炭素アクション」に楽しみながら取り組むことを通じて、県民の脱炭素ライフへの行動変容を促し、取組を進めることを目的としています。

### 【脱炭素アクション一覧】

#### イチオシ3アクション！

公共交通の利用

次世代自動車の  
利用促進

サステナブル  
ファッションの利用

#### その他 脱炭素アクション一覧

アクション	
アプリで	毎日エコチェック
	エコクイズ
	アンケートに答える
	節電・省エネチャレンジ
	私のCO <sub>2</sub> 記録環境家計簿
	動画等で学ぶ
	「うちエコ診断」を受ける
	「みらエコ診断」を受ける
	クルポシェア（お友達紹介）
	チャレンジポイント
スポットで	えねシェア
	リサイクルボックスを使う
	プラスチックを減らす
	食事を食べきる
	食ロスレスキュー
	フードバンクに協力する
	エシカルを選択する
	サステナブルファッション
	自転車を利用する
	公共交通を利用する
	環境にやさしい車を選ぶ
	宅配荷物の再配達をしない
	省エネ・再エネ機器を買う
	省エネ・再エネ体験をする
環境イベントに参加する	
環境にやさしい設備を設置する	

出典:「ふじのくに COOL チャレンジ クルポ de 脱炭素ホームページ」

# 第8章 戦略の推進

## 1 推進体制

### (1) 多様な主体によるパートナーシップ

地球温暖化の問題は、あらゆるステークホルダーに関わり、分野を横断した総合的な取組が必要です。

脱炭素社会の実現に向けて、国や県の動きに歩調を合わせるなど連携しつつ、事業者、市民団体、大学等研究機関など、多様な主体とのパートナーシップにより脱炭素化を進めていくことが不可欠です。

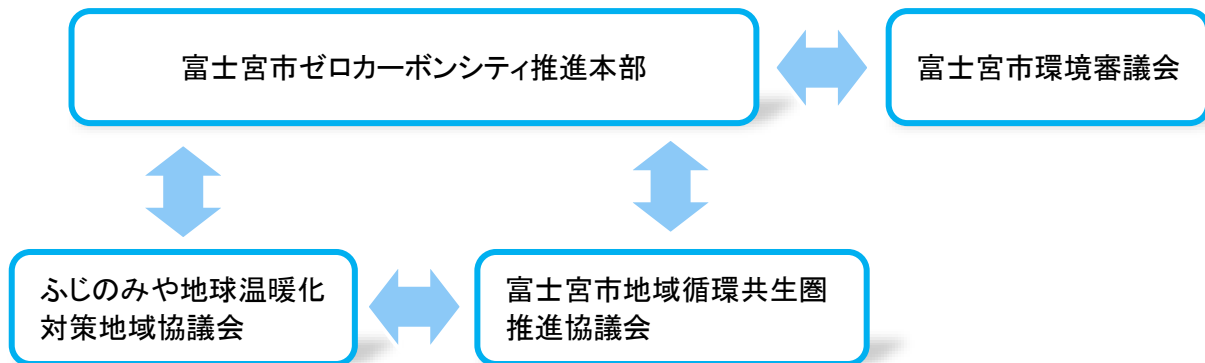
関連する多様な主体が、それぞれの役割を果たしながらゼロカーボンシティを目指して取り組むよう、富士宮市環境審議会に意見を伺うとともに、ふじのみや地球温暖化対策地域協議会、富士宮市地域循環共生圏推進協議会などを活用して連携を進めます。



市の役割：将来像や方向性の提示、取組の推進、環境情報の整備・提供

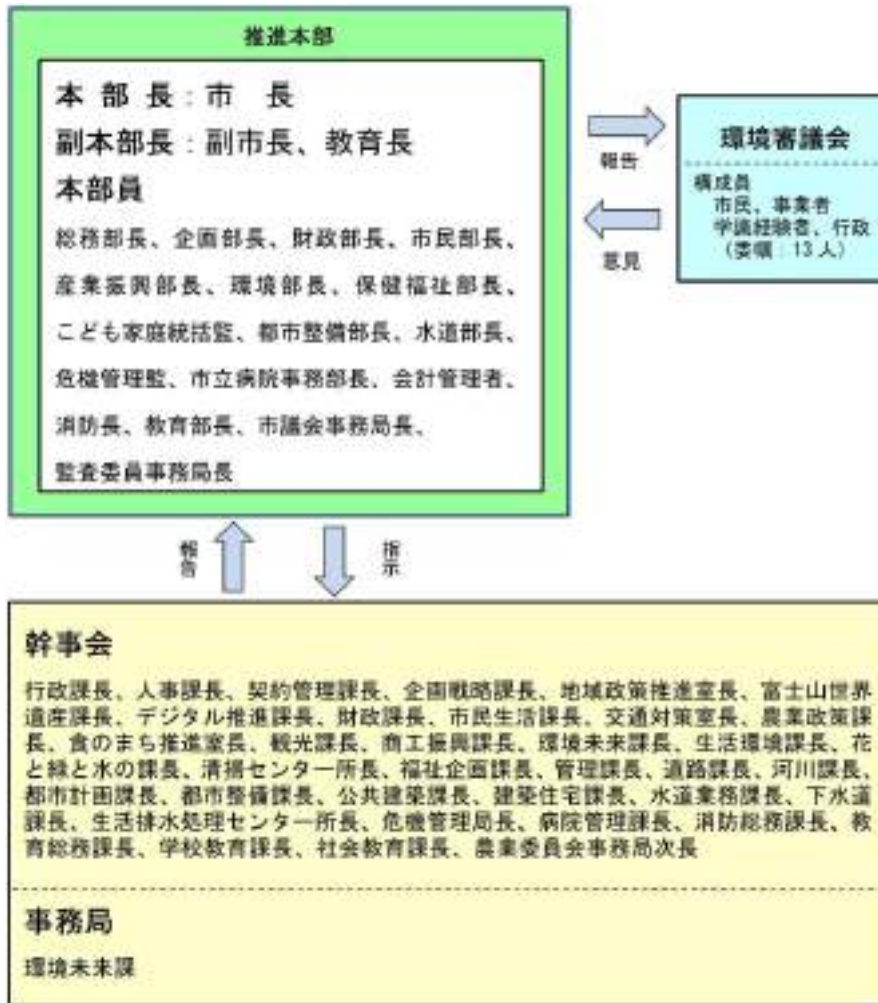
事業者の役割：脱炭素のビジネススタイルへの転換

市民の役割：脱炭素の消費行動やライフスタイルの選択



## (2) 庁内推進体制

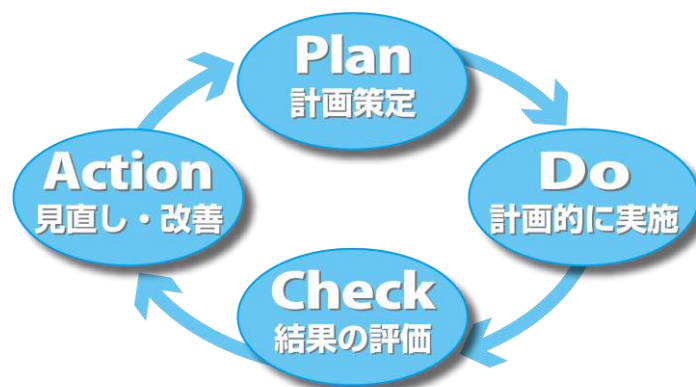
庁内においては、ゼロカーボンシティ(脱炭素社会)の実現に向け、総合的な施策を企画立案し、その推進を図ります。



## 2 フォローアップ

それぞれの取組に関して、進捗状況や目標の達成状況を継続的に検証することが重要です。

本戦略を確実に推進し、効果的な進行管理を行うため、PDCAサイクルに基づき、取組の継続的な改善と推進を行います。



**富士宮市ゼロカーボン推進戦略  
2022-2030 〰▶ 2050**

2026(令和 8)年 3 月

発 行

**富士宮市 環境部 環境企画課 環境エネルギー室**

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町 150 番地

電話 0544-22-1111(代表)

URL <https://www.city.fujinomiya.lg.jp/>

富士宮市  
ゼロカーボン推進戦略  
2022-2030 〰▶2050  
中間見直し版

